

# 岩国市 高齢者保健福祉計画

(老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画)



2024(令和6)年3月

岩国市

## はじめに

本市においては、2023（令和5）年10月1日現在の高齢化率は36.3%と全国を上回るペースで高齢化が進んでおり、介護ニーズの高い後期高齢者が更に増加していくことが見込まれています。

今後、医療・介護を必要とする高齢者や認知症がある高齢者、高齢者のみの世帯が増加することなどから、複合的な課題を抱える高齢者に対応できるよう、包括的に支援する体制を整備することがこれまで以上に求められています。

一方で、現役世代の減少も見込まれており、地域の担い手や支え手を確保するとともに、高齢者が健康で自立した生活を営むための体制づくりを行うことが、大変重要となります。

このような状況の中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据え、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間における、高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な実施を図る上での基本的な方針となる「岩国市高齢者保健福祉計画（老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画）」を策定しました。

本計画では、「すべての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと生活を送ることができる地域社会の実現」を基本理念に、「高齢者の社会参加・生きがいの促進」、「高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進」を基本目標に定め、より暮らしやすい社会に向けて6つの重点施策に取り組んでまいります。

今後におきましても、市民の皆様や関係団体と緊密に連携・協働し、共に支え合うことができる地域づくりのほか、介護予防や健康寿命の延伸に結び付く事業に取り組んでまいりますので、皆様方におかれましては、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、限られた時間の中で熱心に審議いただきました岩国市高齢者保健福祉計画策定委員会をはじめ、高齢者の保健福祉に関するアンケートへの御協力や、パブリックコメント、地域ケア会議等を通じて、それぞれの立場での貴重な御意見をいただきました皆様に、心からお礼申し上げます。

2024（令和6）年3月

岩国市長 福田良彦



# 目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の策定方法	3
4 計画の基本理念	4
5 基本目標	5
6 重点施策	6
7 計画の体系	8
第2章 高齢者の現状と課題	10
1 高齢者の状況	10
2 日常生活圏域の状況	15
3 アンケート調査の結果	22
4 第8期計画の実績と評価	43
(1) 第8期計画指標の評価	43
(2) 重点施策1 介護予防・健康づくりの推進	43
(3) 重点施策2 社会参加・生きがいづくりの促進	44
(4) 重点施策3 安心して生活できる環境整備	46
(5) 重点施策4 認知症施策の推進	48
(6) 重点施策5 包括的支援体制の深化・推進	49
(7) 重点施策6 介護保険サービスの提供体制の充実	51
第3章 施策の推進	52
重点施策1 介護予防・健康づくりと社会参加の推進	52
(1) 介護予防・重度化防止、健康づくりの推進	52
(2) 地域で活躍できる環境づくりの推進	53
(3) 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	54
重点施策2 日常生活・地域生活の支援の充実	56
(1) 総合事業の推進	56
(2) 地域での日常生活支援の充実	57
(3) 地域の見守り・支えあい体制の推進	58
重点施策3 安心して生活できる環境整備	60
(1) 高齢者福祉サービスの充実	60
(2) 安心して住み続けることができる住まいの確保	62
(3) 高齢者の権利擁護の推進	63
(4) 高齢者の感染対策・予防接種	64
(5) 高齢者を介護する家族への支援	64

重点施策4 認知症施策の推進	66
(1) 認知症の普及啓発・本人発信の支援	66
(2) 認知症予防の推進	67
(3) 認知症の人とその家族への支援体制の強化	68
(4) 認知症バリアフリーの推進	69
重点施策5 包括的支援体制の深化・推進	70
(1) 在宅医療と介護の連携強化	70
(2) 地域包括支援センターの機能強化	71
(3) 地域包括ケアシステムの深化・推進	72
(4) 重層的な支援体制の促進	73
重点施策6 介護保険サービスの提供体制の充実と介護人材の確保	74
(1) 介護給付等に関する費用の適正化	74
(2) 適正なサービス提供体制の整備	75
(3) 介護人材の確保及び定着への支援	76
第4章 介護保険事業の推進～第9期介護保険事業計画～	78
1 要介護等認定者数、介護サービス等利用者数・給付費の推移	78
2 要介護等認定者数、介護サービス等の量の見込み	81
3 介護保険施設整備計画	85
4 介護給付等対象サービス見込量の確保のための方策	86
5 介護保険料	87
第5章 計画の推進	91
1 計画の推進体制	91
2 計画の進行管理	91
3 基本目標と重点施策の評価指標と目標	92
参考資料	93
1 用語解説	93
2 岩国市高齢者保健福祉計画策定委員会開催要綱	98
3 計画策定委員会構成委員	100
4 計画策定委員会開催状況	101



# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、高齢者の自立支援や保険・医療・福祉にわたる総合的かつ効率的な介護サービスの提供等を目的として創設され、高齢者の生活を支える制度となっていますが、高齢化の進展にともない、介護保険サービスの利用者、給付費は増加し続けています。国では、2011（平成23）年の制度改正で地域包括ケアシステム\*の推進が掲げられ、また、2015（平成27）年には地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）が施行され、団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年に向けて、地域包括ケアシステム\*の実現を目指してきました。さらに、地域共生社会\*の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が施行され、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えた取組を推進してきました。

まもなく2025（令和7）年を迎えますが、さらにその先を展望すると、生産年齢人口の減少が加速する中で、介護ニーズの高い85歳以上人口は2036（令和18）年にピークを迎える見込みとなっています。

こうした状況を踏まえ、介護予防・健康維持のための地域活動の促進や多様なサービスの充実、高齢者自身が地域や社会を支える一員として活躍できる環境づくりを支援するとともに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した生活を送ることができるよう、さらなる地域包括ケアシステム\*の深化・推進が求められています。

また、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加等により、高齢者を取り巻く生活課題も複雑化、複合化しており、全庁的に取り組む重層的支援の体制において一体的に対応することが重要となっています。

第9期計画においても、地域共生社会の実現と介護保険制度の持続に重点を置き、2040（令和22）年を見据え目指す方向性は継続しつつ、本市の課題を明確にし、高齢者が自分らしくいきいきと、また安心して暮らせるよう、地域の高齢者福祉ニーズを反映した施策に取り組むため、本計画を策定しました。

## 2 計画の位置付け

本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に策定しました。

また、上位計画である「第3次岩国市総合計画」をはじめ、「第八次やまぐち高齢者プラン」、「第8次山口県保健医療計画」のほか、本市の保健福祉に関連する計画と整合性を図ります。

第9期計画では、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を含む2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間を計画期間とし、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年を見据えて策定しました。

【図表1-1 計画期間】

	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度	～	2040 (令和22) 年度	
岩国市				第3次岩国市総合計画(基本構想) (～2032(令和14)年度)								
	岩国市地域福祉計画											
	第8期 高齢者保健福祉計画			第9期 高齢者保健福祉計画			第10期 高齢者保健福祉計画					
	2040(令和22)年を見据える											
	地域医療計画											
	第2次岩国市健康づくり計画 (2019(令和元)年度～)											
	岩国市国民健康保険 第三期データヘルス計画 第四期特定健康診査*等実施計画											
	岩国市障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画											
	岩国市第2期子ども・子育て支援 事業計画 (2020(令和2)年度～)											
	山口県	第七次やまぐち 高齢者プラン			第八次やまぐち 高齢者プラン			第九次やまぐち 高齢者プラン				
第8次山口県保健医療計画												

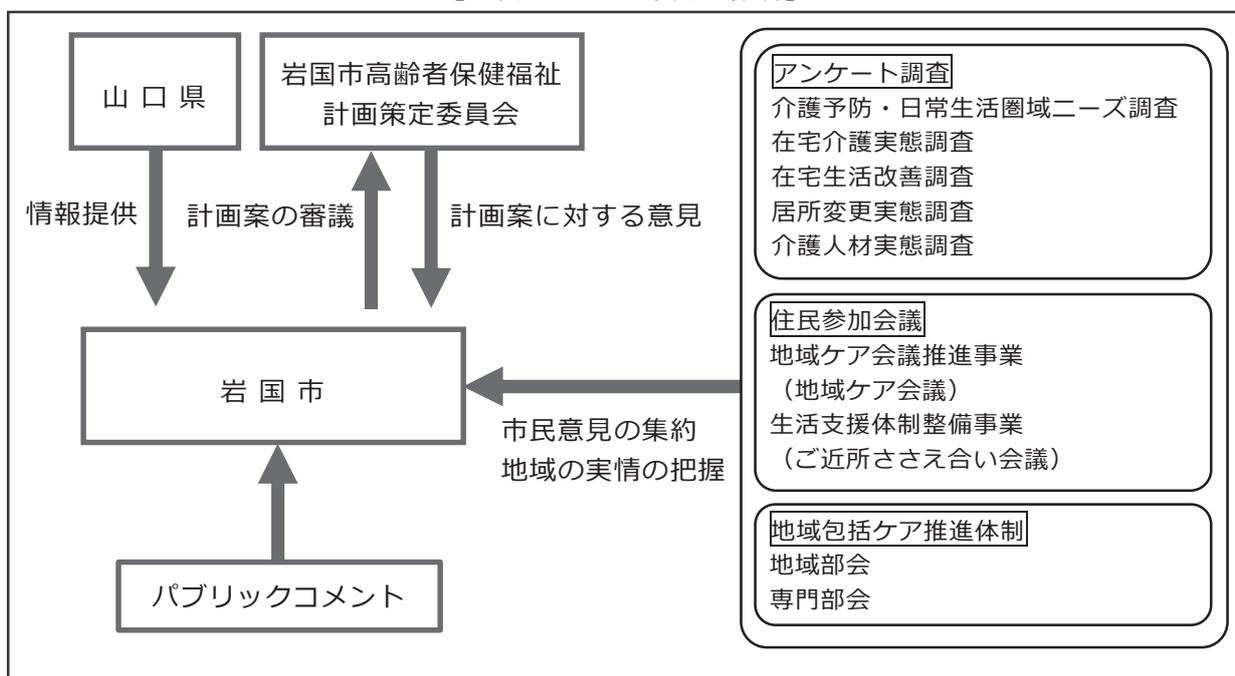
### 3 計画の策定方法

本市の計画策定に当たっては、行政関係者に加え、学識経験者や保健・医療・福祉関係者、被保険者代表等が委員となり幅広い意見が反映されるよう、計画に関する意見集約を行いました。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、在宅生活改善調査、居所変更実態調査、介護人材実態調査などのアンケート調査を行うとともに、地域ケア会議等にて、個別事例の検討から抽出した地域課題等の解決に向け、地域住民から意見や提案を聴きました。

さらに、最終的にパブリックコメントを実施し、策定しています。

【図表1-2 計画策定の体制】



【図表1-3 アンケート調査の実施概要】

アンケート	対象者・抽出方法	配布数	有効回収数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	要介護1～5を除く高齢者	5,000	3,325 (66.5%)
在宅介護実態調査	在宅の要支援・要介護認定を受けている高齢者	—	517
在宅生活改善調査	居宅介護支援*事業所 小規模多機能型居宅介護*事業所	56	46 (82.1%)
居所変更実態調査	居住系介護サービス提供事業所・ 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	82	70 (85.4%)
介護人材実態調査	サービス提供事業所・有料老人ホーム・ サービス付き高齢者向け住宅	275	206 (74.9%)

## 4 計画の基本理念

### すべての高齢者が、住み慣れた地域で いきいきと生活を送ることができる地域社会の実現

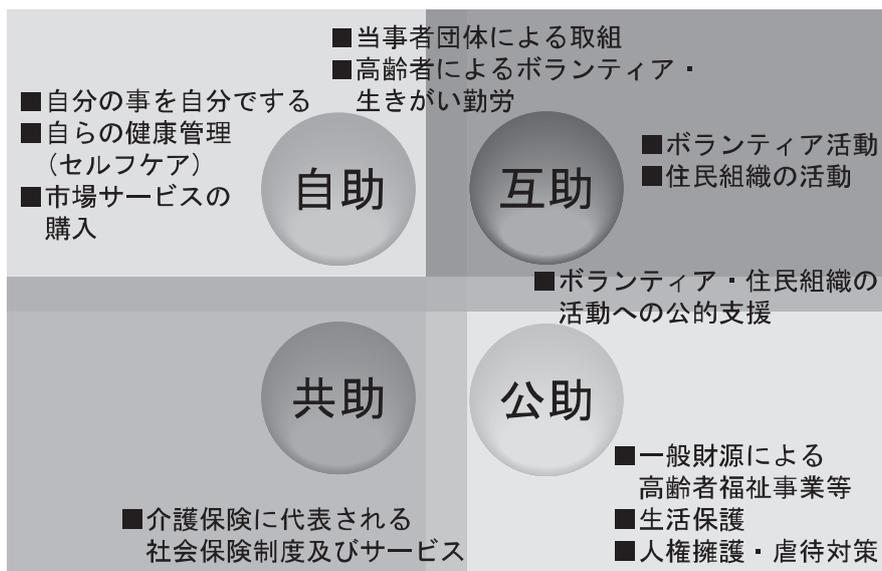
本市では、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム\*を深化・推進してきました。

昨年までの新型コロナウイルス感染症拡大による制限のある生活で、私たちは健康であることや活動できることの大切さに改めて気づくことができました。今後は、地域活動ができる環境を取り戻しつつ、より一層、高齢者が楽しみや生きがいを持って、地域とつながり生活できるよう取り組む必要があります。

さらに、医療と介護を必要とする高齢者、認知症高齢者の増加による複合化したニーズへの対応や、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となっています。

本計画においては、第8期計画から引き続き地域共生社会\*に向けて、地域の関係者や地域住民の協働により、「自助」「互助」「共助」「公助」が連携して機能する地域包括ケア体制を深化・推進させ、「すべての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと生活を送ることができる地域社会の実現」を目指します。

【図表1-4 「自助」「互助」「共助」「公助」からみた地域包括ケアシステム\*】



## 5 基本目標

### 基本目標1 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、自らが介護予防や認知症予防に関心を持つことが大切です。地域の様々な活動へ参画し、地域の人とコミュニケーションをとることや、生きがい、楽しみを持ちながら日々過ごすことは介護予防や認知症予防につながり、そして地域の活性化にもつながっていきます。

高齢者ができるだけ長く元気にいきいきと生活ができるよう、早期からの介護予防活動の普及啓発や健康づくり、地域社会と交流するためのきっかけづくりなどを支援します。

### 基本目標2 高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進

高齢者が住み慣れた家庭や地域で暮らし続けるためには、安心して生活できる環境とともに、地域がつながり、支え合う体制が不可欠です。

高齢者が認知症になったり、介護が必要になったりしても、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、介護保険サービスや生活支援サービスの提供体制の整備、安心して生活できる住まいや地域の環境づくりとともに、地域での支え合いの体制づくりを推進します。

#### ◇基本目標の成果指標と目標

	実績値 2022（令和4年）	目標値 2026（令和8年）
元気高齢者の割合 要支援・要介護認定を受けていない前期 高齢者の割合	96.21%	96.44%
主観的に健康であると感じている人の割合	78.1%	78.3%
主観的に幸福であると感じている人の割合	43.5%	46.3%

## 6 重点施策

### 重点施策1 介護予防・健康づくりと社会参加の推進

---

高齢者がいつまでも元気に、自立した生活を送るためには、要介護状態となることを予防することや介護状態の軽減、悪化を防止することとともに、生きがいを持って活動的に生活することが重要です。

高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止の取組や若い世代からの健康づくりを推進するとともに、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制を整備します。

また、高齢者が地域で活躍するための学習の場や活動の場への参画を促し、さらには、地域での様々な活動や趣味・特技、サークル活動等を通じた社会参加の場や通いの場等の活動の場の充実を図り、楽しみや役割をもって地域に参加・参画できる取組を推進します。

### 重点施策2 日常生活・地域生活の支援の充実

---

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、日常生活を送るために必要な支援やサービスを受けることができるよう、地域における生活支援体制を充実させることが重要です。

地域住民に見守り・支え合いなどの必要性を周知し、地域での取組を推進することで、地域における支援体制を充実させるとともに、高齢者が必要な支援を受けられるような環境づくりを推進します。

### 重点施策3 安心して生活できる環境整備

---

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けるためには、安心して生活できる福祉サービスの充実や高齢者の権利が護られる体制の整備が必要です。

高齢者の移動や緊急時の対策などの福祉サービスの充実や権利擁護における支援体制の整備など、住みやすい地域の環境づくりを推進します。

### 重点施策4 認知症施策の推進

---

認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現することが重要です。

これまで取り組んできた認知症への地域の理解をさらに深めるとともに、認知症の人への医療・介護サービスの提供体制、整備や、介護者への支援の充実を図りながら、生活の場での障壁を減らし認知症の人が安心・安全に地域で暮らせるよう「認知症バリアフリー\*」の取組を推進します。

## 重点施策5 包括的支援体制の深化・推進

誰もが住み慣れた地域で希望と生きがいに満ちて幸せな生活を送ることができる地域社会を実現するためには、個人や世帯が抱える複雑化、複合化する課題に対応する地域における支援体制を構築することが重要です。

地域包括ケアシステム\*をさらに深化・推進するとともに、「相談体制の充実」「包括的な支援体制」など、住民の複雑化、複合化したニーズに対応できる体制を整備します。

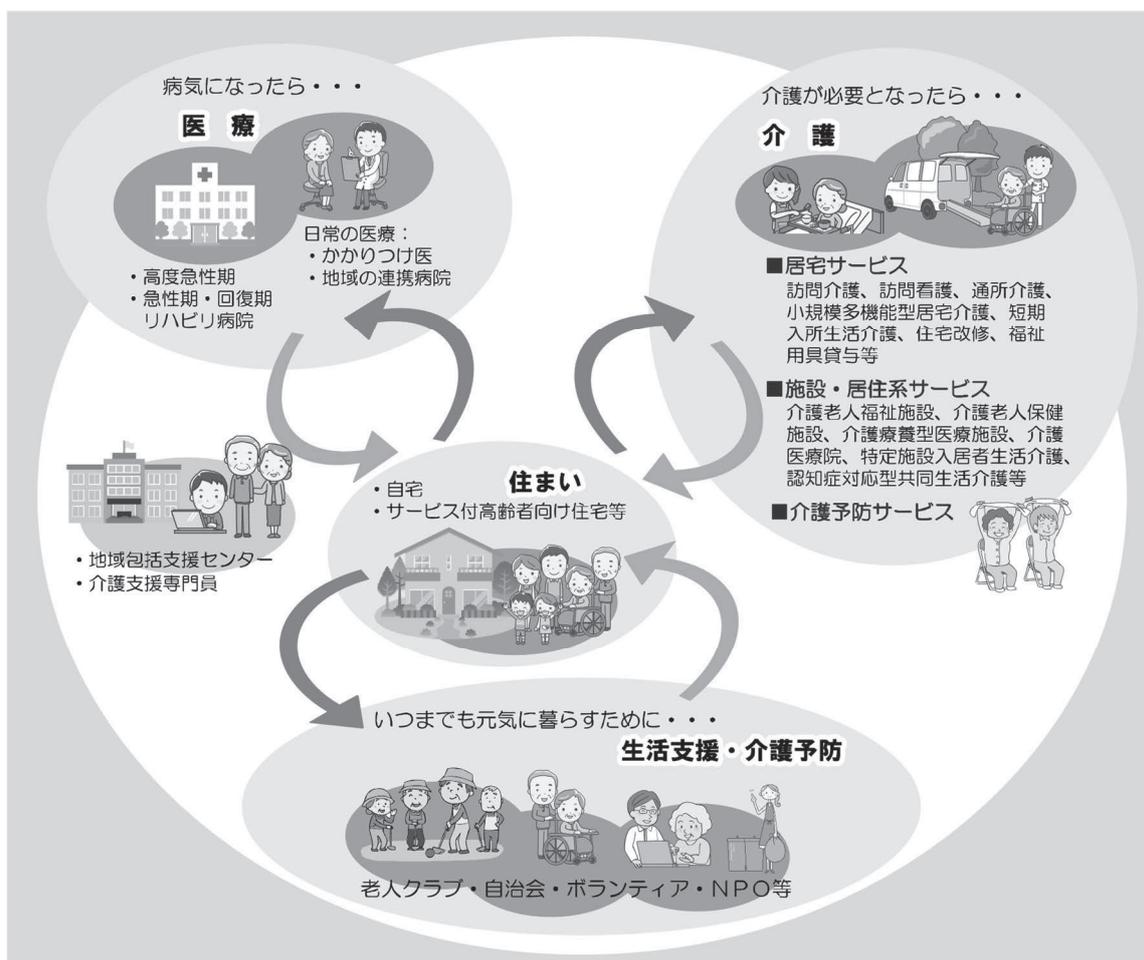
## 重点施策6 介護保険サービスの提供体制の充実と介護人材の確保

介護を必要とする高齢者が、安心していつまでも暮らしていくため、介護保険サービスを持続可能な体制に整備していかなければなりません。

必要な人に必要なサービスの提供ができるよう、要介護認定や介護給付の適正化を図るとともに、より身近な介護保険制度を目指します。

また、安定的にサービスの提供ができるよう、地域、関係機関・団体、サービス提供事業者等と連携し、介護人材の確保・定着に取り組みます。

【図表1-5 地域包括ケアシステム\*のイメージ図】



## 7 計画の体系

基本理念	基本目標	重点施策
<p>すべての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと生活を送ることができる地域社会の実現</p>		1 介護予防・健康づくりと社会参加の推進
		2 日常生活・地域生活の支援の充実
	<p>1 高齢者の社会参加・生きがいづくりの促進</p>	3 安心して生活できる環境整備
	<p>2 高齢者が安心して生活できる環境づくりの推進</p>	4 認知症施策の推進
		5 包括的支援体制の深化・推進
		6 介護保険サービスの提供体制の充実と介護人材の確保

施策の方向性	評価指標
(1) 介護予防・重度化防止・健康づくりの推進 (2) 地域で活躍できる環境づくりの推進 (3) 高齢者の生きがいづくり・社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会参加している人の割合</li> <li>・住民主体で介護予防に取り組む活動に参加する人数</li> <li>・高齢者生きがいボランティアグループのある地区数</li> </ul>
(1) 総合事業*の推進 (2) 地域での日常生活支援の充実 (3) 地域の見守り・支えあい体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生きがいのある人の割合</li> <li>・訪問型サービスタイプ2*の利用件数</li> </ul>
(1) 高齢者福祉サービスの充実 (2) 安心して住み続けることができる住まいの確保 (3) 高齢者の権利擁護の推進 (4) 高齢者の感染対策・予防接種 (5) 高齢者を介護する家族への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あんしん情報カプセルの交付件数</li> <li>・高齢者生き行きサポート事業の利用者数</li> </ul>
(1) 認知症の普及啓発・本人発信の支援 (2) 認知症予防の推進 (3) 認知症の人とその家族への支援体制の強化 (4) 認知症バリアフリー*の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症サポーター*数</li> <li>・はいかい高齢者等 SOS ネットワーク協力事業所数</li> <li>・認知症カフェ*の数</li> </ul>
(1) 在宅医療と介護の連携強化 (2) 地域包括支援センター*の機能強化 (3) 地域包括ケアシステム*の深化・推進 (4) 重層的な支援体制の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病気などで人生の最期を迎える時が来た場合「人生の最期を自宅で過ごしたい」又は「できる限り自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」と思う人の割合</li> <li>・地域包括ケアシステム*深化・推進のための会議開催数</li> </ul>
(1) 介護給付等に関する費用の適正化 (2) 適正なサービス提供体制の整備 (3) 介護人材の確保及び定着への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護認定審査会の審査のDX*化</li> <li>・要介護認定結果までの平均日数</li> <li>・介護福祉士・介護支援専門員の就職に係る給付金交付人数</li> <li>・「やまぐち働きやすい介護職場宣言」の認知度</li> </ul>

## 第2章 高齢者の現状と課題

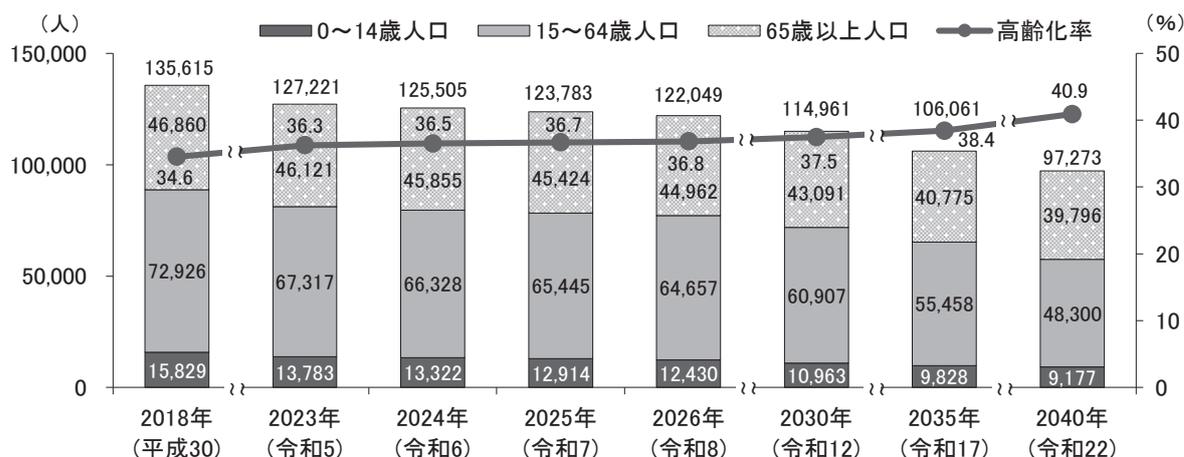
### 1 高齢者の状況

#### (1) 人口・高齢化率の推移・推計

本市の総人口は減少傾向にあり、今後も減少すると見込まれます。

また、高齢者人口はすでに減少傾向にあります。高齢化率は上昇し続けると見込まれます。

【図表2-1 人口・高齢化率の推移・推計】



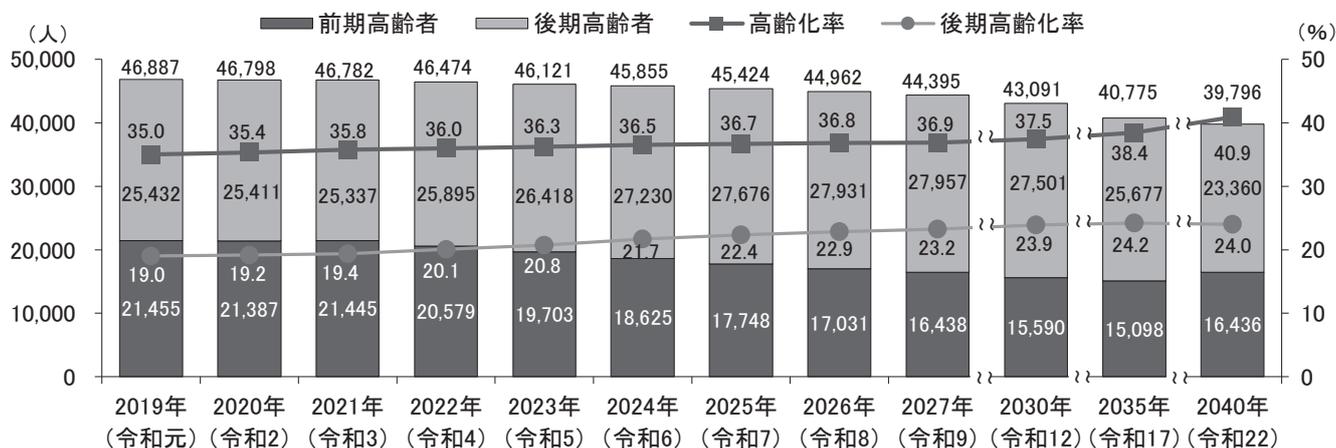
資料: 2023(令和5)年以前は住民基本台帳(各年10月1日現在)・2024(令和6)年以降はコーホート要因法による推計

#### (2) 高齢者数・高齢化率の推移・推計

高齢化率は上昇し続け、2026(令和8)年には高齢化率36.8%、2040(令和22)年には高齢化率40.9%になる見込みです。

高齢者人口は2019(令和元)年の46,887人をピークに減少し、前期高齢者人口は2021(令和3)年の21,445人から減少しますが、後期高齢者人口は2027(令和9)年まで増加する見込みです。

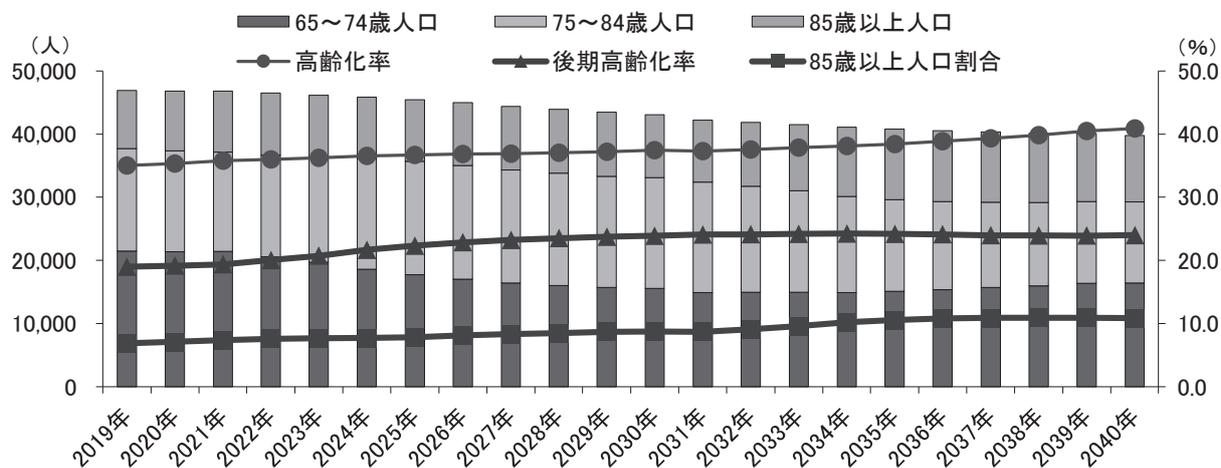
【図表2-2 高齢者数・高齢化率の推移・推計】



資料: 2023(令和5)年以前は住民基本台帳(各年10月1日現在)・2024(令和6)年以降はコーホート要因法による推計

85歳以上の高齢者人口は2023（令和5）年に前年より減少しましたが、2025（令和7）年から再び増加傾向となり、2027（令和9）年に1万人を超え、減少する年もありますが、2036（令和18）年まで増加し続けると見込まれます。

【図表2-3 年齢区分別高齢者数の推移・推計】



	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)	2022年 (令和4)	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2027年 (令和9)	2028年 (令和10)	2029年 (令和11)
65～74歳人口	21,455	21,387	21,445	20,579	19,703	18,625	17,748	17,031	16,438	16,050	15,727
75～84歳人口	16,262	16,003	15,714	16,102	16,664	17,547	17,962	18,009	17,903	17,799	17,569
85歳以上人口	9,170	9,408	9,623	9,793	9,754	9,683	9,714	9,922	10,054	10,080	10,166
高齢化率	35.0%	35.4%	35.8%	36.0%	36.3%	36.5%	36.7%	36.8%	36.9%	37.1%	37.2%
後期高齢化率	19.0%	19.2%	19.4%	20.1%	20.8%	21.7%	22.4%	22.9%	23.2%	23.5%	23.8%
85歳以上人口割合	6.9%	7.1%	7.4%	7.6%	7.7%	7.7%	7.8%	8.1%	8.4%	8.5%	8.7%

	2030年 (令和12)	2031年 (令和13)	2032年 (令和14)	2033年 (令和15)	2034年 (令和16)	2035年 (令和17)	2036年 (令和18)	2037年 (令和19)	2038年 (令和20)	2039年 (令和21)	2040年 (令和22)
65～74歳人口	15,590	14,942	14,955	14,964	14,922	15,098	15,377	15,741	16,000	16,386	16,436
75～84歳人口	17,481	17,446	16,746	16,028	15,187	14,489	13,920	13,436	13,134	12,889	12,788
85歳以上人口	10,020	9,841	10,149	10,518	10,991	11,188	11,256	11,164	11,008	10,815	10,572
高齢化率	37.5%	37.3%	37.6%	37.9%	38.1%	38.4%	38.9%	39.3%	39.8%	40.5%	40.9%
後期高齢化率	23.9%	24.1%	24.1%	24.2%	24.3%	24.2%	24.1%	24.0%	24.0%	23.9%	24.0%
85歳以上人口割合	8.7%	8.7%	9.1%	9.6%	10.2%	10.5%	10.8%	10.9%	10.9%	10.9%	10.9%

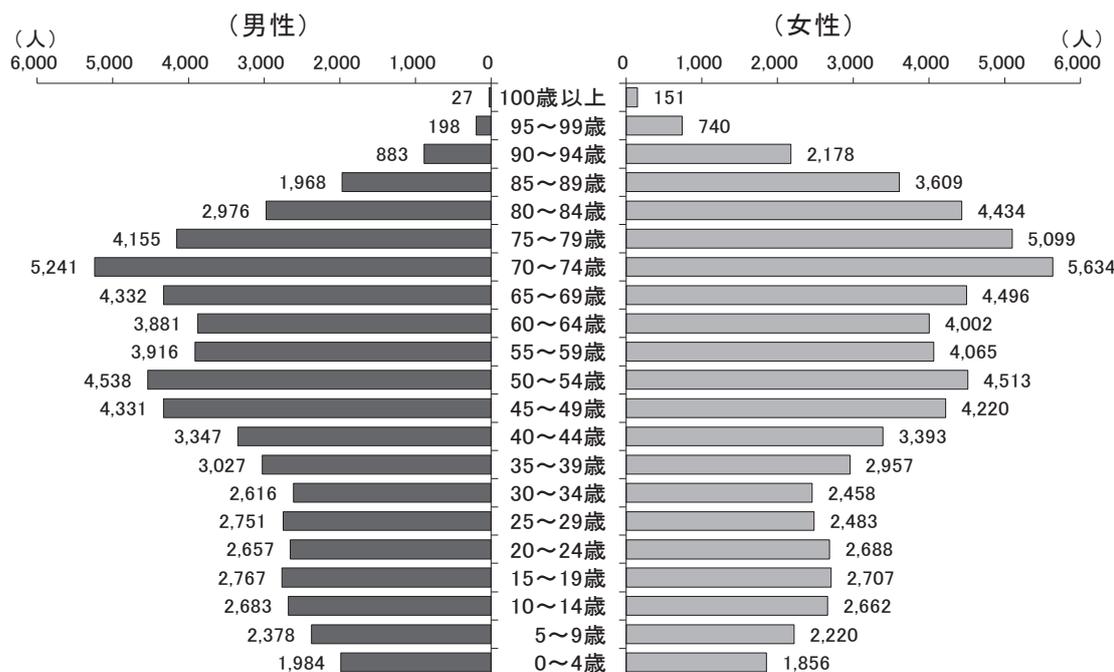
資料：2023（令和5）年以前は住民基本台帳（各年10月1日現在）・2024（令和6）年以降はコーホート要因法による推計

### (3) 年齢別人口構成の推移

2023（令和5）年の年齢別人口構成を見ると、65～69歳、70～74歳の団塊の世代が多く、また、45～49歳、50～54歳の団塊ジュニア世代も多くなっています。

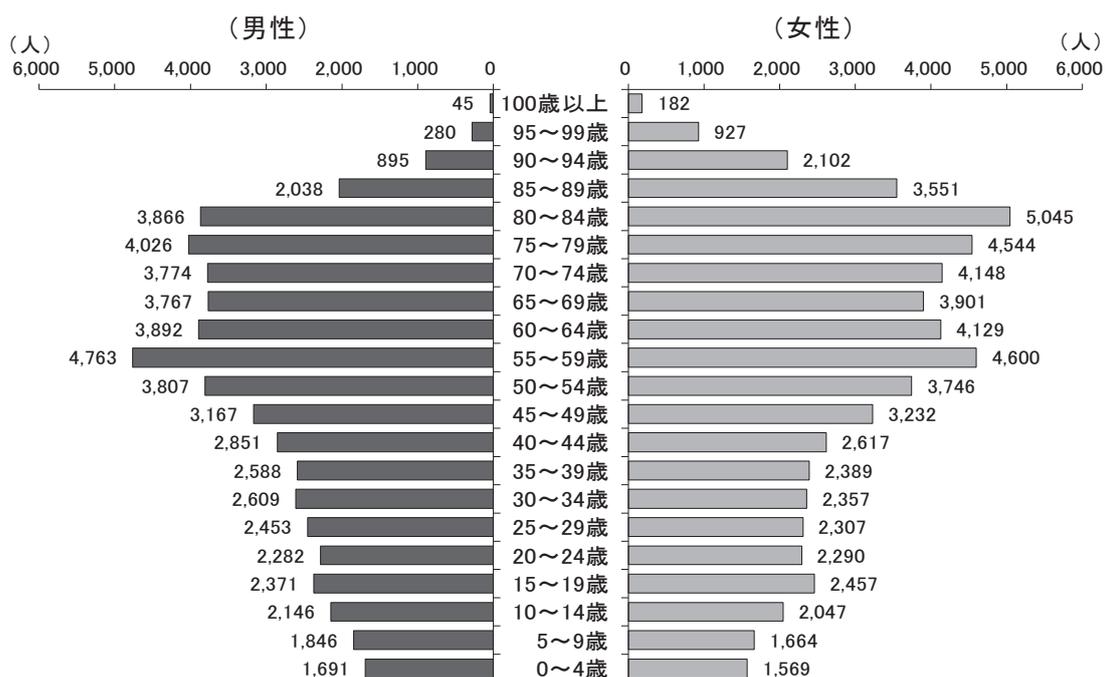
2030（令和12）年には55～59歳、80～84歳の年代が多くなると見込まれます。

【図表2-4 人口ピラミッド(2023(令和5)年)】



資料：住民基本台帳(10月1日現在)

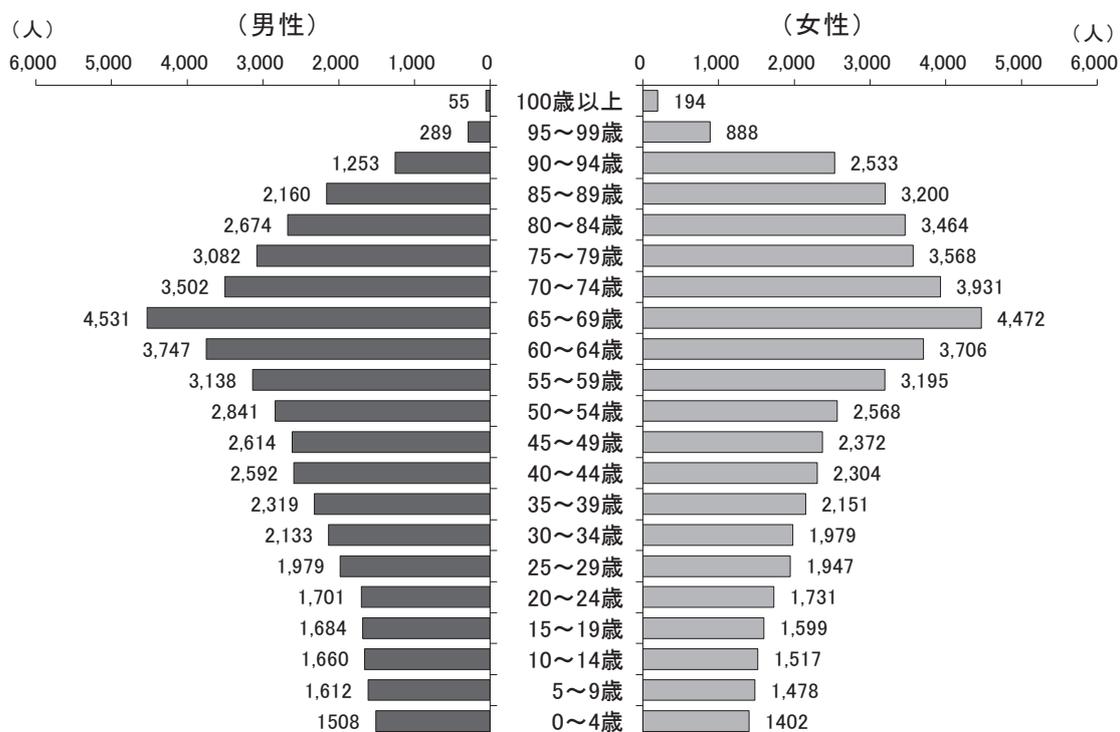
【図表2-5 人口ピラミッド(2030(令和12)年)】



資料：コーホート要因法による推計

2040（令和22）年には、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、65～69歳の年代が多くなると見込まれます。

【図表2-6 人口ピラミッド(2040(令和22)年)】

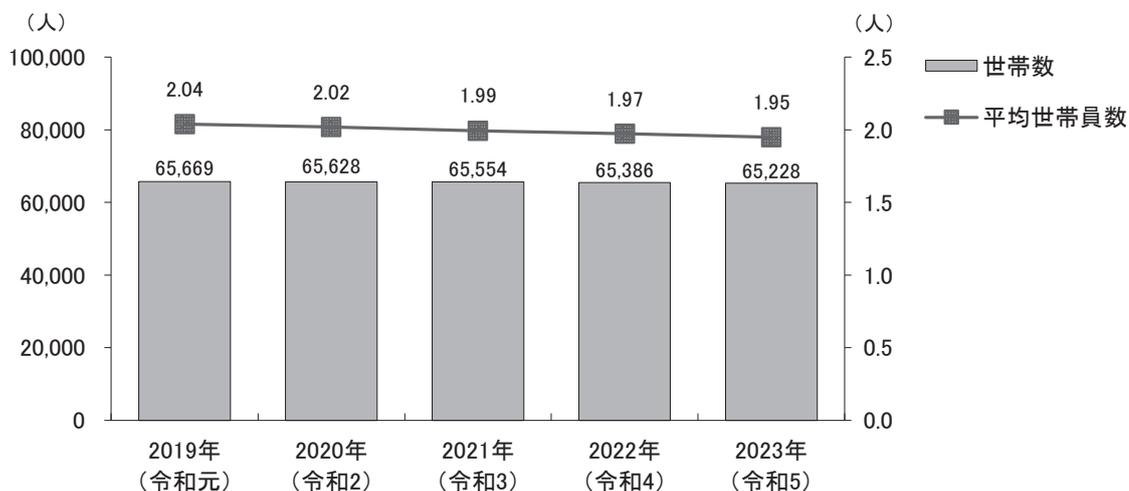


資料：コーホート要因法による推計

#### (4) 世帯数・世帯人員の推移

世帯数、平均世帯員数も減少傾向にあります。

【図表2-7 世帯数・世帯人員の推移】



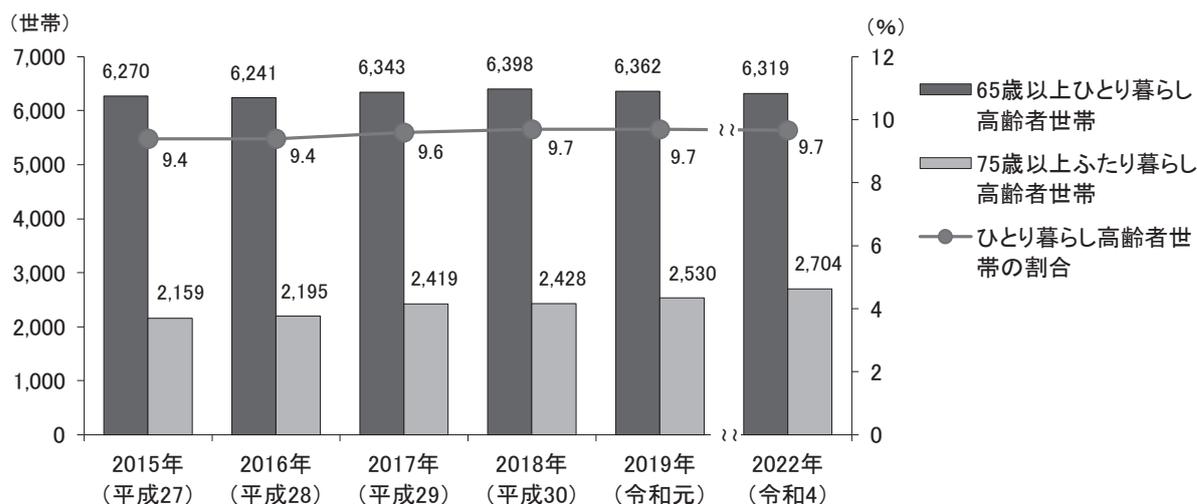
資料：住民基本台帳(各年10月1日現在)

#### (5) 65歳以上ひとり暮らし及び75歳以上ふたり暮らし世帯数の推移

65歳以上ひとり暮らしの高齢者世帯は2018（平成30）年まで増加していましたが、2019（令和元）年以降減少しています。

また、75歳以上ふたり暮らし高齢者世帯は増加し続けています。

【図表2-8 65歳以上ひとり暮らし及び75歳以上ふたり暮らし世帯数の推移】



※75歳以上ふたり暮らし高齢者世帯：同居する二人とも年齢が75歳以上の世帯

資料：高齢者支援課(各年5月1日現在)

## 2 日常生活圏域\*の状況

### (1) 日常生活圏域\*の設定

日常生活圏域\*は、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように、人口や交通事情、地理的な条件などを勘案し、地域間の均衡のとれたサービスを提供するための体制整備を目的として設定しています。

第9期計画では、第8期計画に引き続き次の5つの圏域を定め、サービス提供のバランスを取りながら、地域包括ケアを推進していきます。

【図表 2-9 日常生活圏域\*の概況】

	構成地域	人口(人)	高齢者数(人)	高齢化率(%)	要支援・要介護認定率(第1号被保険者)
岩国1	麻里布 <sup>※1</sup> ・東 <sup>※2</sup> ・装港・柱島・川下・愛宕・小瀬	47,314	14,970	31.6%	19.9%
岩国2	岩国 <sup>※3</sup> ・平田・藤河・御庄・北河内・南河内・師木野	27,437	9,678	35.3%	18.7%
岩国3	灘・通津・由宇	23,675	9,269	39.2%	17.8%
岩国4	玖珂・周東	21,816	8,223	37.7%	19.6%
岩国5	本郷・錦・美川・美和	6,979	3,981	57.0%	25.6%

※1 麻里布…今津町・山手町・室の木町・砂山町・立石町・麻里布町

※2 東…川口町・三笠町・元町・昭和町・飯田町・桂町

※3 岩国…岩国・錦見・横山・川西

	地域の特徴
岩国1	岩国市の中心市街地を含む人口密集地域です。官公庁、公共施設や商業施設等が集積、公共交通機関も充実し、生活利便性に優れています。面積は最小ですが、人口及び高齢者数は最も多くなっています。離島である柱島3島も含んでいます。
岩国2	岩国市の中心市街地から西方に位置する住宅地を含む地域です。錦川周辺に平野が広がっていますが、そのほかは、おおむね山地となっています。地域の中心を山陽自動車道、山陽新幹線、錦川清流線やJR岩徳線が通っています。
岩国3	岩国市南部を占める海岸に面した地域です。市街地は、海岸線沿いと由宇総合支所を中心とした周辺に形成されています。海岸には、複数の企業の工場があります。そのほかはおおむね山地となっています。岩国市の中心部とJR山陽本線、国道188号によって結ばれています。
岩国4	岩国市西部の山間部であり、玖珂町、周東町で構成されている地域です。市街地は、玖珂支所を中心とした一帯と、周東総合支所を中心とした一帯に広がっています。玖珂町と周東町の中心をJR岩徳線と国道2号が通っており、中心市街地と結ばれています。
岩国5	岩国市北部の山地を中心とした地域です。住宅は各総合支所・支所を中心とした地域に立地しています。錦川沿いに錦川清流線が通り、錦町から美川町を経て、中心市街地と結ばれています。広い地域に小規模で高齢化の進んだ集落が点在しています。

資料：高齢者支援課(2023(令和5)年10月1日現在)

## (2) 日常生活圏域\*別の高齢者の状況

### ア 高齢者人口の推移

2023（令和5）年の高齢者人口は、すべての圏域で前年より減少しています。

【図表2-10 日常生活圏域\*別高齢者人口の推移】

(単位:人)

	2018年 (平成30)	2019年 (令和元)	2020年 (令和2)	2021年 (令和3)	2022年 (令和4)	2023年 (令和5)
岩国1	15,182	15,184	15,134	15,122	15,065	14,970
岩国2	9,757	9,770	9,791	9,773	9,743	9,678
岩国3	9,221	9,267	9,263	9,335	9,309	9,269
岩国4	8,339	8,371	8,398	8,360	8,282	8,223
岩国5	4,361	4,295	4,212	4,192	4,075	3,981
計	46,860	46,887	46,798	46,782	46,474	46,121

資料：岩国市住民基本台帳人口(各年10月1日現在)

### イ 高齢者人口の将来推計

今後、いずれの圏域においても、高齢者人口は減少することが見込まれますが、高齢化率は上昇し続けることが見込まれます。

【図表2-11 日常生活圏域\*別高齢者人口の推計】

		実績		推計			
		2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2030年 (令和12)	2040年 (令和22)
岩国1	総人口(人)	47,314	46,850	46,382	45,913	43,955	38,957
	高齢者人口(人)	14,970	14,911	14,773	14,645	14,126	13,699
	高齢化率(%)	31.6	31.8	31.9	31.9	32.1	35.2
岩国2	総人口	27,437	27,038	26,631	26,223	24,501	20,185
	高齢者人口(人)	9,678	9,629	9,558	9,463	9,129	8,679
	高齢化率(%)	35.3	35.6	35.9	36.1	37.3	43.0
岩国3	総人口	23,675	23,333	23,000	22,652	21,206	17,427
	高齢者人口(人)	9,269	9,236	9,172	9,117	8,826	7,947
	高齢化率(%)	39.2	39.6	39.9	40.2	41.6	45.6
岩国4	総人口	21,816	21,558	21,294	21,023	19,939	17,173
	高齢者人口(人)	8,223	8,196	8,131	8,032	7,631	6,984
	高齢化率(%)	37.7	38.0	38.2	38.2	38.3	40.7
岩国5	総人口	6,979	6,726	6,476	6,238	5,360	3,531
	高齢者人口(人)	3,981	3,883	3,790	3,705	3,379	2,487
	高齢化率(%)	57.0	57.7	58.5	59.4	63.0	70.4

資料：2023(令和5)年は住民基本台帳(10月1日現在)・2024(令和6)年以降はコーホート要因法による推計

### (3) 日常生活圏域\*別の要支援・要介護認定等の状況

#### ア 要支援・要介護認定の実績と推計

2023（令和5）年10月1日時点の要支援・要介護認定率は岩国5で最も高く、25.6%となっています。

要支援・要介護認定者数（1号被保険者）は、今後、岩国1、岩国4では2026（令和8）年まで、岩国2、岩国3では2030（令和12）年まで増加する見込みですが、岩国5は減少する見込みです。

【図表2-12 日常生活圏域\*別認定者数(1号被保険者)・認定率の実績と認定者数(1号被保険者)の推計】

	実績		推計				
	2023(令和5)年		2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)	2030年 (令和12)	2040年 (令和22)
	認定者数	認定率					
岩国1	2,979	19.9%	2,992	3,004	3,028	2,972	2,866
岩国2	1,805	18.7%	1,822	1,852	1,876	1,890	1,807
岩国3	1,650	17.8%	1,680	1,701	1,734	1,771	1,771
岩国4	1,612	19.6%	1,629	1,634	1,656	1,649	1,577
岩国5	1,019	25.6%	993	969	960	876	738
住所地特例	94	-	-	-	-	-	-

資料：岩国市（2023（令和5）年は9月末時点、令和2024（令和6）年以降は、年齢別の推計人口と2023（令和5）年の年齢別認定率により推計）

※圏域合計は市全体の数値と一致しません。

※要支援・要介護認定率＝要支援・要介護認定者/第1号被保険者数

## イ 認知症高齢者の日常生活自立度

2023（令和5）年10月1日時点の要支援・要介護認定者（1号被保険者）に占める日常生活自立度Ⅱa以上の人の割合は、いずれの圏域においても6割を超えています。

【図表2-13 日常生活圏域\*別認知症高齢者の日常生活自立度】

		自立	I	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	不明	計
岩国1	人	588	578	303	577	479	136	261	47	10	2,979
	%	19.7%	19.4%	10.2%	19.4%	16.1%	4.6%	8.8%	1.6%	0.3%	100%
岩国2	人	313	300	217	412	299	73	150	30	11	1,805
	%	17.3%	16.6%	12.0%	22.8%	16.6%	4.0%	8.3%	1.7%	0.6%	100%
岩国3	人	288	358	227	337	247	72	99	15	7	1,650
	%	17.5%	21.7%	13.8%	20.4%	15.0%	4.4%	6.0%	0.9%	0.4%	100%
岩国4	人	217	354	268	345	235	64	100	19	10	1,612
	%	13.5%	22.0%	16.6%	21.4%	14.6%	4.0%	6.2%	1.2%	0.6%	100%
岩国5	人	138	241	119	220	142	53	86	18	2	1,019
	%	13.5%	23.7%	11.7%	21.6%	13.9%	5.2%	8.4%	1.8%	0.2%	100%
住所地 特例	人	9	6	14	16	24	8	10	7	0	94
	%	9.6%	6.4%	14.9%	17.0%	25.5%	8.5%	10.6%	7.4%	0.0%	100%
計	人	1,553	1,837	1,148	1,907	1,426	406	706	136	40	9,159
	%	17.0%	20.1%	12.5%	20.8%	15.6%	4.4%	7.7%	1.5%	0.4%	100%

資料：岩国市（2023（令和5）年10月1日時点）

日常生活自立度の判定基準	ランク	判断基準	見られる症状・行動の例
	I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
	Ⅱ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
	Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等
	Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応など一人で留守番ができない等
	Ⅲ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
	Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
	Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	ランクⅢaに同じ
	Ⅳ	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	ランクⅢに同じ
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等	

資料：厚生労働省

#### (4) 介護保険サービス提供事業所の状況

【図表2-14 介護保険サービス提供事業所】

			日常生活圏域*						第7期 計画期間 末時点	
			岩国1	岩国2	岩国3	岩国4	岩国5	合計		
居宅サービス	居宅介護支援*	箇所	11(1)	14	7	7	5	44(1)	44(1)	
	介護予防支援*	直営	1					0	1	1
		委託	1	1	1	0	1	4	5	
	訪問介護	箇所	9(1)	9	7	10	4	39(1)	38	
	訪問入浴介護	箇所	0	1	1	0	0	2	2	
	訪問看護	箇所	6	2	2	3	1	14	11	
	訪問リハビリテーション	箇所	5	3	0	2	1	11	9	
	通所介護	箇所	12	11	11	8	6	48	30(1)	
	通所リハビリテーション	箇所	6	1	1	3	1	12	12	
	短期入所生活介護	箇所	2	2	2	3	4	13	13	
	短期入所療養介護	箇所	2	1	2	2	1	8	8	
	特定施設入居者生活介護*	箇所	1	3	1	5	1	11	11	
		定員	36	200	60	249	50	595	595	
	福祉用具貸与*	箇所	2	5	2	2	0	11	11	
特定福祉用具販売	箇所	2	5	2	2	0	11	11		
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	箇所	0	0	0	0	0	0	0	
	地域密着型通所介護	箇所	2	9	2	4	3	20	22(1)	
	認知症対応型通所介護	箇所	2	2	2	0	1	7	6	
	小規模多機能型居宅介護*	箇所	4	4	1	4	0	13	13	
	認知症対応型共同生活介護*	箇所	5	4	5	6	1	21	20	
		定員	90	54	90	108	18	360	369	
	地域密着型特定施設入居者生活介護*	箇所	1	1	1	1	0	4	4	
定員		29	29	29	29	0	116	116		
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護*	箇所	0	1	2	1	1	5	5		
	定員	0	24	58	29	29	140	140		
施設サービス	介護老人福祉施設*	箇所	2	2	1	2	4	11	11	
		定員	160	106	50	138	213	667	667	
	介護老人保健施設*	箇所	2	1	1	2	1	7	7	
		定員	130	100	50	120	60	460	460	
	介護医療院*	箇所	0	0	1	1	0	2	1	
定員		0	0	60	30	0	90	60		

※( )内は事業所のうち休止中事業所数

料:岩国市(2023(令和5)年10月1日時点)

(5) 日常生活圏域\*の状況 (地域ケア会議・協議体の状況等)

		岩国1(麻里布・東・装港・柱島・川下・愛宕・小瀬)	岩国2(岩国・平田・藤河・御庄・北河内・南河内・師木野)
状 況	介護予防・生活支援・認知症	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「通いの場」－25箇所で開催 民間の運動施設などを利用する人も多いです。</li> <li>●高齢者ボランティアグループ－20グループが活動 新たな団体が増えており、送迎やごみ出し、外出同行など支援内容は様々です。</li> <li>●地域ケア会議 地域の既存の活動の再開や活性化、「認知症」の理解促進などについて地域でできることを検討しています。</li> <li>●協議体「ご近所ささえ合い会議」 高齢者ボランティアの立ち上げや地域資源の情報発信を行っています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「通いの場」－23箇所で開催</li> <li>●高齢者ボランティアグループ－18グループが活動 交通の不便な地区では送迎の支援が多くなっています。</li> <li>●地域ケア会議 高齢者の運動や体操の場としての「通いの場」の立ち上げについて、具体的に話をする必要性を共有しています。</li> <li>●協議体「ご近所ささえ合い会議」 団地や中山間地域など地域ごとの生活課題を協議し、地域でできる支えあいを検討しています。</li> </ul>
	医療・介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関が多く、内科・整形外科・眼科など専門の病院を、複数の中から選択して受診することができます。</li> <li>●介護サービス事業所が多く、高齢者のニーズに応じたサービスが選択できます。</li> <li>●高齢化率は市の平均を下回りますが、介護保険の認定率は、高くなっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●圏域内には、内科・外科など専門分野のクリニックがありますが、医療機関がない地域もあります。</li> <li>●介護サービス事業所を選択して利用できる地域がありますが、物理的な理由などで介護サービスの利用が難しい地域があります。</li> </ul>
今後の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域団体が積極的に活動されていますが、自治会活動などの参加割合は低く、コミュニティは希薄になりがちな地域です。住民同士のつながりをつくることや見守り体制の構築を促進します。</li> <li>●地域の人に「認知症」の正しい理解を啓発することで「我が事」として捉え、予防の取組などが促進されるよう取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●圏域内には、団地などで交流が希薄な地域や馴染みの関係で支えあえる地域、家が点在している地域など様々です。地域ごとにそれぞれの課題を解決していく取組を促進します。</li> <li>●高齢者が地域活動に参加し、地域とのつながりが持てる環境を促進します。</li> <li>●地域の人に「認知症」の正しい理解を促し、早期に相談につながるよう啓発します。</li> </ul>	

岩国3(灘・通津・由宇)	岩国4(玖珂・周東)	岩国5 (本郷・錦・美川・美和)
<ul style="list-style-type: none"> <li>●「通いの場」ー34箇所で開催 介護予防の取組への意識は高く、活動が盛んです。</li> <li>●高齢者ボランティアグループー28グループが活動 送迎、ごみ出し支援が多いが、草刈り・家事支援を主に行うグループがあります。</li> <li>●地域ケア会議 認知症高齢者を地域で見守るため、「はいかい高齢者等SOSネットワーク事業」に協力する事業所が増えています。 由宇地区では、チームオレンジが立ち上がり、活動を継続しています。</li> <li>●協議体「ご近所ささえ合い会議」 会議の開催回数は多く、支えあいが進んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「通いの場」ー13箇所で開催 「通いの場タイプ3*」が2箇所で開催しています。</li> <li>●高齢者ボランティアグループー14グループが活動 ワンコイン事業などの生活支援があります。</li> <li>●地域ケア会議 虚弱になっても安心して参加できる地域活動の必要性を共有し、通所型サービスタイプ3*を立ち上げています。</li> <li>●協議体「ご近所ささえ合い会議」 地域での生活支援の方法の協議や高齢者の居場所づくりに取り組んでいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「通いの場」ー22箇所で開催 「通いの場」に参加する高齢者の割合は高いです。</li> <li>●高齢者ボランティアグループー19グループが活動 ワンコイン事業などの生活支援があります。</li> <li>●地域ケア会議 地域で認知症の理解を深めていくため、認知症サポーター*養成講座の開催について話を進めています。</li> <li>●協議体「ご近所ささえ合い会議」 地域資源の情報や地域ができる支援を確認しながら、支えあいをしています。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療や生活圏が、隣接する柳井市にもあります。</li> <li>●高齢化率は市の平均を上回りますが、介護保険の認定率は、低くなっています。</li> <li>●訪問診療できる病院が少ない現状です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療機関が身近にあることで、健診の受診率は高くなっています。</li> <li>●入所、入居できる施設等が多くあります。</li> <li>●ケアマネが不足しており、近隣市町の居宅介護支援*事業所を利用することがあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●錦中央病院・美和病院があり、入院が可能です。</li> <li>●訪問診療や訪問看護により、在宅で医療を受けることができるようになっています。</li> <li>●介護サービス事業所が限られており、サービスが選択できない状況です。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢化などにより介護予防活動の継続が危惧される団体が増えています。高齢者の地域活動が継続できるよう取り組みます。</li> <li>●高齢者の生活課題に対し、地域の強みを活かした、見守り・支えあいの地域づくりが促進されるよう支援します。</li> <li>●認知症の人やその家族を見守り支える地域の取組が、さらに促進されるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●中心部は生活の利便性はよいが、地域によっては高齢化が進み、高齢者の生活ニーズが高まるのが予測されます。地域ごとにそれぞれの課題を解決していく取組を促進します。</li> <li>●認知症の人やその家族を地域で見守る取組の意識が高まっています。その活動が促進されるよう支援します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●圏域が広く過疎化・高齢化のため、移動の困難さや支え手の不足から、地域の活動が減少しています。地域のつながりや活動の場が継続できるよう取り組みます。</li> <li>●地域住民や関係機関などが連携・協力し、引き続き地域づくりに取り組みます。</li> <li>●地域の人に「認知症」について啓発し、正しい理解を促していきます。</li> </ul>

実績は 2023(令和5)年 3月 31日時点

### 3 アンケート調査の結果

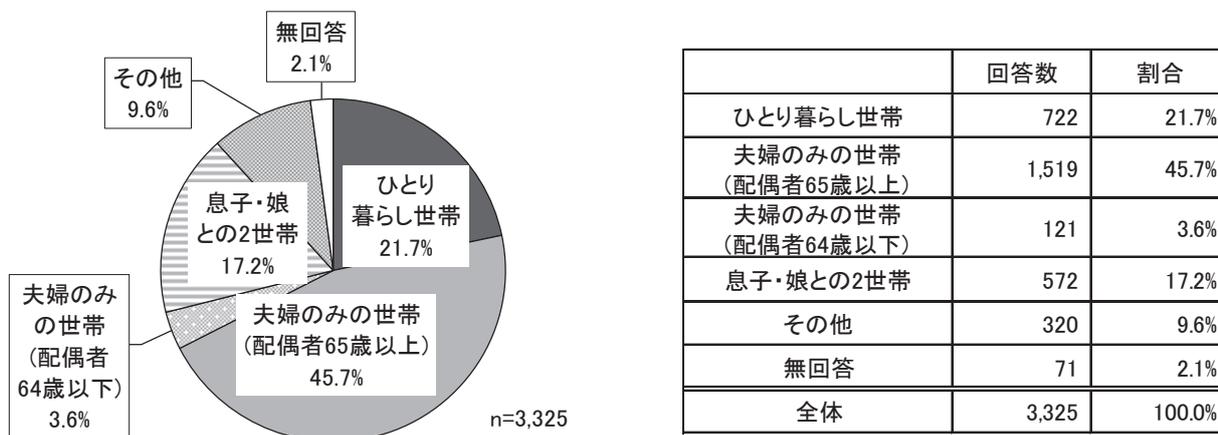
#### (1) 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査

※調査の対象者：要介護認定 1～5 を受けている人を除いた高齢者（回答数 3,325）  
 一般高齢者：要支援・要介護認定を受けておらず、総合事業\*の対象者でもない高齢者  
 要支援 1・2 高齢者：要支援 1・2 の認定を受けている高齢者  
 総合事業対象者：要支援 1・2 の認定は受けていないが、生活機能チェックリストでリスクが認められた高齢者

#### ア 回答者の属性

- ひとり暮らし世帯が21.7%、夫婦のみの世帯が49.3%となっています。

【図表2-15 家族構成】



- 居住形態は、全体では持ち家の割合が8割を占めていますが、男女ともにひとり暮らし世帯では、公営賃貸住宅や民間賃貸住宅の割合が他の層よりも高くなっています。

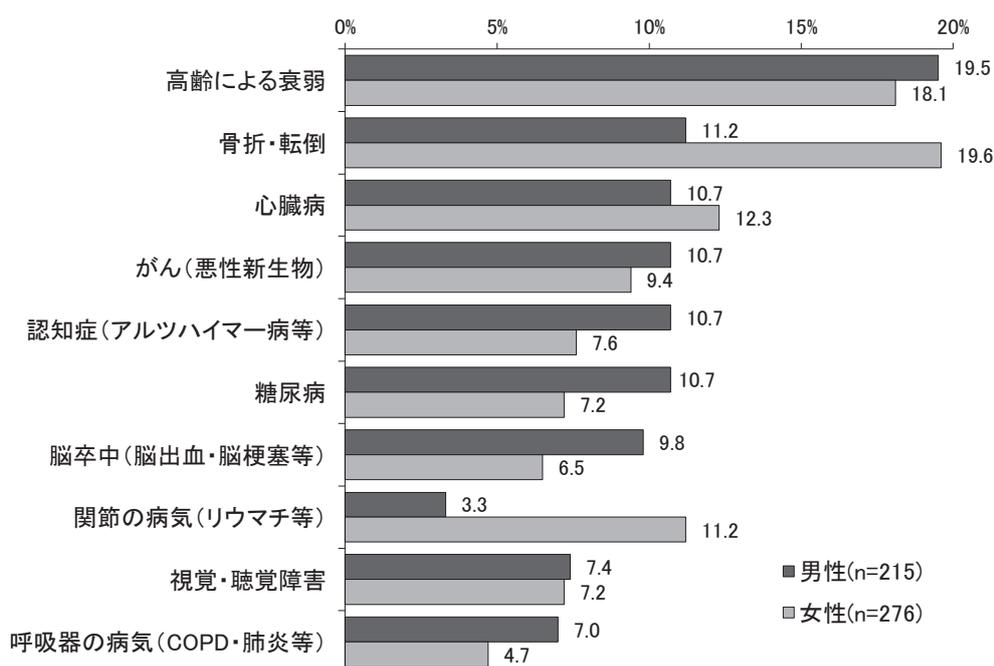
【図表2-16 住居形態/世帯構成別】

		回答数	持家(一戸建て)	持家(マンション等)	公営賃貸住宅(市営住宅、県営住宅)	民間賃貸住宅(一戸建て)	民間賃貸住宅(アパート等)	その他の賃貸住宅	その他	無回答
全体		3,325	86.1%	1.9%	3.1%	2.5%	2.7%	0.6%	1.2%	1.9%
男性	ひとり暮らし世帯	231	71.4%	1.7%	7.4%	5.2%	10.0%	1.3%	1.3%	1.7%
	夫婦のみの世帯	880	90.9%	1.7%	1.6%	1.8%	2.2%	0.1%	0.6%	1.1%
	その他の世帯	372	89.8%	1.6%	1.6%	2.7%	1.9%	0.5%	1.6%	0.3%
女性	ひとり暮らし世帯	491	79.2%	2.0%	6.7%	3.9%	4.7%	1.2%	1.6%	0.6%
	夫婦のみの世帯	760	90.7%	2.8%	2.5%	1.4%	1.3%	0.7%	0.5%	0.1%
	その他の世帯	520	88.1%	1.5%	2.7%	2.7%	1.3%	0.4%	2.5%	0.8%

## イ 介護・介助が必要になった要因

- 普段の生活で介護、介助の必要があると回答した（現在、介護・介助を受けていない人も含む）491人のうち、介護・介助が必要になった要因は、男性では「高齢による衰弱」に続いて、「骨折・転倒」、「心臓病」、「がん（悪性新生物）」、「認知症（アルツハイマー病等）」、「糖尿病」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が上位となっており、女性では、「骨折・転倒」の割合が最も高く、続いて「高齢による衰弱」、「心臓病」、「関節の病気（リウマチ等）」となっています。

【図表2-17 介護・介助が必要になった要因/性別(上位10項目)】



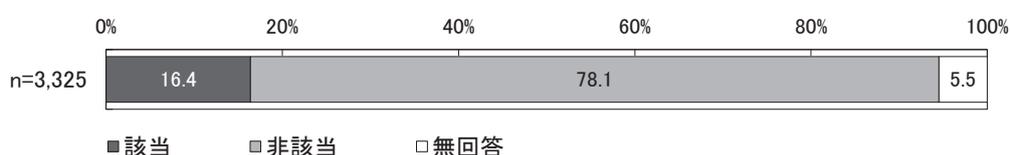
## ウ 介護が必要になるリスクの状況

- 運動器機能が低下している人\*の割合は、16.4%となっています。

※下表の設問で該当する選択肢を3問以上回答した人

設問	該当選択肢
階段を手すりや壁をつたわずに昇っているか	できない
椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっているか	できない
15分位続けて歩いているか	できない
過去1年間に転んだ経験があるか	何度もある・1度ある
転倒に対する不安は大きい	とても不安である やや不安である

【図表2-18 運動器機能が低下している人】

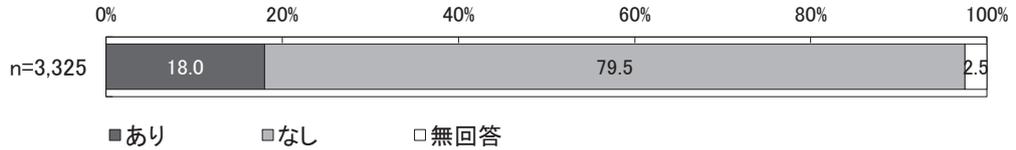


- 閉じこもり傾向がある人\*の割合は、18.0%となっています。

※下表の設問で該当する選択肢を回答した人

設問	該当選択肢
週に1回以上は外出しているか	ほとんど外出しない・週1回

【図表2-19 閉じこもり傾向がある人】

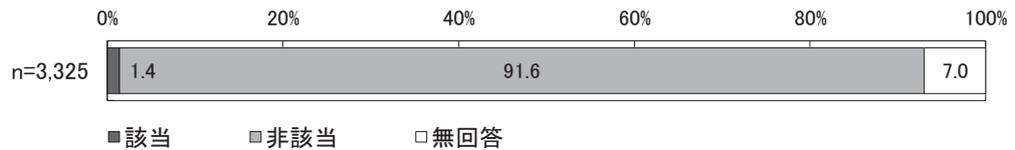


- 低栄養が疑われる人\*の割合は、1.4%となっています。

※BMIが18.5未満で、下表の設問で該当する選択肢を回答した人

設問	該当選択肢
BMI	18.5未満
6か月間で2~3kg以上の体重減少があったか	はい(あった)

【図表2-20 低栄養が疑われる人】

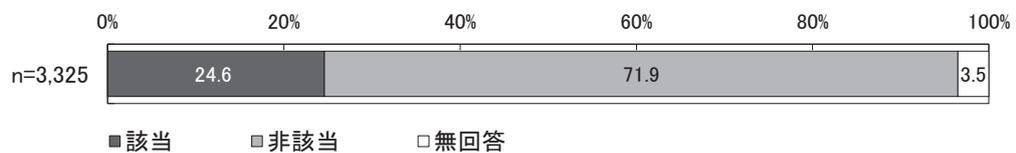


- 口腔機能が低下している人\*の割合は、24.6%となっています。

※下表の設問で該当する選択肢を2問以上回答した人

設問	該当選択肢
半年前に比べて固いものが食べにくくなったか	はい(食べにくくなった)
お茶や汁物等でむせることがあるか	はい(むせることがあった)
口の渇きが気になるか	はい(気になることがあった)

【図表2-21 口腔機能が低下している人】

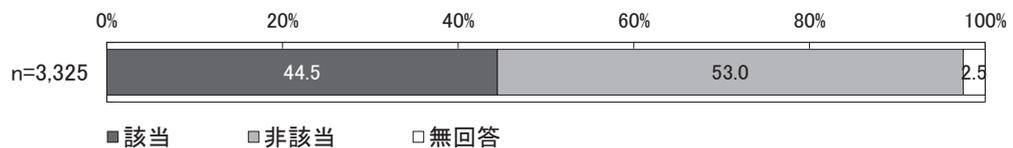


- 認知機能が低下している人\*の割合は、44.5%となっています。

※下表の設問で該当する選択肢を回答した人

設問	該当選択肢
物忘れが多いと感じるか	はい(感じる)

【図表2-22 認知機能が低下している人】

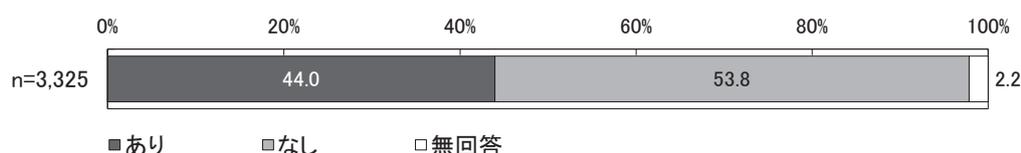


- うつの傾向がある人※の割合は、44.0%となっています。

※下表の設問で該当する選択肢のいずれかを回答した人

設問	該当選択肢
この1か月間に気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったことがあるか	はい(ある)
この1か月間に物事に興味がわからない、心から楽しめない感じがよくあったか	はい(あった)

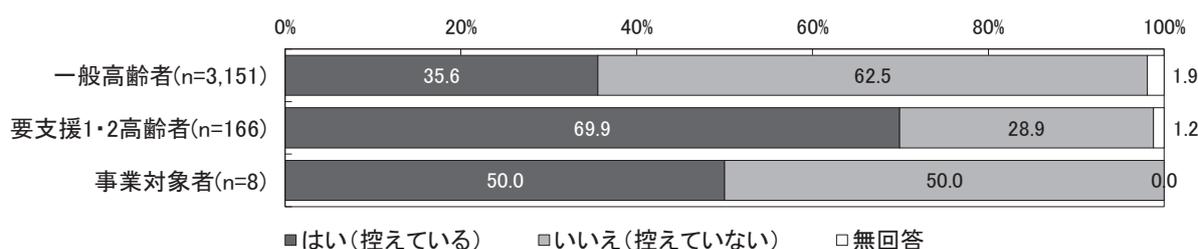
【図表2-23 うつの傾向がある人】



## Ⅱ 外出の状況

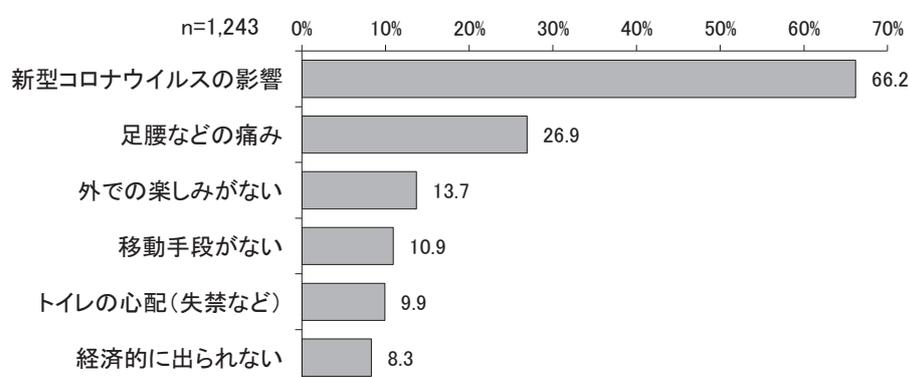
- 外出を控えている人の割合は、一般高齢者で35.6%、要支援1・2高齢者で69.9%、事業対象者で50.0%となっています。

【図表2-24 外出を控えていることの有無/対象者区分別】



- 外出を控えていると回答した1,243人の外出を控えている理由は、「新型コロナウイルスの影響」と回答した人の割合が66.2%と最も高く、続いて「足腰などの痛み」となっています。

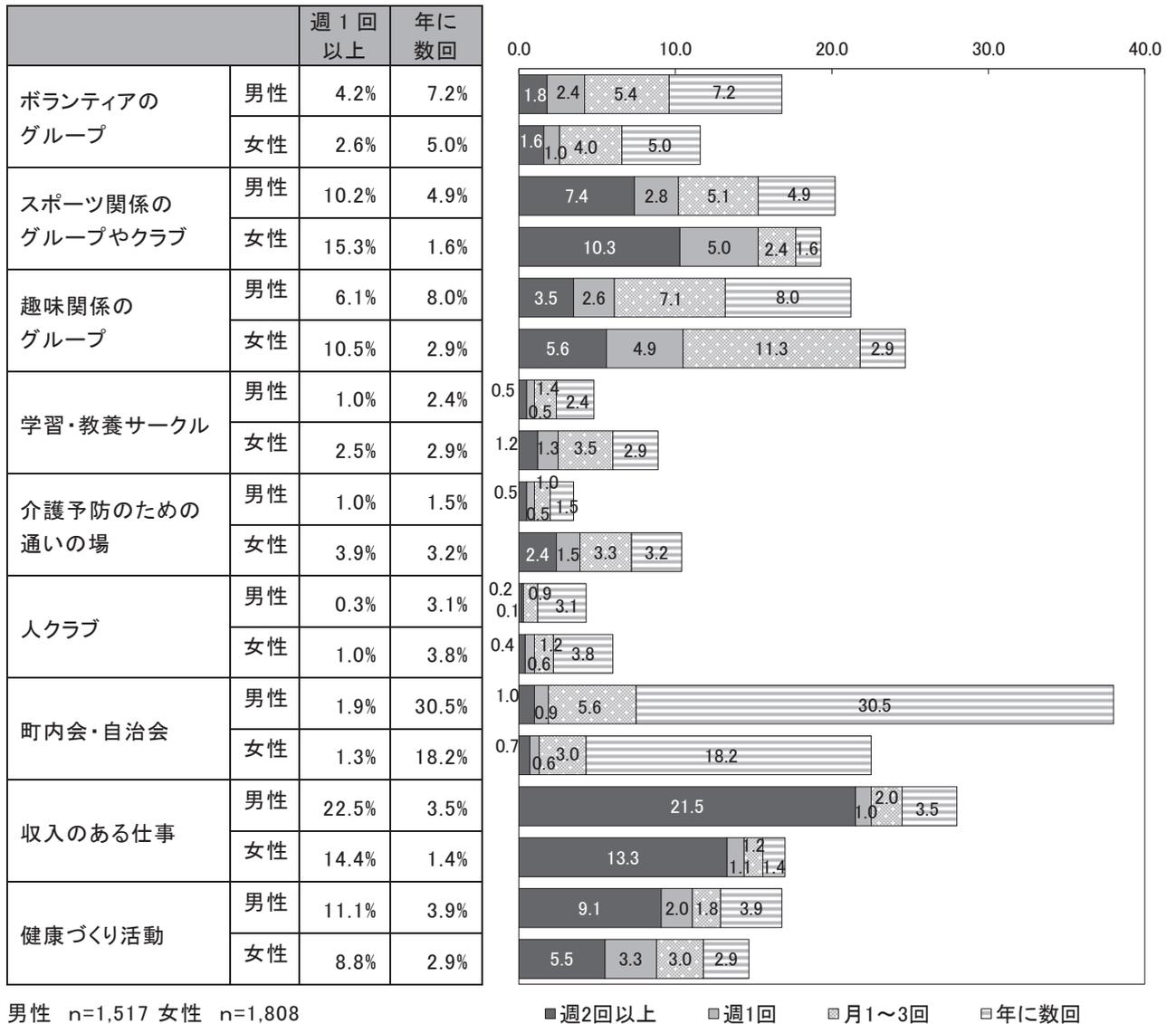
【図表2-25 外出を控えている理由(上位6項目)】



## オ 社会参加の状況

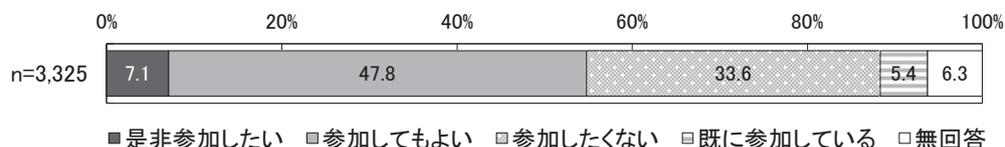
- 年に数回の参加の割合が高い活動は、男女ともに「町内会・自治会」となっています。
- 週1回以上の参加の割合が高い活動は、男性では「収入のある仕事」、女性では「スポーツ関係のグループやクラブ」に続いて「収入のある仕事」となっています。

【図表2-26 地域活動への参加状況/性別】



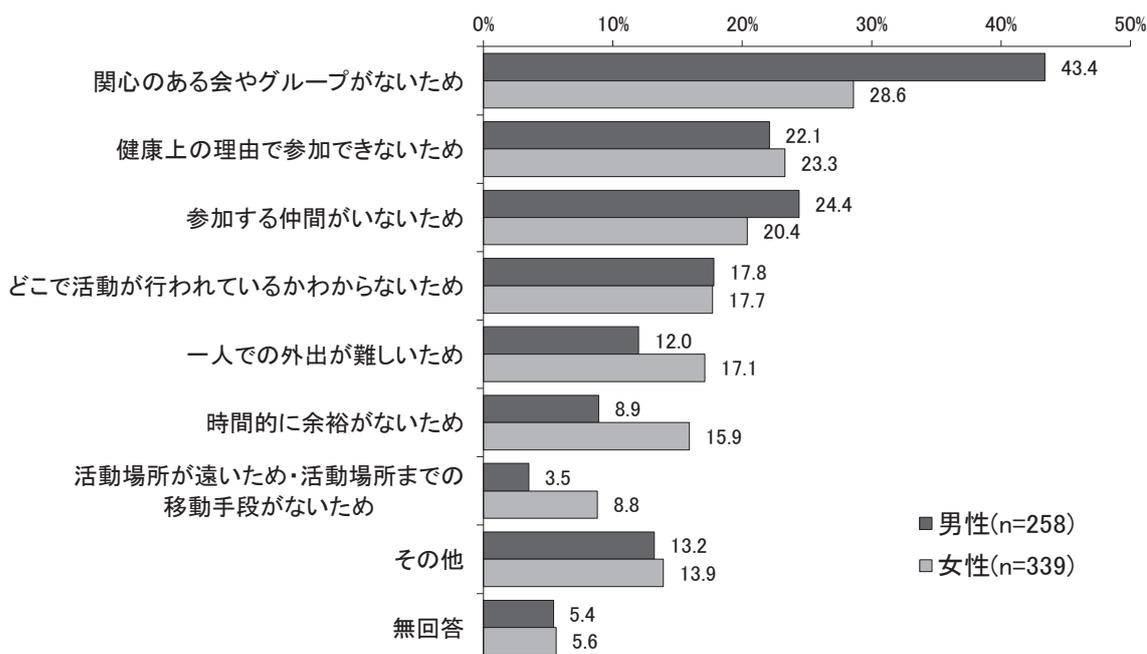
- 地域づくり活動への参加者として参加意向のある人（「是非参加したい」＋「参加してもよい」）の割合が54.9%となっています。

【図表2-27 地域づくり活動への参加者としての参加意向】



- いずれの地域活動等にも参加していないと回答した597人の参加していない理由は、男女ともに「関心のある会やグループがないため」と回答した人の割合高くなっています。また、「参加する仲間がないため」、「どこで活動が行われているかわからないため」など、改善することによって参加につながる可能性がある回答も挙がっています。

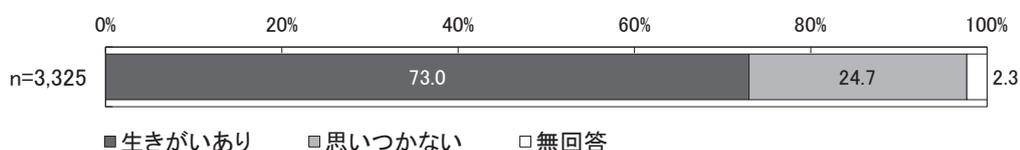
【図表2-28 地域活動等に参加していない理由/性別】



## カ 生きがい

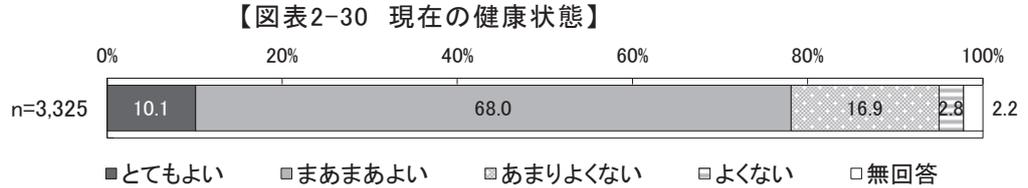
- 生きがいのある人の割合は、73.0%となっています。

【図表2-29 生きがいの有無】

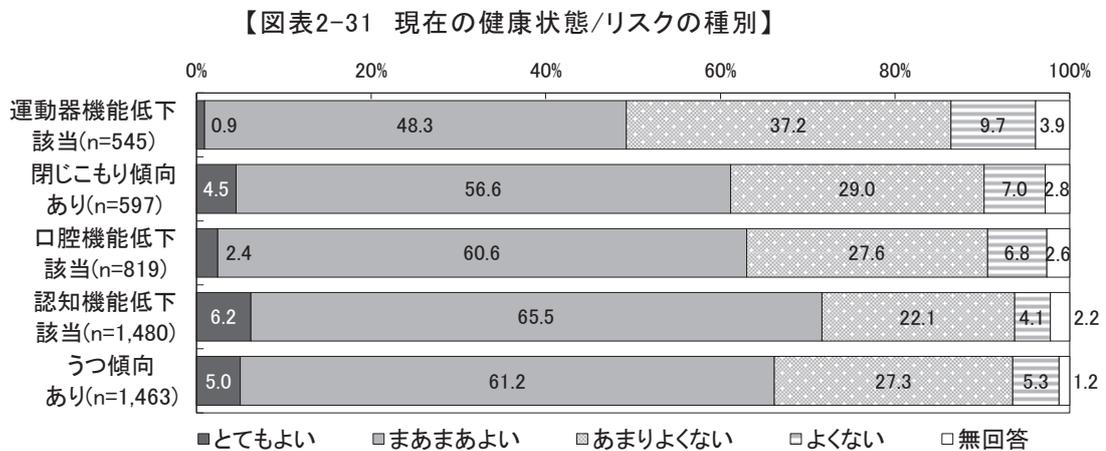


## キ 健康感

- 健康状態がよい（「とてもよい」＋「まあまあよい」）と回答した人の割合は、78.1%となっています。

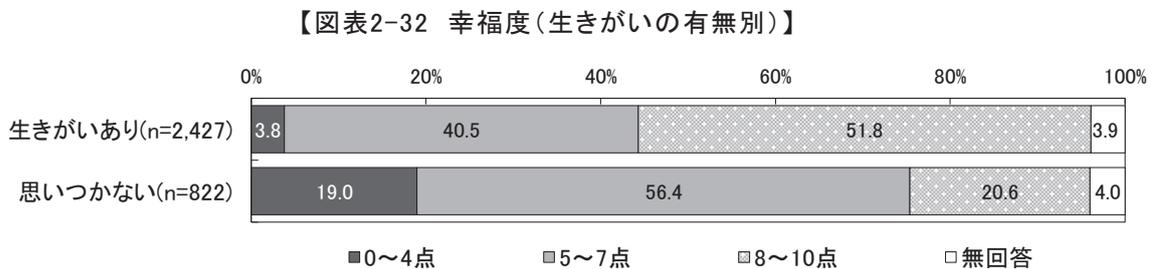


- 運動器機能が低下している人で、健康状態がよいと回答した人は約5割となっており、他のリスク該当者の層よりも低くなっています。



## ク 幸福度

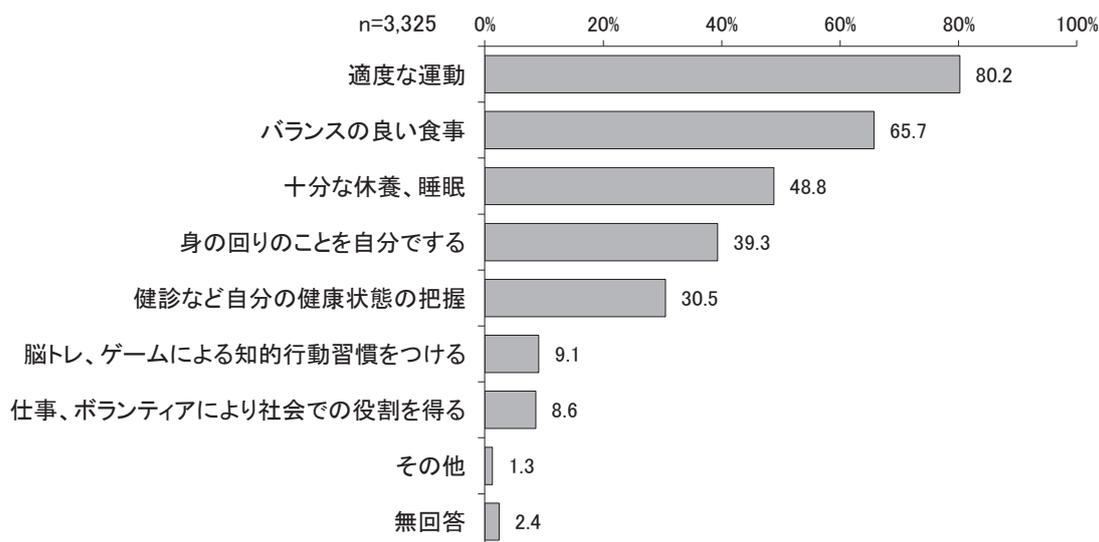
- 生きがいがある層で、幸福度が8点以上の人の割合が高くなっています。



## ケ 介護・介助が必要ない生活を継続するために重要なこと

- 介助・介護が必要ない生活を続けるために重要なことについて、「適度な運動」と回答した人の割合が80.2%と最も高く、次いで「バランスの良い食事」（65.7%）となっています。

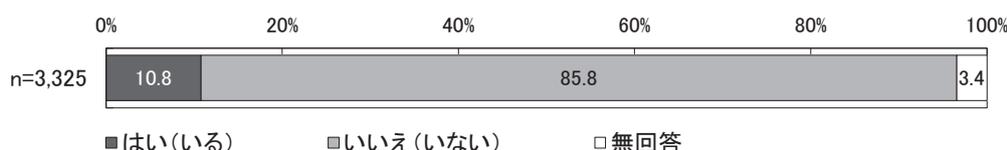
【図表2-33 介護・介助が必要ない生活の継続のために重要なこと】



## コ 認知症への対応

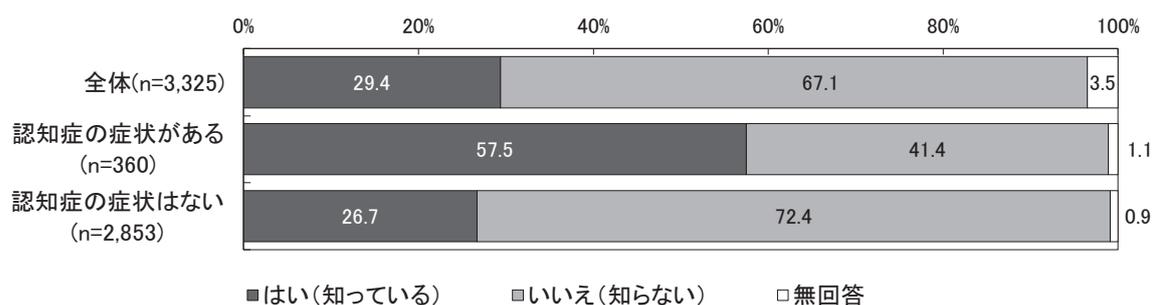
- 本人または家族に認知症の症状がある人の割合は、10.8%となっています。

【図表2-34 本人または家族で認知症の症状がある人の有無】



- 認知症に関する相談窓口を知っている人の割合は、全体で29.4%となっており、本人または家族に認知症の症状がある人においても4割を超える人が「知らない」と回答しています。

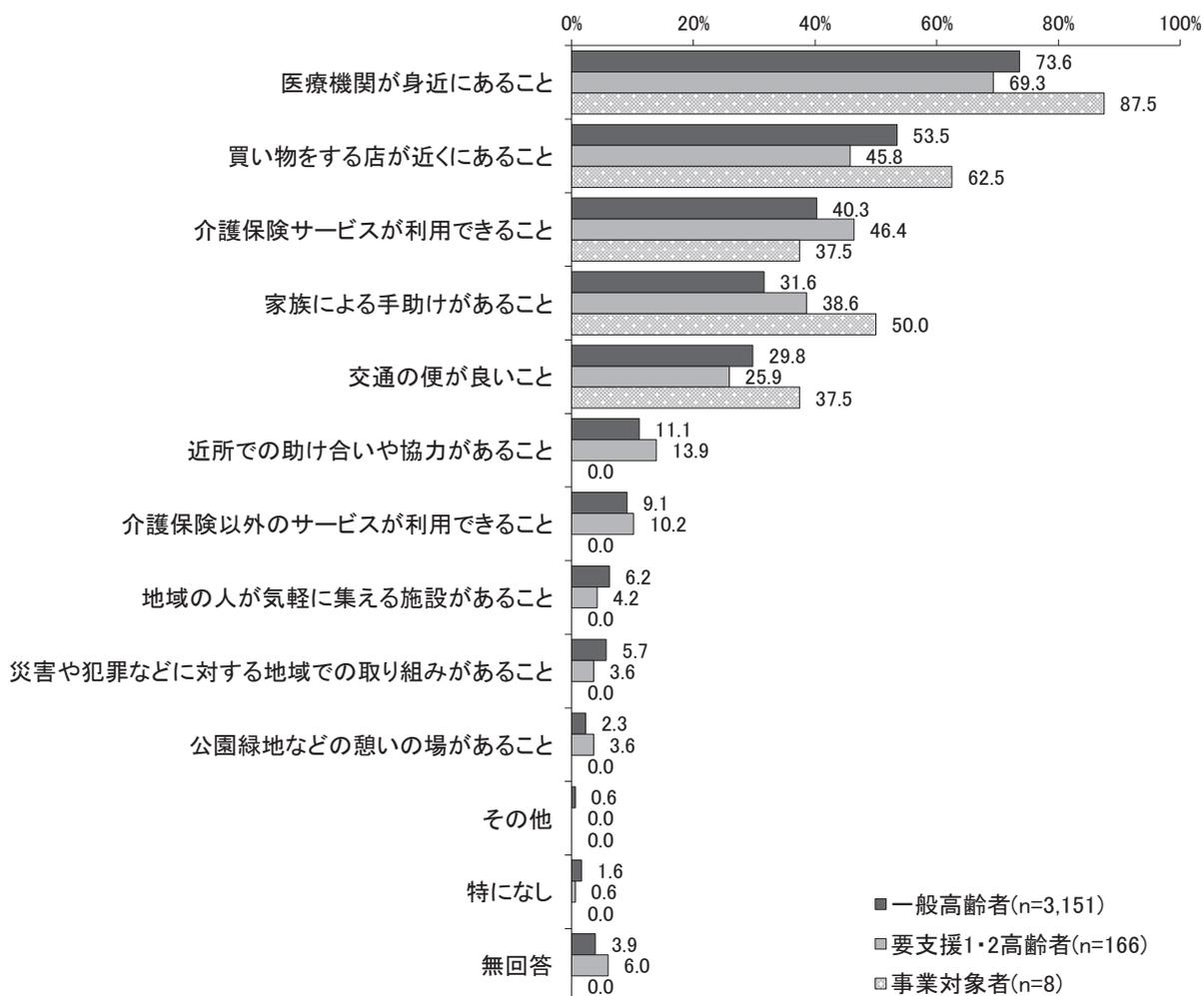
【図表2-35 認知症に関する相談窓口の認知度/自分や家族に認知症の症状がある人の有無別】



## サ 高齢期に希望する場所で暮らすために必要なこと

- 高齢期に希望する場所で暮らすために必要なことについて、「医療機関が身近にあること」、「買い物をする店が近くにあること」、「介護保険サービスが利用できること」が上位となっています。

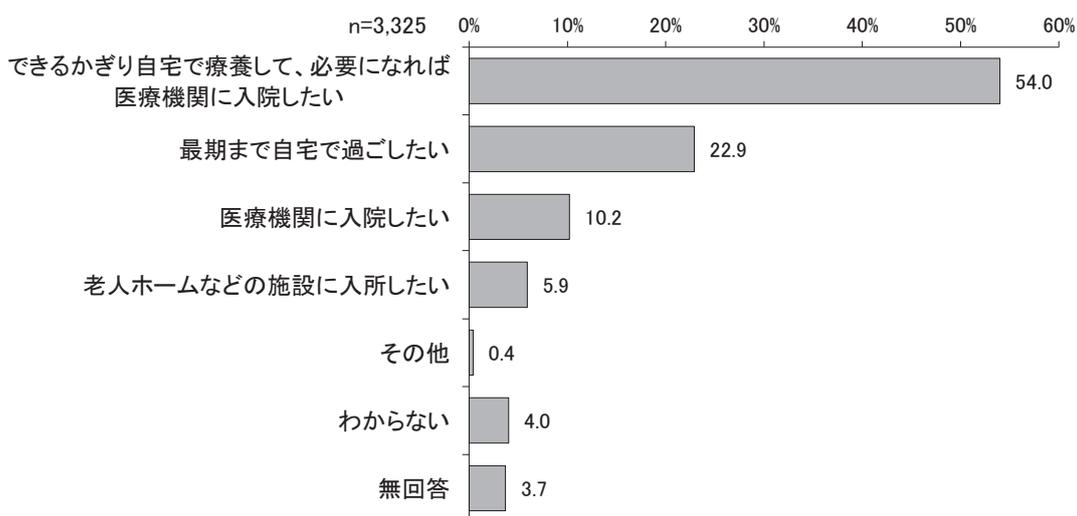
【図表2-36 高齢期に希望する場所で暮らすために必要なこと/対象者区分別】



## シ 人生の最期を過ごす場所

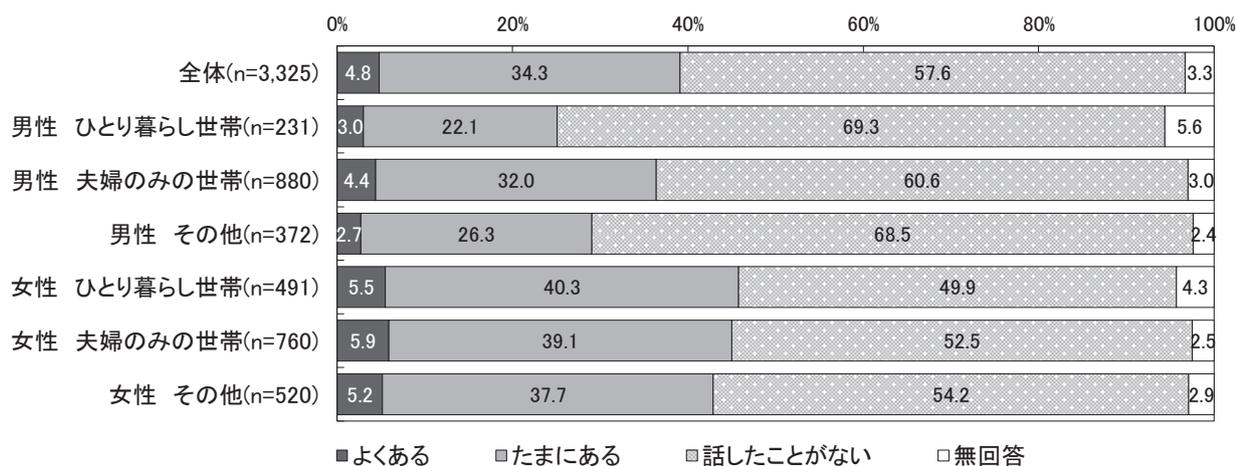
- 病気などで人生の最期を迎える時が来た場合、「できるかぎり自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」と思う人の割合が54.0%で最も高く、次いで「最期まで自宅で過ごしたい」と思う人の割合が22.9%となっています。

【図表2-37 人生の最期を過ごしたい場所】



- 人生の最期に過ごしたい場所を家族と話す機会がある人は、全体で39.1%となっており、男性ひとり暮らし世帯では、話したことがない人が約7割となっています。

【図表2-38 人生の最期に過ごしたい場所を家族に話す機会の有無/家族構成別】



## ス 相談

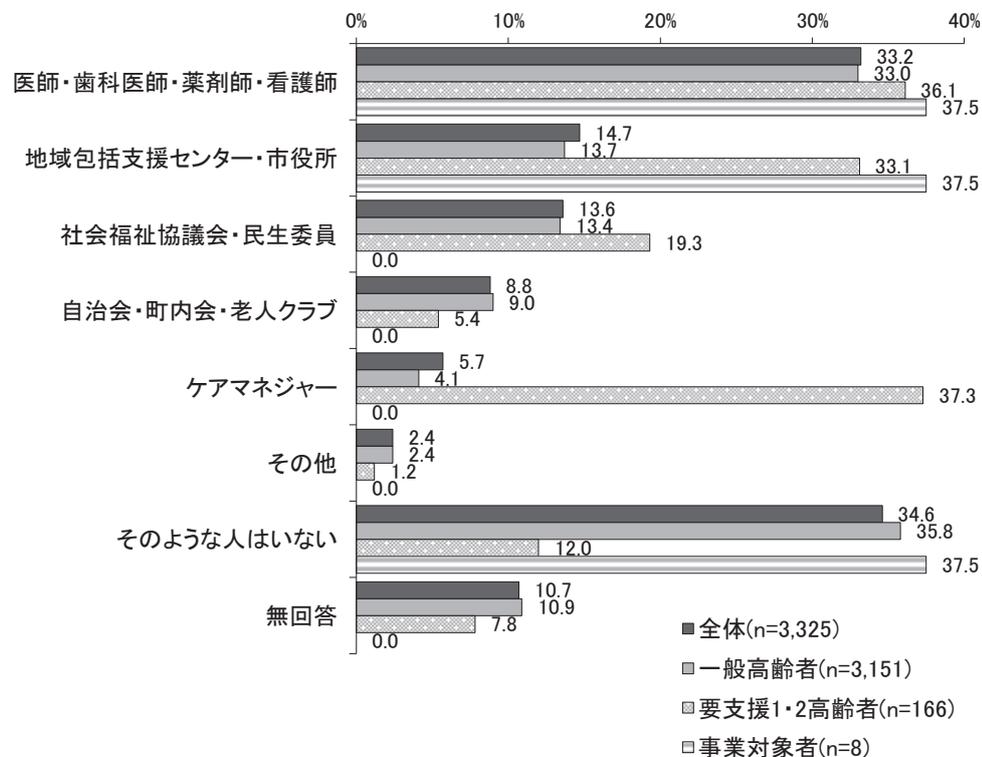
- 回答者の心配事や愚痴を聞いてくれる人は、家族・親戚や友人の割合が高くなっていますが、「聞いてくれる人がいない」人が全体では4.1%となっており、男性のひとり暮らし世帯では21.6%と高くなっています。

【図表2-39 心配事や愚痴を聞いてくれる人/家族構成別】

		回答数	配偶者	友人	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚・親・孫	同居の子ども	近所の人	その他	そのような人はいない	無回答
全体		3,325	53.6%	41.4%	40.3%	31.6%	15.2%	15.2%	1.4%	4.1%	3.0%
男性	ひとり暮らし世帯	231	2.6%	31.6%	25.1%	36.8%	0.9%	14.7%	1.3%	21.6%	4.8%
	夫婦のみの世帯	880	86.9%	25.9%	35.5%	18.8%	2.4%	7.7%	0.8%	3.2%	1.9%
	その他の世帯	372	61.3%	30.6%	23.7%	24.5%	39.8%	9.4%	2.7%	6.2%	2.7%
女性	ひとり暮らし世帯	491	1.4%	55.8%	56.2%	38.9%	1.0%	23.6%	1.4%	3.9%	3.3%
	夫婦のみの世帯	760	75.1%	53.7%	54.1%	38.3%	3.2%	19.3%	1.2%	1.2%	2.8%
	その他の世帯	520	33.5%	49.0%	34.8%	40.6%	56.0%	17.5%	1.9%	1.2%	3.1%

- 家族や友人・知人以外で相談する相手は、全体では「医師・歯科医師・薬剤師・看護師」が最も高く33.2%となっており、要支援1・2の高齢者では「ケアマネジャー\*」が最も高く、事業対象者では「地域包括支援センター\*・市役所」も高くなっています。

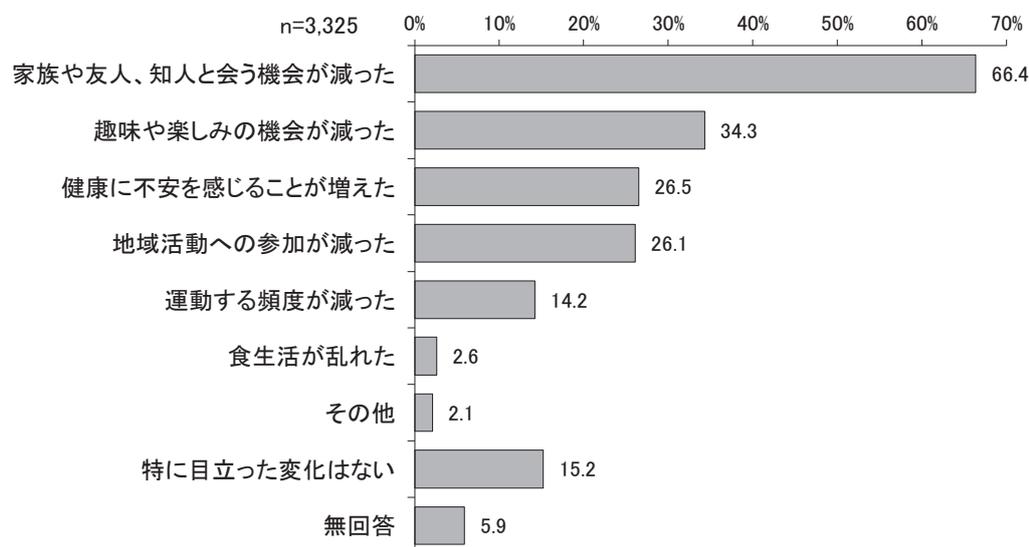
【図表2-40 家族や友人・知人以外の相談相手/対象者区分別】



## セ 新型コロナウイルス感染症による変化

- 新型コロナウイルス感染症による変化について、「家族や友人、知人と会う機会が減った」と回答した人の割合が66.4%と最も高く、次いで「趣味や楽しみの機会が減った」(34.3%)となっています。

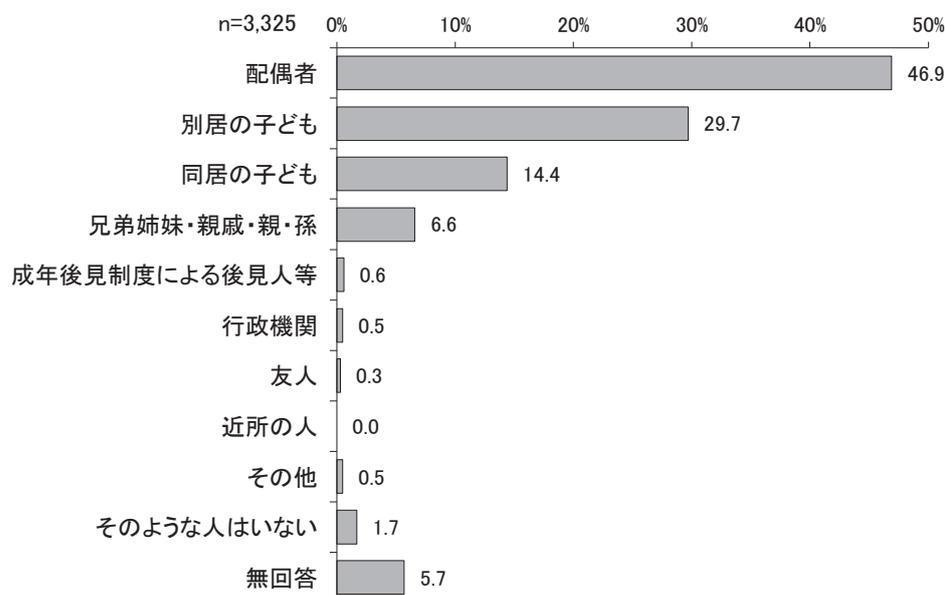
【図表2-41 新型コロナウイルス感染症による変化】



## ソ 判断能力が不十分になった場合に頼りたい人

- 判断能力が不十分になった場合に頼りたい人について、「配偶者」が46.9%、「別居の子ども」が29.7%等と家族や親族の割合が高く、「成年後見制度\*による後見人等」は0.6%、「行政機関」は0.5%と低くなっています。

【図表2-42 判断能力が不十分になった場合に頼りたい人】



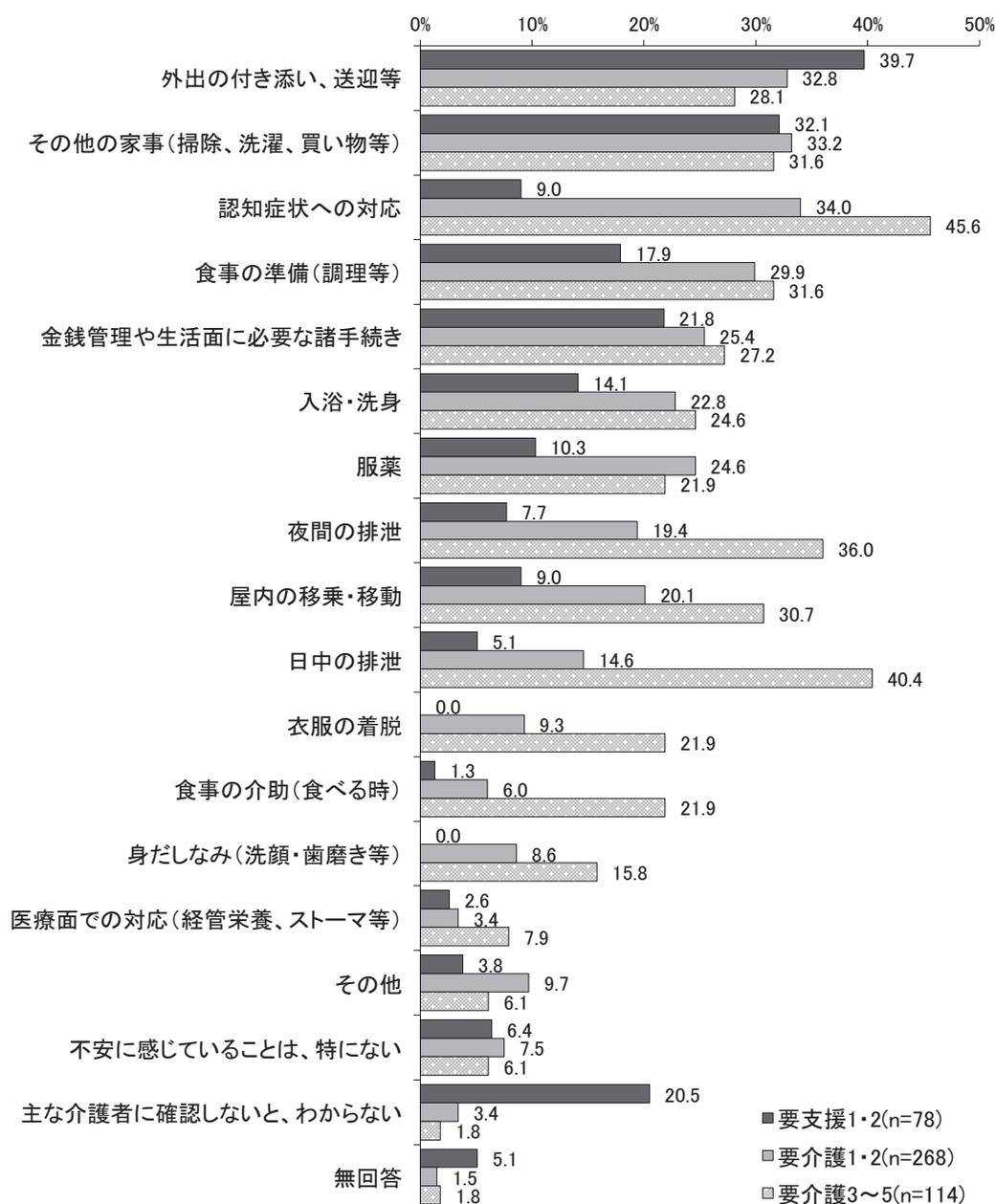
## (2) 在宅介護実態調査

※調査の対象者：在宅で介護を受けている高齢者（要支援・要介護認定を受けている高齢者）（回答数 517）と介護者（回答数 460）

### ア 介護者が不安を感じる介護

- 介護者が現在の生活を継続していく上で不安を感じる介護について、要支援1・2高齢者では、「外出の付き添い、送迎等」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、要介護1・2高齢者では「認知症状への対応」、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」、「外出の付き添い、送迎等」、要介護3～5高齢者では、「認知症状への対応」、「日中の排泄」、「夜間の排泄」の割合が上位となっています。

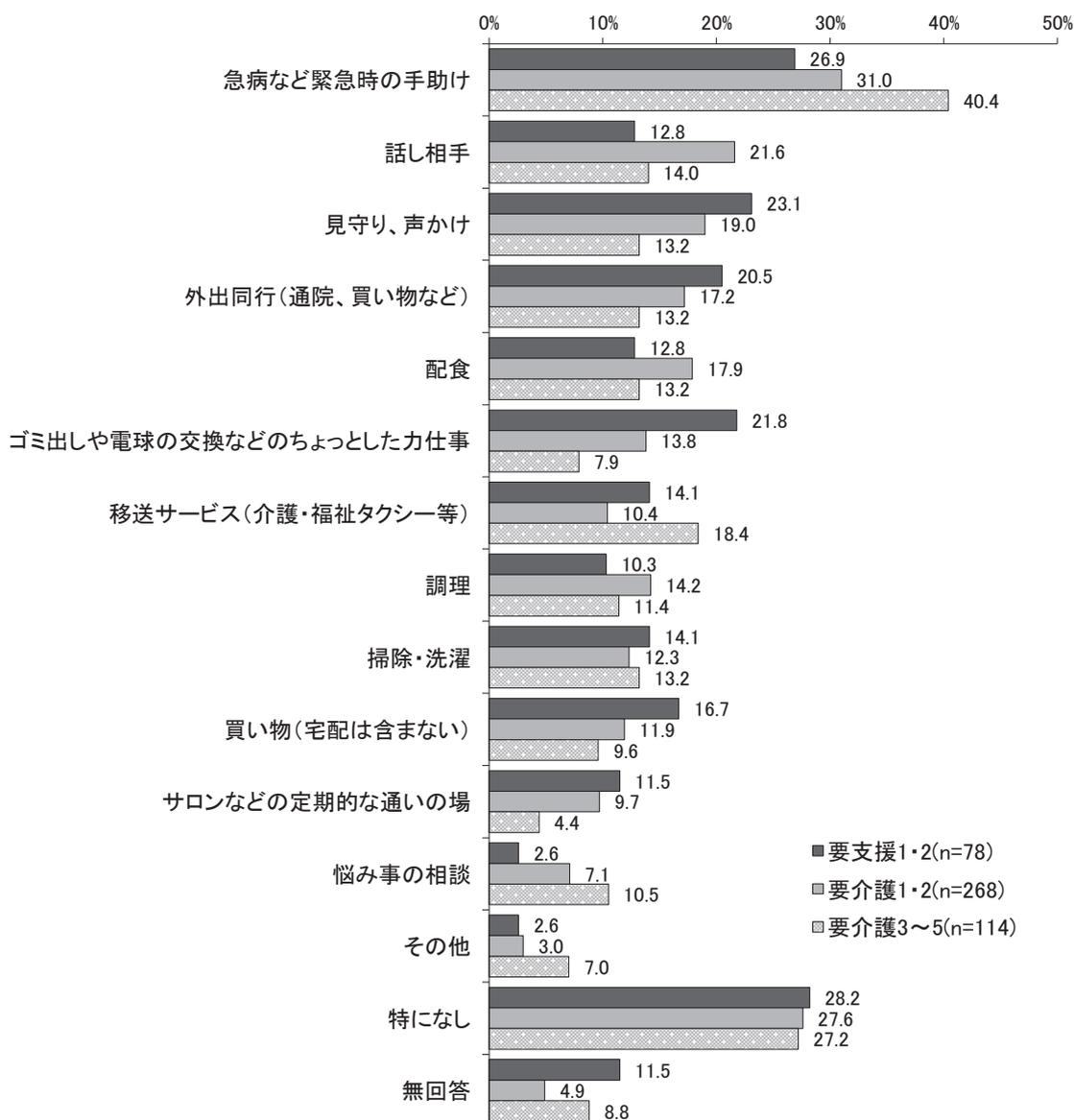
【図表2-43 介護者が不安を感じる介護(介護者)/要支援・要介護別】



## イ 介護を受けている人にとって安心して自宅で暮らし続けるために必要な支援・サービス

- 介護者が回答した安心して自宅で暮らし続けるために必要な支援・サービスについて、いずれの介護度においても「急病など緊急時の手助け」と回答した人の割合が最も高く、次いで、要支援1・2高齢者では「見守り、声かけ」、要介護1・2高齢者では「話し相手」、要介護3～5高齢者では「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」と回答した人の割合が高くなっています。

【図表2-44 安心して自宅で暮らし続けるために必要な支援・サービス(介護者) /要支援・要介護度別】



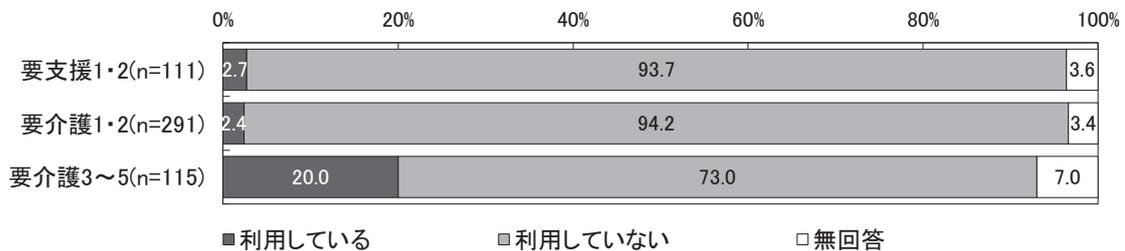
## ウ 訪問診療の利用状況

- 在宅で介護を受けている高齢者のうち、訪問診療を「利用している」と回答した人の割合は全体で6.4%となっており、要支援・要介護度別にみると、要介護度が高くなるほど高く、要介護3～5高齢者では2割となっています。

【図表2-45 訪問診療の利用状況】



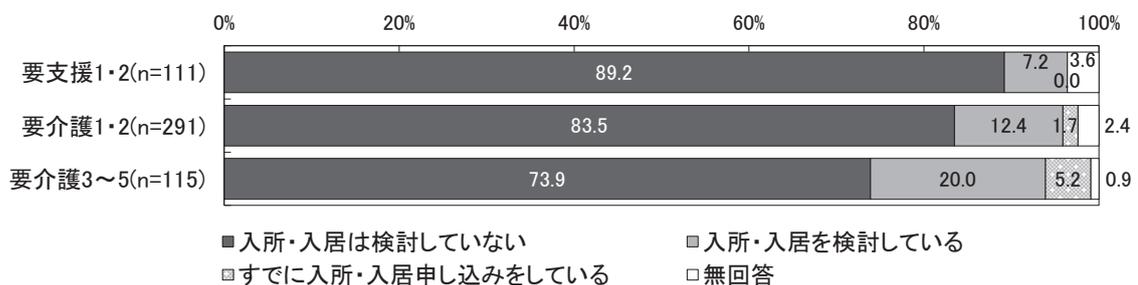
【図表2-46 訪問診療の利用状況/要支援・要介護度別】



## エ 施設等への入所・入居の検討

- 在宅で介護を受けている高齢者のうち、「入所・入居を検討している」、「すでに入所・入居申し込みをしている」と回答した人の割合は、要支援1・2高齢者で7.2%、要介護1・2高齢者で14.1%、要介護3～5高齢者で25.2%となっており、要介護度が高くなるほど高くなっています。

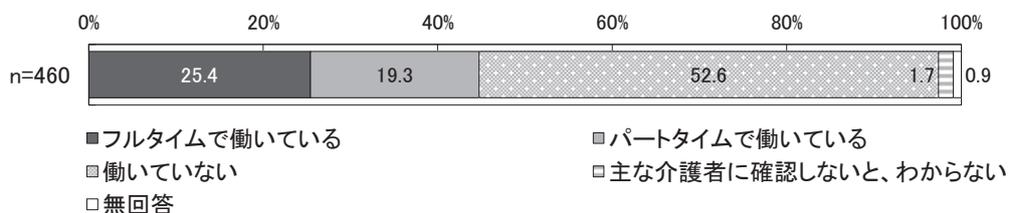
【図表2-47 施設等への入所・入居の検討状況/要支援・要介護度別】



## オ 主な介護者の就労状況

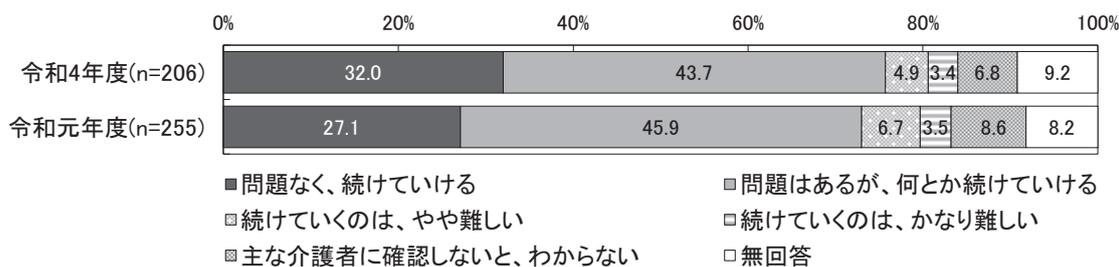
- 介護者のうち、「就労している介護者」が44.7%、「就労していない介護者」が52.6%となっており、就労している内訳は「フルタイム勤務」が25.4%、「パートタイム勤務」が19.3%となっています。

【図表2-48 主な介護者の現在の勤務形態(介護者)】



- 現在就労している介護者の就労しながらの介護の継続について、『続けていくことは困難』(「続けていくのは、かなり難しい」+「続けていくのは、やや難しい」と回答した人の割合が8.3%となっています。

【図表2-49 就労しながらの介護の継続(介護者・前回調査結果との比較)】



### (3) 在宅生活改善調査

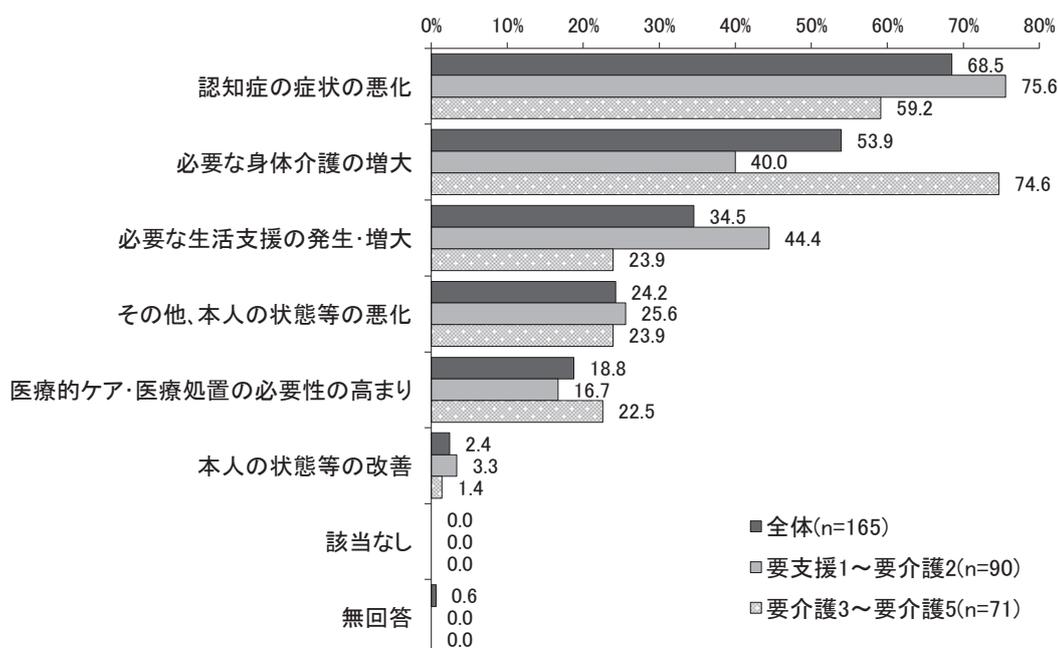
※調査の対象

事業所調査票：居宅介護支援\*事業所、小規模多機能型居宅介護\*事業所（回答数 46）

利用者調査票：在宅での生活の維持が困難となっている利用者（回答数165）についてケアマネジャー\*が回答

- ケアマネジャー\*からみて、在宅での生活の維持が困難となっている利用者165人の困難となっている理由のうち本人の状態に属する理由では、要支援1～要介護2高齢者では「認知症の症状の悪化」が75.6%で最も高く、要介護3～5高齢者では「必要な身体介護の増大」が74.6%で最も高くなっています。

【図表2-50 自宅等での生活の維持が難しくなっている理由(本人の状態に属する理由)/要支援・要介護度別】



#### (4) 居所変更実態調査

※調査の対象：居住系介護サービス提供事業所・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅（回答数 70）

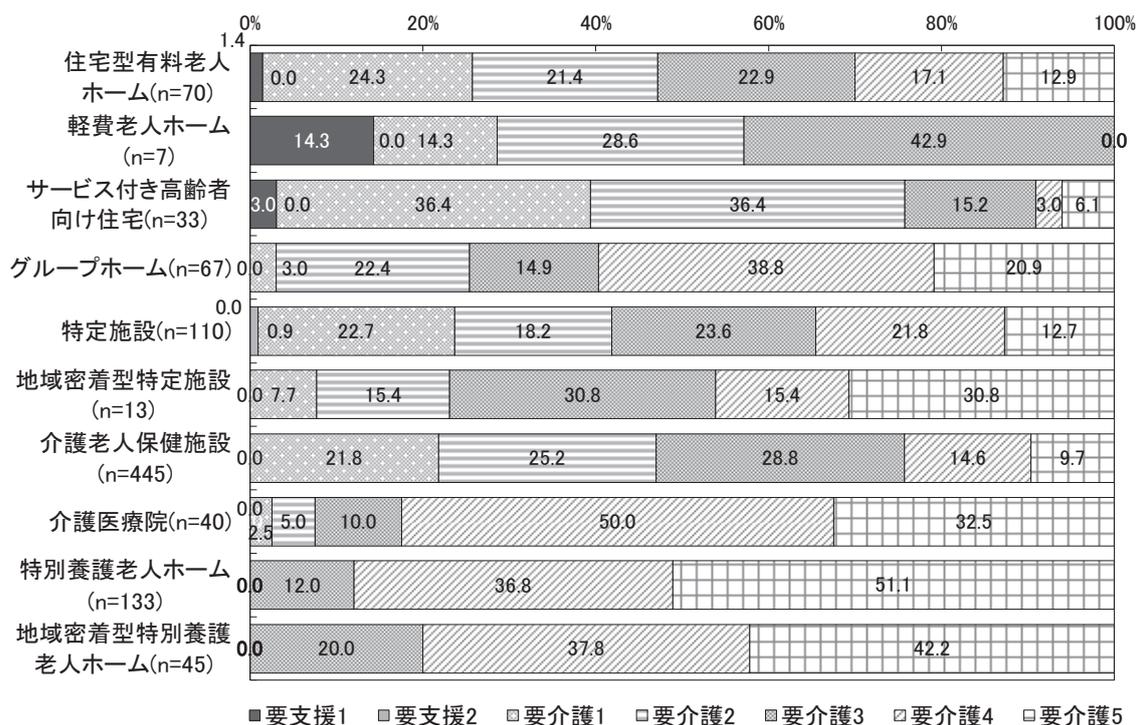
- 施設・居住系等の事業所において、サービス付き高齢者向け住宅を除く施設で、入所・入居者の退所・退居理由として「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」と回答した割合が最も高くなっています。

【図表2-51 入所・入居者が退所・退居する理由(第1位)/施設別(上位5項目)】

	回答数	医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから	必要な身体介護が発生・増大したから	必要な生活支援が発生・増大したから	認知症の症状が悪化したから	上記以外の状態像が悪化したから
住宅型有料老人ホーム	13	23.1%	-	7.7%	-	7.7%
軽費老人ホーム	1	100.0%	-	-	-	-
サービス付き高齢者向け住宅	4	25.0%	50.0%	-	25.0%	-
グループホーム	19	68.4%	-	-	-	-
特定施設	10	50.0%	10.0%	-	-	-
地域密着型特定施設	3	33.3%	-	-	-	33.3%
介護老人保健施設	4	50.0%	-	-	-	-
介護医療院	2	100.0%	-	-	-	-
特別養護老人ホーム	9	66.7%	-	-	-	-
地域密着型特別養護老人ホーム	5	40.0%	-	-	-	-

- 施設・居住系等の事業所の入所・入居者が居所を変更する場合の要介護度は、「住宅型有料老人ホーム」では要介護1・2・3、「サービス付き高齢者向け住宅」では要介護1・2、「グループホーム」では要介護4の割合が高くなっています。

【図表2-52 居所変更した人の要支援・要介護度/施設別】



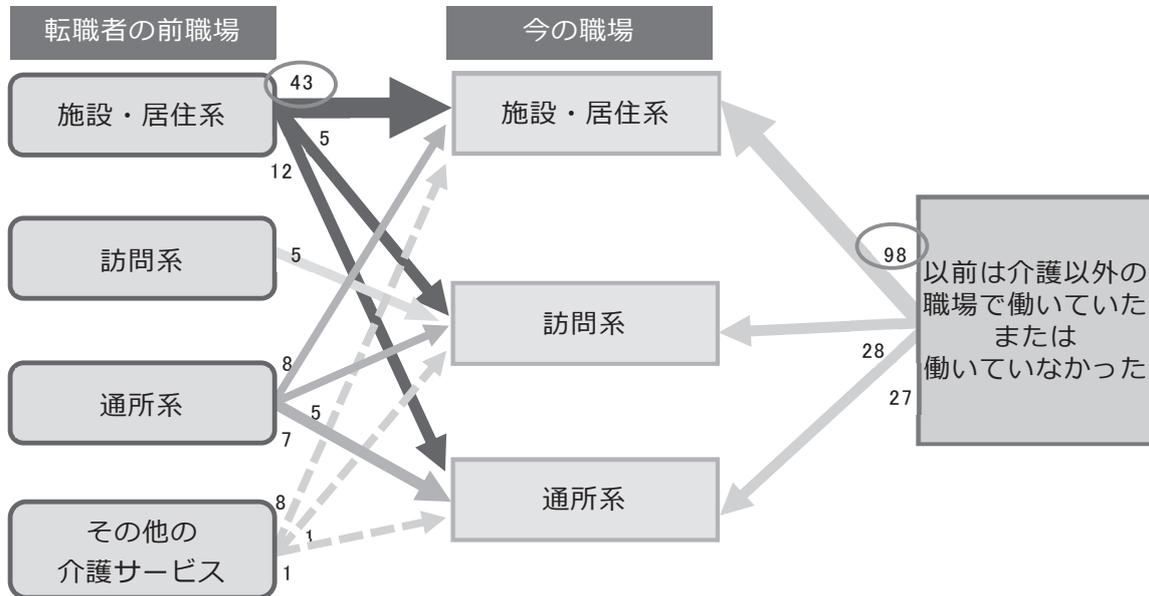
## (5) 介護人材実態調査

※調査の対象：サービス提供事業所・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅  
(事業所の回答数 206)

### ア 過去1年間の介護職員の採用者の動向

- 過去1年間の介護職員の採用者の動向は、「施設・居住系」から「施設・居住系」への転職、働いていなかった状態や介護以外の職場から「施設・居住系」への就職、転職が多く、「訪問系」への転職は最も少なくなっています。

【図表2-53 過去1年間の介護職員の採用者の動向(現在の職場での勤務年数が1年未満の職員)】



### イ 施設・事業所の定員と経営の状況

- 入所者・入居者や職員・社員の状況について、「概ね入所者・入居者の定員が確保され、職員・社員も必要数が安定して働いている」と回答した事業所の割合が26.7%、『入所者・入居者・利用者に不足が出ている』と回答した事業所の割合が43.1% (23.3%+19.8%)、『職員・社員に不足が出ている』と回答した事業所の割合が47.4% (27.6%+19.8%) となっています。

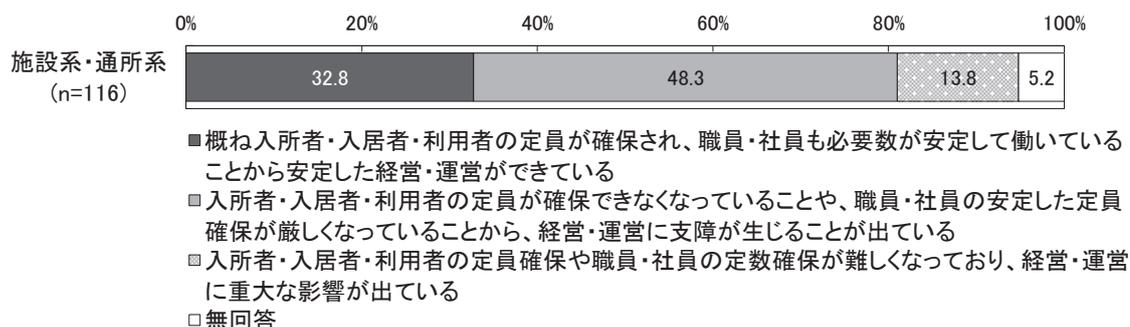
【図表2-54 入所者・入居者や職員・社員の状況】



- 概ね入所者・入居者の定員が確保され、職員・社員も必要数が安定して働いている
- 入所者・入居者・利用者に不足が出ている
- 職員・社員に不足が出ている
- 入所者・入居者・利用者並びに職員や社員のどちらも不足している
- 無回答

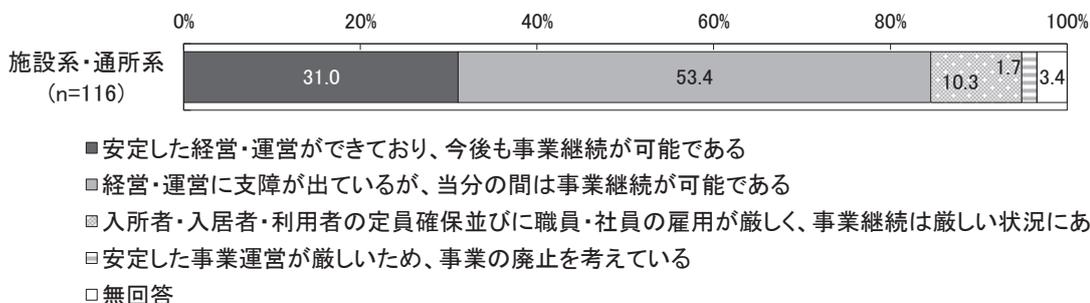
- 現状の経営・運営状況について、「入所者・入居者・利用者の定員が確保できなくなっていることや、職員・社員の安定した定員確保が厳しくなっていることから、経営・運営に支障が生じることが出ている」と回答した事業所の割合が48.3%、「入所者・入居者・利用者の定員確保や職員・社員の定数確保が難しくなっており、経営・運営に重大な影響が出ている」と回答した事業所の割合が13.8%となっています。

【図表2-55 現状の経営・運営状況】



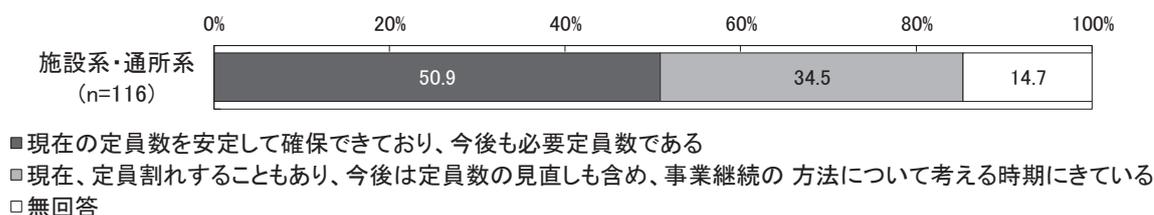
- 今後の事業継続について、「安定した事業運営が厳しいため、事業の廃止を考えている」と回答した事業所の割合が1.7%、「入所者・入居者・利用者の定員確保並びに職員・社員の雇用が厳しく、事業継続は厳しい状況にある」と回答した事業所の割合が10.3%となっています。

【図表2-56 今後の事業継続】



- 施設・通所事業の定員の状況について、「現在、定員割れすることもあり、今後は定員数の見直しも含め、事業継続の方法について考える時期にきている」と回答した事業所の割合が34.5%となっています。

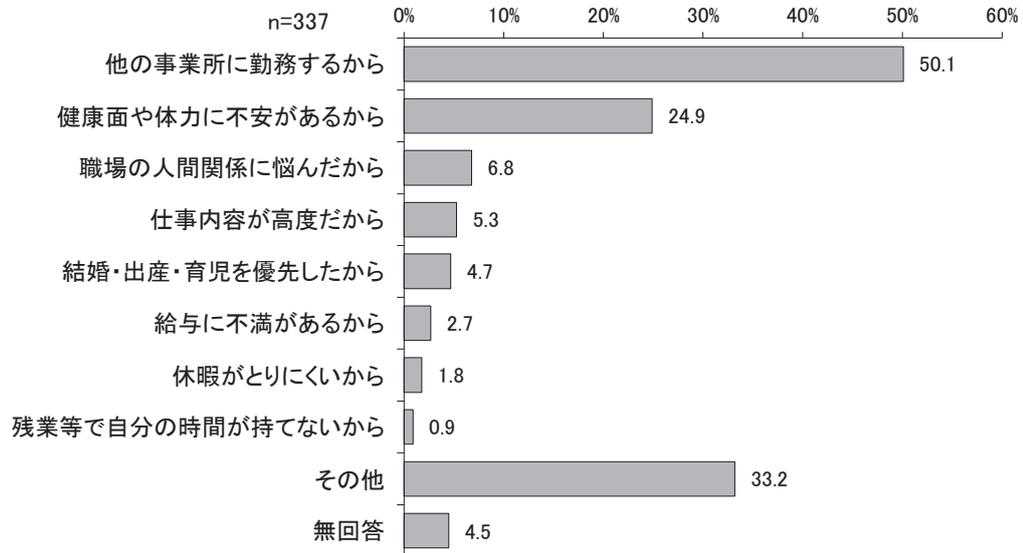
【図表2-57 施設・通所事業の定員の状況】



## ウ 離職者の状況

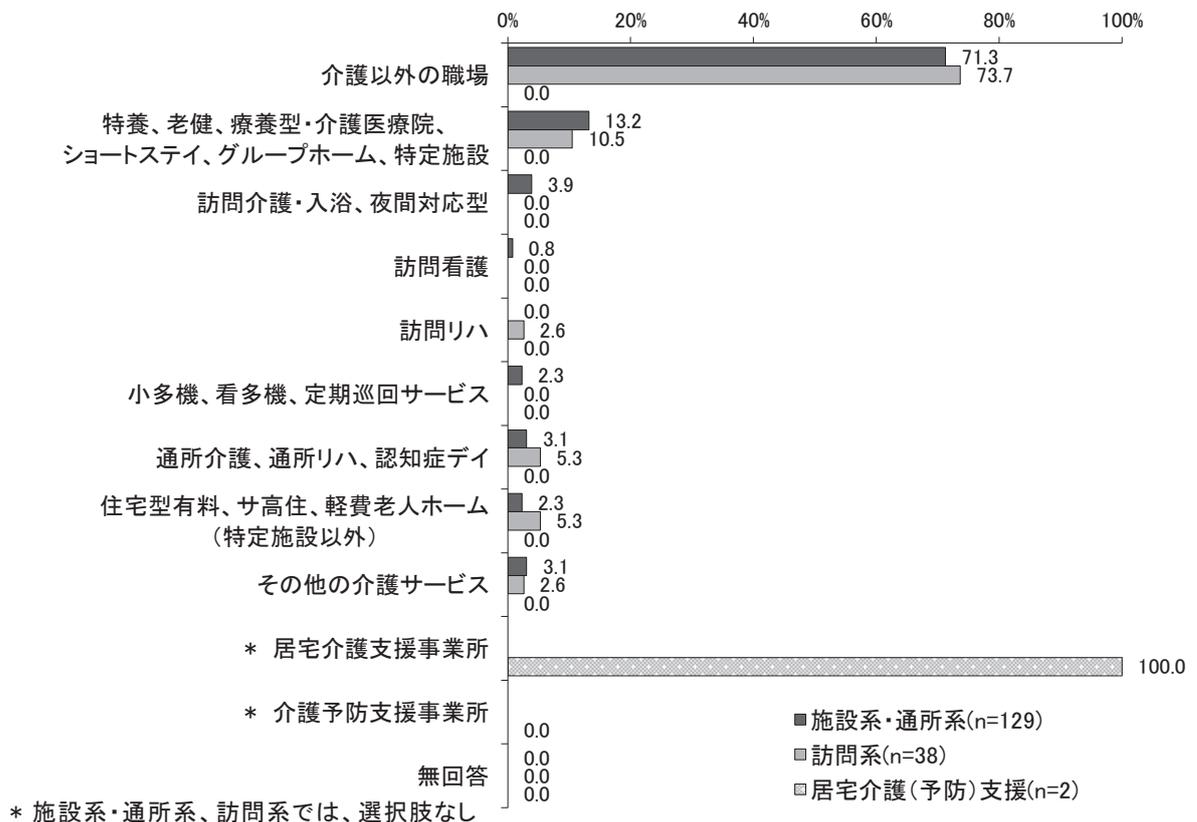
- 離職者の自己都合退職の理由について、「他の事業所に勤務するから」と回答した事業所の割合が50.1%と最も高く、次いで「健康面や体力に不安があるから」(24.9%)となっています。

【図表2-58 離職者の自己都合退職の理由】



- 離職者の転職先について、「介護以外の職場」と回答した事業所の割合が施設系・通所系、訪問系で7割を超えています。

【図表2-59 離職者の転職先(サービス種別)】



## 4 第8期計画の実績と評価

### (1) 第8期計画指標の評価

基本目標1・2の評価指標について、「元気高齢者の割合」「主観的に幸福であると感じている人の割合」がやや低下していますが、「主観的に健康であると感じている人の割合」は目標を達成しています。

【図表2-60 基本目標1・2の評価指標】

基本目標1・2に対する評価指標	2019年度 (令和元)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) 目標	達成状況
元気高齢者の割合 ＝ 要支援・要介護認定を受けていない前期 高齢者の割合 (認定を受けていない前期高齢者数／前期高 齢者人口)	96.24%	96.21%	96.44%	未達成
主観的に健康であると感じている人の割合	75.5%	78.1%	75.7%	達成
主観的に幸福であると感じている人の割合	45.7%	43.5%	46.3%	未達成

### (2) 重点施策1 介護予防・健康づくりの推進

【図表2-61 重点施策1の評価指標】

	2019年度 (令和元)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) 目標	達成状況
介護予防事業に参加する人数	5,295人	3,941人	5,500人	未達成
要支援・要介護認定者、事業対象者の状態 改善人数	764人	784人	770人	達成
健康づくり計画推進部会の登録団体数	95団体	95団体	97団体	未達成
住民主体で介護予防に取り組む活動に参加 する人数	1,268人	1,368人	1,468人	プラス方向 に増加中

【図表2-62 リハビリテーションの評価指標】

	2019年度 (令和元)	2022年度 (令和4)	目標値	達成状況
訪問リハビリテーションの利用率	1.85%	1.90%	現状値以上	達成
通所リハビリテーションの利用率	12.49%	12.11%	現状値以上	未達成
リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ以上 算定者数(認定者1人当たり)	284.58人	未公開※	現状値以上	—

※「見える化」システムより

## ア 介護予防・重度化防止、健康づくりの推進

- 新型コロナウイルス感染症予防のための活動減少などによる「フレイル\*」を予防するため、介護予防・健康づくりの普及啓発を行いました。また、地域活動が早期に再開されるよう支援しました。
- 生活習慣病\*予防やがんの早期発見のために特定健康診査\*、後期高齢者健康診査、がん検診を実施しました。また、健診後の食事や運動等の生活習慣改善のための講座、特定保健指導\*に取り組みました。
- 市民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援していく環境づくりを、家庭、地域、学校、企業、関係機関・団体、行政の協働により推進しました。
- 今後も、健康づくりを推進し、地域の実情に応じて高齢者の介護予防・健康づくりが一体的に取り組めるよう地域ケア会議等を通じて協働し推進していきます。

## イ 自立支援の推進

- 虚弱な高齢者を早期に発見し、地域活動への参加や地域の人とのつながりなどにより自立した生活が送れるよう支援しました。
- 高齢者のニーズに応じて、地域の多様なサービスが拡充するよう、地域住民や関係機関と協力し、資源の発掘・育成や地域資源の活用が促進されるよう取り組みました。
- 介護予防ケアマネジメント\*では、専門職からの指導・助言などを得て、高齢者の適切なアセスメントや自立した生活を目指すケアプラン\*の作成ができるよう取り組みました。

## (3) 重点施策2 社会参加・生きがいづくりの促進

【図表2-63 重点施策2の評価指標】

	2019年度 (令和元)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) 目標	達成状況
社会参加している人の割合	男性 73.5% 女性 67.7%	男性 68.8% 女性 62.3%	男性 74% 女性 68%	未達成
生きがいのある人の割合	54.7%	73.0%	56.0%	達成
岩国高齢者人材バンク登録者数	244人	188人	260人	未達成
地域の介護予防活動の場(通いの場)の数	117箇所	123箇所	147箇所	プラス方向 に増加中

【図表2-64 重点施策2の取組実績】

	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)
老人クラブ数	157団体	154団体	147団体	141団体
老人クラブ会員数	5,405人	5,187人	4,838人	4,485人

資料：高齢者支援課（各年4月1日）

## ア 高齢者が地域で活躍できる環境づくり

- 活動を通していきいきとした生活を送ることができるよう、老人クラブ活動促進のための補助を実施しました。
- 高齢者の豊かな経験や知識等を活かしたボランティア活動が、高齢者自身の健康づくりや生きがいづくりだけでなく、地域社会の担い手となるよう、人材バンクの登録方法や活動内容の啓発を行いました。また、高齢者ボランティア団体の活動が促進されるための補助を行いました。

## イ 高齢者の参加の場づくり

- 高齢者が地域で活躍したり、趣味の活動などが行えるサロン・通いの場、公民館活動などの情報を提供し、高齢者が生きがい・やりがいとなる活動につながるよう支援しました。
- 老人クラブの活動を通し、地域コミュニティの活性化や世代間交流の支援を行うとともに、生きがいづくり等の社会参加の取組を支援しました。

## ウ 通いの場の拡充

- 高齢者が地域住民と一緒に介護予防活動に取り組む「通いの場」、虚弱になっても、地域の介護予防サポーターと一緒に参加する「通いの場（タイプ3\*）」の立ち上げを支援しました。
- 「通いの場」「通いの場（タイプ3\*）」に対し、訪問などにより情報提供や助言などを行い、活動継続の支援を行いました。また、運営費等の補助を実施しました。

#### (4) 重点施策3 安心して生活できる環境整備

【図表2-65 重点施策3の評価指標】

	2019年度 (令和元)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) 目標	達成状況
協議体(第2層)の設置数	26箇所	35箇所	30箇所	達成
高齢者生きがいボランティアグループ数	68団体	99団体	76団体	達成
高齢者生き行きサポート事業の利用者数	5,800人	9,013人	7,000人	達成
あんしん情報カプセルの保有件数	7,714件	8,408件	8,514件	プラス方向 に増加中

【図表2-66 重点施策3の取組実績】

	2019年度 (令和元)	2020年度 (令和2)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)
おむつ給付事業の利用者	45人	56人	56人	61人
緊急通報システム利用者数	876人	827人	796人	761人
養護老人ホームの入所者数 (岩国市の措置者数)	132人	130人	119人	100人
生活支援ハウスやすらぎ(美和町)	8人	9人	8人	6人
生活支援ハウスやまなみ荘(錦町)	7人	10人	7人	8人
生活支援ハウスひまわり(美川町)	8人	9人	5人	4人

【図表2-67 養護老人ホーム等の施設状況】

施設種別	入所要件等	運営主体	施設状況
養護老人 ホーム	原則として、65歳以上であり、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人が入る施設	玖珂地方老人福祉施設組合	久楽荘(玖珂町)定員90人 松風荘(本郷町)定員50人
		岩国市	静風園(平田)定員50人 ※休止中
生活支援 ハウス	市内に居住する原則として60歳以上のひとり暮らしの人または夫婦のみの世帯で、高齢のため独立して生活することが不安は高齢者が入る施設	社会福祉法人 (指定管理制度)	美川生活支援ハウスひまわり 定員10人 美和生活支援ハウスやすらぎ 定員10人 錦生活支援ハウスやまなみ荘 定員10人

資料: 高齢者支援課(各年3月31日)

## ア 日常生活支援サービスの充実

- 地区社協単位、連合自治会単位で協議体（第2層）の設置を促進し、地域の高齢者の生活課題の把握や課題解決に向けた対応策などを協議し、高齢者への軽度な生活支援が地域の中で確保されるような体制づくりを支援しました。
- 高齢者の多様な生活ニーズに対応する情報提供ができるよう地域資源を整理しました。

## イ 高齢者福祉サービスの充実

- 高齢者の外出・移動を支援するため、バス利用料を助成する福祉優待乗車証やタクシー料金を助成する高齢者生き行きサポート事業を実施しました。また、移動支援の検討を行い、錦川清流線・柱島航路の運賃助成を実施しました。
- 支援が必要な高齢者に、おむつ給付券の交付や、はり・きゅう施術費助成等の事業を実施しました。
- ひとり暮らし高齢者等に緊急通報システムやあんしん情報カプセルの交付、寝たきり高齢者の災害時要援護者避難支援体制整備等、緊急時の対応等の事業を実施しました。

## ウ 介護離職の防止

- 働きながら介護に取り組む家族や、仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ人の相談窓口として、家族介護相談をチラシや市報で周知しました。

## エ 高齢者の住まいの安定的な確保

- 環境上及び経済的な理由等で、在宅での日常生活が困難な高齢者の住まいの相談や入所等の支援を行いました。
- 高齢者施設・居宅サービス概要一覧を作成し、情報提供しました。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅について、山口県等と連携し、設置状況の把握を行いました。
- 運動機能などに障害がある人の住環境整備のため、福祉用具購入\*や住宅改修について相談や助言などの支援を行いました。

## (5) 重点施策4 認知症施策の推進

【図表2-68 重点施策4の評価指標】

	2019年度 (令和元)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) 目標	達成状況
認知症サポーター*数	11,725人	13,323人	13,725人	プラス方向 に増加中
はいかい高齢者等SOSネットワーク協力事業 所数	143事業所	264事業所	163事業所	達成

### ア 認知症理解の促進

- 認知症サポーター\*養成講座を周知し、各地区で開催しました。特に、若年層や高齢者に関わる企業で実施しました。
- 認知症ケアパス\*（支援者用）の内容を更新し、関係機関に周知しました。また、ホームページや市政番組等で、継続して認知症の理解を促しました。

### イ 認知症予防の推進

- 認知症予防のチラシ配布や講話などにより、認知症予防の周知を行いました。

### ウ 認知症の人とその家族への支援体制の強化

- 認知症地域支援推進員による相談会を、毎月市内5箇所で実施しました。
- 認知症の初期の段階から支援を行い、適切に医療・介護につながる体制が推進されるよう取り組みました。

### エ 認知症バリアフリー\*の推進

- はいかい高齢者等SOSネットワーク事業の周知を行い、協力事業所の申出が増えるよう取り組みました。
- 認知症サポーター\*養成講座の修了者が、認知症の人などに見守りや居場所づくりなどの具体的支援を行うチームオレンジの取組を促進しました。
- 若年性認知症の相談窓口の周知や家族会の支援などを行いました。

## (6) 重点施策5 包括的支援体制の深化・推進

【図表2-69 重点施策5の評価指標】

	2019年度 (令和元)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) 目標	達成状況
病気などで人生の最期を迎える時が来た場合「人生の最期を自宅で過ごしたい」又は「できる限り自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」と思う人の割合	74.9%	76.9%	76.0%	達成
地域ケア会議(専門部会、地域部会等)の開催回数	55回	47回	55回	未達成

### ア 地域包括支援センター\*の機能強化

- 高齢者の総合相談窓口として「地域包括支援センター\*」の周知を行いました。
- 多様化、複雑化する高齢者の課題に対応できるよう、情報共有や事例検討などで対応力の向上を図りました。

### イ 地域ケア会議の推進・強化

- 地域包括ケアシステム\*を推進するため、地区ごとに地域ケア会議を開催し、地域の課題抽出・課題解決に向けた資源開発などを支援しました。
- 専門部会では、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい・認知症の6つの部会で、専門職や関係機関と課題の共有や解決策の協議、仕組みづくりなどの検討を行いました。

### ウ 医療と介護の連携強化

- 在宅医療と介護の連携に関する支援をするために、相談窓口を設置しており、地域の医療・介護関係者等から連携調整や入退院に関する相談対応を実施しました。
- 医療・介護・保健福祉従事者のための多職種研修会の実施や、各機関の連絡窓口の共有などにより、相互理解の促進や連携強化に取り組みました。

### エ 地域ネットワークの促進

- 高齢者が地域の住民と様々なつながりを持つことで、支え・支えられる環境づくりができるよう取り組みました。
- 地域団体や関係機関が、地域の高齢者への支援等でつながることなどを通じて、地域のネットワークを構築しました。

## **オ 高齢者の虐待防止及び権利擁護の推進**

- 高齢者虐待防止や成年後見制度\*などの周知を行い、高齢者の権利が守られるよう実施しました。
- 高齢者虐待を早期に発見し、虐待解消に向けた支援を関係機関と連携して行いました。
- 成年後見制度\*の利用が必要な人が適切に利用につながるよう、申立ての支援を実施しました。

## **カ 地域共生社会\*に向けた体制づくり**

- 地域包括ケアシステム\*を推進するため、関係機関や関係部署と連携を図り、地域共生社会\*の体制づくりにつながるよう取り組みました。

**(7) 重点施策6 介護保険サービスの提供体制の充実**

【図表2-70 重点施策6の評価指標】

	2019年度 (令和元)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5) 目標	達成状況
要介護認定調査の委託調査にかかる点検率	100%	100%	100%	達成
新卒介護福祉士就職支援給付金給付事業対象者数	未実施	6名	10名	未達成
事業所等に対する集団指導回数	2回	2回	2回	達成

**ア 介護給付等に関する費用の適正化**

- 居宅介護支援\*事業所等の外部の事業所が作成した認定調査の点検等による要介護等認定の適正化、ケアプラン\*・住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合による不適切な請求の是正、介護給付費通知及び給付実績の活用により、給付適正化に取り組みました。
- 介護サービス事業所が適正なサービスを提供するために遵守すべき制度の内容等の周知を図るため、集団指導を行いました。

**イ 介護人材の確保・育成、資質の向上**

- 中学生を対象に、市内の介護サービス事業所の職員等を講師として、介護の魅力ややりがいについての職業講話を行いました。
- 新卒介護福祉士就職支援給付金給付事業、介護支援専門員就労促進・継続支援給付金給付事業を実施し、介護福祉士、介護支援専門員の確保、定着を図りました。

**ウ 介護サービスの業務の効率化及び質の向上**

- 介護ロボットやICT\*導入に向けた支援制度の情報収集・提供を行いました。
- 業務効率化のため、統一様式の活用やメールでの書類提出により事務の簡素化を図りました。

**エ 災害や感染症対策に係る体制整備**

- 事業所内の衛生管理にかかる情報提供や指針の整備、定期的な研修及び訓練の必要性の周知を図りました。
- 日頃からの防災マニュアル等の確認、避難訓練等の実施の必要性の周知を図りました。

## 第3章 施策の推進

### 重点施策1 介護予防・健康づくりと社会参加の推進

#### (1) 介護予防・重度化防止、健康づくりの推進

第8期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、これまで通りの介護予防、重度化防止、健康づくりの事業の実施が困難な状況がありました。また、外出自粛や人との交流の機会の減少など高齢者の生活全体に大きく影響を及ぼしたことから、フレイル\*の進行等が懸念されます。新型コロナウイルス感染症の影響によって、フレイルリスクが高まった人の状態を改善することが必要です。

要介護状態、要支援状態にならないよう、また、要介護状態の重度化を防止するため、介護予防の啓発や高齢者の健康づくりの取組を推進します。また、青年期、壮年期からの生活習慣の改善を重視した健康づくりを推進します。

①	介護予防・健康づくりの普及啓発
高齢者が高齢期に起こりうる病気やケガなどについての知識を深め、予防の必要性が理解できるよう、チラシの配布や各種講座での講話、「岩国はつらつ体操」の実技指導等を通じて普及啓発を行います。また、効果的な内容による普及啓発が行えるよう専門職との連携を図ります。	
②	介護予防の取組の促進
高齢者自身が、「ありがたい姿」を目標に掲げ、目標達成に向けた自身の状態や取組の確認ができる「岩国はつらつ手帳」の活用を促したり、自身の健康状態がチェックできるスマートフォンのアプリの情報提供をするなど、介護予防が促進されるよう取り組みます。	
③	健康づくり及び生活習慣改善の実践
生活習慣病*予防や健康に関する啓発を行い、健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、地域部会、健康づくり協賛企業・団体との連携した啓発活動を推進します。	
④	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組の促進
フレイルチェック票を活用し、フレイルリスクのある高齢者を早期に発見するとともに、相談や保健指導によって状態の改善を図ります。 また、服薬に課題がある人への相談・指導や、医療及び介護サービスの利用がない健康状態不明者に対して受診勧奨などを行います。	

⑤	生活習慣病*予防、がん予防と早期発見
<p>生活習慣病*予防やがんの早期発見のため、特定健康診査*や後期高齢者健康診査、がん検診を実施します。</p> <p>また、受診しやすい体制づくりや個別案内など、受診率向上に向けた取組を推進します。</p>	

## (2) 地域で活躍できる環境づくりの推進

高齢者が地域社会において自立した生活を営む上で、これまでに得た技能や経験を活かし、ボランティア活動、就労的な活動を通じて地域や社会を支える一員として社会貢献ができる環境が重要です。

高齢者が地域の担い手として期待されていることを知り、役割を遂行するための学習の場の充実や地域で高齢者が運動や体操を行う場や仲間と集う場の拡充を図ります。

さらに、高齢者が地域で活躍するため、高齢者と地域のニーズとのマッチングが促進されるよう支援します。

①	活躍の場の充実
<p>高齢者が地域社会において、これまでに得た技能や知識、経験を活かして活躍するため、「岩国お助け高齢者人材バンク」登録のための研修やフォローアップ研修を行うほか、地域のニーズと登録者とのマッチングを促進します。</p> <p>また、地域での活動状況がポイント化される仕組みや高齢者の就労の支援などの仕組みを整備します。</p>	
②	通いの場・サロン活動の充実
<p>地域で住民が主体的に介護予防に取り組む「通いの場」の活動が拡充するよう、立ち上げや活動継続のための相談・助言や運営費補助などの支援を行います。</p> <p>また、地域住民同士のふれあいの場である「サロン」活動が継続するよう支援します。</p>	
③	高齢者が参画する地域活動の育成・促進
<p>高齢者が地域の生活支援の担い手となり活動する「高齢者ボランティアグループ」の立ち上げや活動費補助などの支援を行います。地域のニーズを住民に伝え、高齢者の主体的なグループ立ち上げの行動が促進されるよう支援します。</p>	

### (3) 高齢者の生きがいがづくり・社会参加の促進

高齢者が地域社会において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことが重要です。

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」の結果では、生きがいのある人や友人と会う頻度が多い人は主観的健康感や主観的幸福感が高い結果となっています。

仲間や地域とのつながりの必要性を周知するとともに、高齢者の楽しみや生きがいにつながるような活動への参加のきっかけづくり、既存の活動の情報提供など、参加につなげる環境づくりを推進します。

①	地域活動の情報発信
高齢者の集う場や地域の行事・イベントなど高齢者が地域で参加できる場の情報を高齢者の伝え、参加を呼びかけるほか、「いわくに生活応援資源マップ」、市ホームページなどで周知します。	
②	老人クラブとの連携と支援
クラブでの活動を通していきいきとした生活を送ることができるよう、老人クラブへの加入のきっかけづくりや運営費の助成などにより活動を引き続き支援します。 高齢者が積極的な地域活動ができるよう、老人クラブと連携を図った生きがいがづくり活動の取組等を推進します。	
③	趣味、生きがいの活動促進
高齢者の楽しみや生きがいにつながる活動に参加できるように、公民館活動や地域づくり活動、文化・スポーツ活動などの情報を収集し提供することで、参加のきっかけづくりや参加につなげる支援を行います。	
④	世代間交流の推進
高齢者の生活に活力をもたらし、生きがいがづくりにつながる地域活動や世代を超えた住民同士が交流し学び合う活動など、参加の輪を広げる取組を進めます。	

◇重点施策1の評価指標と目標

評価項目		実績値 2022年度(令和4)	目標値 2026年度(令和8)
1	社会参加している人の割合	男性68.8% 女性62.3%	男性74% 女性68%
2	住民主体で介護予防に取り組む活動に参加する人数	1,368人	1,568人
3	高齢者生きがいボランティアグループのある地区数	30地区	36地区

## 重点施策2 日常生活・地域生活の支援の充実

### (1) 総合事業\*の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業\*」という。）において、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業を実施し、住民等が主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指していますが、さらに総合事業\*を推進していくことが必要です。

総合事業\*について、市民のみならず関係機関や関係団体に広く周知し、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ることにより、高齢者の在宅生活における生活支援の拡充や身近な地域活動への参加を促進します。

①	総合事業*の普及啓発
総合事業*について市民や介護サービス事業所、関係機関などに広く周知し、正しい理解を促すとともに、要支援者等が、介護予防・生活支援サービス事業等を活用しながら地域で自立した生活が送れるよう支援します。	
②	多様な地域資源の活用促進
介護サービス事業所のサービスの他、インフォーマルサービス*や民間企業によるサービスなど、高齢者が暮らす地域にある介護予防や生活支援に関する多様な資源の情報を整理し、利用が必要な高齢者に活用を促します。	
③	訪問型・通所型サービス提供体制の整備
要支援認定者や事業対象者（基本チェックリスト*該当者）の心身や生活状況に応じて必要な支援が、適切に提供できる体制を整備します。 訪問型サービスタイプ2*の提供体制を強化し、通所型サービスタイプ3*の機能の充実を図ります。	
④	自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント*の促進
高齢者が地域で自立した日常生活が送れるよう支援するため、適切な介護予防ケアマネジメント*を行います。 また、地域の関係機関・団体やサービス事業所と連携した取組の促進や専門職の助言・指導などによる資質向上を図ることを目的とした「個別地域ケア会議」の充実を図ります。	
⑤	リハビリテーション専門職等による地域づくりの促進
地域の介護予防の取組の機能を強化するため、住民主体の「通いの場」「通いの場（通所型サービス）タイプ3*」での理学療法士・作業療法士・栄養士・歯科衛生士等による指導・助言体制を推進します。	

## (2) 地域での日常生活支援の充実

高齢者の多様な生活支援ニーズに対応するため、住民の支援体制の整備を推進し、多様な生活支援サービスの充実を図ることが必要です。地域住民や活動団体等と情報の共有や連携により実働的な活動につなげる取組の強化が必要です。

日常生活において利用できる生活支援サービスの情報を発信し、高齢者が必要なサービスを利用できるよう活用を促進します。

また、高齢者のニーズに応じた生活支援が提供できる体制づくりを促進します。

①	地域資源の情報整理・発信・活用促進
<p>日常生活において利用できる配食や配達サービス、ちょっとした家事援助や草引きなどの軽作業のサービスの情報などを「いわくに生活応援資源マップ」に整理し、発信します。</p> <p>また、高齢者により身近な地域ごとの資源マップの作成を促進します。</p>	
②	生活支援サービスの体制整備・促進
<p>生活支援コーディネーター*を引き続き配置し、高齢者個々の多様な生活支援ニーズに対応するため、地域の生活支援に関する資源を把握し、情報を整理します。</p> <p>また、地域に不足するサービスの創出や、高齢者にちょっとした援助ができる人材の発掘・育成を行い、地域の支え手が広がるよう取り組みます。</p>	
③	高齢者のニーズ把握と資源のマッチング
<p>生活支援コーディネーター*が、高齢者のニーズと地域の資源をつなぐとともに、高齢者のニーズに対応できる資源の開発を促進します。</p>	
④	第1層協議体の充実
<p>「ご近所ささえ合い会議」（第2層協議体）で明らかになった地域課題の解決に向けて議論や提言ができる場として第1層協議体を設置します。</p> <p>※協議体とは、生活支援等サービスの提供の推進において、多様な主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進する機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1層協議体は、市全域を対象とした協議体</li> <li>・第2層協議体は、地区社会福祉協議会または自治会連合会単位で設置する協議体</li> </ul>	

### (3) 地域の見守り・支えあい体制の推進

人口減少や世帯規模の縮小、生活様式の変化等を背景として、地域のつながりが希薄化する中、高齢者のひとり暮らし世帯や夫婦のみの世帯、認知症の人の増加に伴い、在宅生活を継続するための生活支援ニーズへの対応や緊急時等の対応ができる地域づくりが必要です。

地域の住民同士が地域の課題を共有し、課題解決に向けて話し合う場の充実を図るとともに、住民同士のつながりを強化することで地域の見守り・支えあい体制の促進を図ります。

また、地域づくりの取組に地域住民、地域団体、関係機関、民間企業などの参画が拡大するよう連携を強化するための取組を推進します。

①	地域ケア会議の充実
地区社協単位や自治会単位などで「地域ケア会議」を開催し、地域住民が地域課題を共有し、地域のつながりや介護予防などの課題解決に向けて協議・検討することで、地域住民による地域活動の取組が促進されるよう支援します。	
②	「ご近所ささえ合い会議」（第2層協議体）の充実
地区社協単位で「ご近所ささえ合い会議」を開催し、地域資源の把握を行うとともに、地域の生活課題の解決に向けた地域の団体や活動グループなどの具体的な生活支援活動が促進されるよう支援します。	
③	地域づくりのための連携強化
地域の課題解決に向けて地域の団体や事業所、企業などに対し、「地域ケア会議」「ご近所ささえ合い会議」などへの参加や協働した取組を促進します。	
④	見守り支えあい体制の強化
民生委員・福祉員による75歳以上高齢者二人暮らしや65歳以上高齢者ひとり暮らしの見守り活動の他、住民同士の見守り活動が促進されるよう、「見守りシート」の活用や相談窓口の周知を行います。 また、高齢者が参加する活動の場などでお互いが見守り、支えあえるよう、地域参加型の見守り体制を促進します。	

◇重点施策2の評価指標と目標

評価項目		実績値 2022年度(令和4)	目標値 2026年度(令和8)
1	生きがいのある人の割合	73.0%	75.0%
2	訪問型サービスタイプ2*の利用件数	59件	1,000件

## 重点施策3 安心して生活できる環境整備

### (1) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続することができるよう、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等を対象とした生活支援、緊急時の対応等の事業を行います。

また、福祉サービスを必要としている高齢者がサービスや支援を利用しやすい環境づくりを推進します。

①	タクシー料金の助成
75歳以上の運転免許証を所持しない高齢者を対象に、各年度ごと申請月に応じて1枚500円のタクシー利用券を1月あたり4枚交付し、高齢者の外出・移動・さらには社会参加を促進します。	
②	高齢者の移動及び外出支援体制の整備
70歳以上の高齢者を対象として、市内の生活交通バスやいわくにバス等を1乗車100円で利用できる敬老福祉優待乗車証を交付し、外出や移動を支援するとともに社会参加を促進します。 また、敬老福祉優待乗車証を提示することにより、錦川清流線では6,000円分の利用券を4,000円で購入できる助成を、柱島航路では乗船1回につき半額の運賃で乗船できる助成を行います。	
③	移動支援の検討
市全体の公共交通等の整備状況を視野に入れ、地域ごとの生活課題等を把握するとともに、関係部署と連携を図り、高齢者の移動支援について検討します。	
④	はり・きゅう施術費の助成
75歳以上の高齢者に対し、申請に基づき、はり・きゅう受診券を交付します。	
⑤	おむつ購入費の助成
支援が必要な在宅または入院中の寝たきり高齢者等（市民税非課税世帯）を対象として、おむつ給付券の交付または償還払により助成し、費用の負担軽減を図ります。	

⑥	ごみ出し支援体制の整備
<p>在宅で生活している要介護認定者（要介護3以上）や重度障害者のみの世帯等で、世帯員自ら、決められたごみ集積場所まで持ち出すことが困難な世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行います。</p> <p>また、ごみの排出がない場合の声かけによる安否の確認を行います。</p>	
⑦	緊急通報システムの整備
<p>ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与するとともに、緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることができるよう、システムの利用の周知・普及に努めます。</p>	
⑧	あんしん情報カプセルの交付
<p>緊急時に迅速な救急活動に対応できるよう、ひとり暮らし高齢者等にあんしん情報カプセルを交付します。</p>	
⑨	災害時要援護者避難支援の体制整備
<p>寝たきり高齢者等要援護者を事前に登録し、災害時に迅速かつ安全に避難が図られるよう、情報伝達、避難誘導、介護関係施設等への受け入れ調整を行います。</p> <p>また、介護支援専門員等と連携し、個別避難支援計画の作成・更新を行います。</p>	

## (2) 安心して住み続けることができる住まいの確保

今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中にあり、住まいをいかに確保するかは、高齢期を含む生活の維持の観点に加え、地域共生社会\*の観点からも重要な課題です。

可能な限り地域で安心して住み続けることができるよう、住宅施策と連携を図り、高齢者に配慮した住まいや施設の普及を図るとともに、生活環境の充実や入所相談等の居住関係施策を総合的に推進します。

①	養護老人ホームの老朽化対策
<p>環境上及び経済的な理由等で、在宅での生活が困難な高齢者を受け入れる施設である養護老人ホームについて、一部事務組合が管理する老朽化した施設の改修支援や、建て替えの際には地域性を考慮し、旧岩国市地域等への配置も視野に入れた検討を行い、入所者の住環境の向上に努めます。</p>	
②	生活支援ハウス・養護老人ホームへの入所支援
<p>環境上及び経済的な理由等で在宅での生活が困難となっている高齢者の、安心して暮らせる施設への入所を支援します。</p>	
③	高齢者向け住宅等（サービス付き高齢者向け住宅・有料老人ホーム等）の把握と情報提供
<p>後期高齢者の増加によって、特定施設入居者生活介護*の指定を受けていない有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の需要は、今後更に大きくなることが見込まれます。山口県及び関係機関と連携して設置状況等を把握し、必要とする人に情報提供を行います。</p>	
④	住宅確保要配慮者の入居支援
<p>公営住宅や民間賃貸住宅などの情報提供ができるよう情報を整理し、住宅部局などと連携して、住宅確保要配慮者の入居相談に対応できる体制を整備します。</p>	
⑤	高齢者の住環境整備に関する支援
<p>運動機能などに障害のある高齢者が住み慣れた自宅で安心して生活していくため、介護保険サービスの住宅改修や福祉用具の利用による住環境整備について、必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、制度の周知と適切な給付に努めます。</p>	

(参考) 市内有料老人ホーム(住宅型)及びサービス付き高齢者住宅状況一覧

種 別	個所数	定員数
有料老人ホーム(住宅型)	11	183
サービス付き高齢者住宅	7	226

### (3) 高齢者の権利擁護の推進

今後、85歳以上人口の増加に伴い、認知症の人や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれる中で、高齢者が尊厳をもって暮らすことができるために高齢者虐待防止の取組や権利擁護の重要性が高まることが見込まれます。

高齢者虐待を早期発見・早期対応ができるネットワークを構築するとともに、市民や事業者等へ向けた虐待防止に関する普及啓発を推進します。

また、高齢者やその家族が、必要に応じて成年後見制度\*を活用できるよう支援体制の充実を図るとともに、制度の周知を図ります。

①	高齢者虐待防止の普及啓発・早期相談・早期対応
<p>高齢者虐待防止について、地域包括支援センター*が相談・通報の窓口であることを周知するとともに、高齢者虐待の特徴などを具体的に伝え、早期相談につながるよう普及啓発に取り組みます。</p>	
②	高齢者虐待への対応の強化
<p>高齢者虐待と判断した場合、虐待を受けている高齢者や虐待を行った養護者を含めた世帯全体の課題解決に向け、関係機関等と連携した支援を行います。</p> <p>また、高齢者虐待防止ネットワーク会議において情報共有を行うとともに、関係団体との連携を強化します。</p> <p>さらに、施設等の虐待においては県と連携を図り、高齢者虐待防止の取組が行われるよう、必要な対応を行います。</p>	
③	成年後見制度*の利用促進
<p>成年後見制度*の利用が必要と思われる高齢者の親族等に、成年後見制度*の利用に関する助言や家庭裁判所への申立ての支援を行います。</p> <p>また、医療・福祉・司法の関係機関等と連携し、中核機関の体制強化や協議会の設置等により、地域連携ネットワークの体制を整備します。</p> <p>さらに、申立ての親族がない場合などは、市長申立てによる手続きを行うとともに、申立費用や後見人への報酬の支払いが困難な方のために費用の助成を行います。</p>	
④	高齢者の尊厳のある暮らしの促進
<p>高齢者が地域において、最期まで尊厳のある生活が維持できるよう、高齢者の「もしも」に備えた、任意後見や財産・相続、葬儀やお墓、遺品整理などについて自分で決める「終活」の普及啓発を行います。</p> <p>また、高齢者に消費者被害の状況などについて情報提供することにより、被害防止に取り組みます。</p>	

#### (4) 高齢者の感染対策・予防接種

高齢者が感染症（新型コロナウイルス、インフルエンザなど）や肺炎などに罹患すると、重症化するおそれがあります。感染予防や重症化予防に取り組むとともに、感染症が発生した場合においても、高齢者が安心して安全に活動を継続できるように支援します。

①	予防接種の実施
感染症に対する基本的な予防対策の普及と高齢者肺炎球菌やインフルエンザ等の予防接種の実施により、疾病予防と重症化予防、死亡リスクの軽減を図ります。	
②	感染症対策の周知・啓発
感染症の流行があっても、感染対策を講じたうえで高齢者を対象とする事業が継続できるよう、感染症に関する備えや対策について、周知・啓発を行います。	

#### (5) 高齢者を介護する家族への支援

今後、85歳以上の高齢者の増加に伴い、認知症高齢者や医療と介護双方を必要とする高齢者等が増加することが見込まれ、家族等の介護者の負担の増大も懸念されます。

高齢の介護者や、育児と介護のダブルケアの状態にある人、ヤングケアラー\*等も含んだ家族介護者の負担が大きくなるよう、介護の方法に関する情報提供や介護離職を防止するための働きかけを推進します。

①	介護離職の防止
働きながら介護に取り組む家族が介護に直面してもすぐに退職することなく、仕事と介護を両立できるよう、県や関係部署と連携し、雇用者に対する介護休業制度についての啓発や、雇用者の集会でのパンフレットの配布等、介護離職の防止に係る働きかけを行います。	
②	家族介護者への相談体制の充実
地域包括支援センター*が毎月開催する家族介護者相談等で、介護保険サービスの利用、保険外サービスの活用等について相談等を行い、家族介護者の負担の軽減を図ります。	

### ◇重点施策3の評価指標と目標

評価項目		実績値 2022年度(令和4)	目標値 2026年度(令和8)
1	あんしん情報カプセルの交付件数	8,408件	9,360件
2	高齢者生き行きサポート事業の利用者数	9,013人	9,320人

## 重点施策4 認知症施策の推進

### (1) 認知症の普及啓発・本人発信の支援

認知症に関する相談・対応では、認知症に対する地域の理解を深めるとともに、認知症の人やその家族の人を必要な医療や支援につなぐことが重要です。

地域の様々な場において認知症に関する啓発を行うとともに、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーター\*の養成を行うとともに認知症に関する相談窓口の周知を図ります。

また、認知症の人本人からの意見を基に、認知症になっても希望をもって暮らすことができるよう、環境整備や地域の人々の理解につなげます。

①	認知症の普及啓発の促進
<p>認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるよう、認知症講演会や地域での認知症に関する講話等を行います。</p> <p>また、認知症の人を支える支援体制や、認知症ケアのしくみなどを示した「認知症ケアパス*」を市民や関係機関・団体等に広く配布し、啓発を図ります。</p> <p>さらに、本人・家族が、適切な支援につながるよう、地域包括支援センター*等の相談窓口を周知します。</p>	
②	認知症サポーター*の養成
<p>キャラバンメイト*と連携し、認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域で認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーター*を養成します。</p> <p>また、若い世代や企業等に対して認知症サポーター*養成講座の周知を図ります。</p>	
③	認知症の人の発信支援
<p>認知症の人がいきいきと活動する姿が、地域の人々の理解を深めたり、他の認知症の人に希望を与えたりすることにつながるよう、認知症の人本人とともに普及啓発に取り組む体制を整備します。</p>	

## (2) 認知症予防の推進

国の認知症施策推進大綱における「予防」とは「認知症になるのを遅らせる」、「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。

希望する誰もが適切な認知症及び軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるよう、認知症予防に関する啓発及び知識の普及、地域における活動の推進、予防に係る情報の収集を行います。

①	認知症予防の取組の推進
認知症予防についてチラシ配布や講話などで啓発を行い、認知症予防に取り組める場の紹介や取組の効果などを周知することで認知症予防の取組を推進します。	
②	地域活動への参加促進
地域の「通いの場」において認知症予防を推進するとともに、地域で実施されているスポーツや生涯学習、趣味の活動等に参加することで認知症予防につながるため、広く地域活動への参加を促進します。	

### (3) 認知症の人とその家族への支援体制の強化

認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されることが重要です。

また、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を送れるよう、認知症の人の家族等への支援を適切に行う必要があります。

認知症に対して早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医、地域包括支援センター\*、認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター等の連携を更に強化するとともに、地域の関係者等と連携した取組も強化します。

さらに、認知症の人や介護する家族等が、気軽に相談できる体制の充実を図るとともに、当事者同士や地域住民と交流する機会の充実を図ります。

①	相談体制の充実
<p>認知症地域支援推進員による認知症相談会の定期的な開催を周知し、認知症の人やその家族に早期相談を促すとともに、関係機関等からも相談がつながってくる体制を推進します。</p> <p>さらに、認知症の人やその家族からの総合的な相談に対応できるよう、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図ります。</p>	
②	医療・介護連携の推進
<p>認知症初期集中支援チーム*が初期の相談段階から、適切な医療・介護や福祉のサービスが提供されるよう、関係機関との連携体制を強化します。</p> <p>また、認知症の状態に応じた連携の在り方や連携時のツール等を示し、医療と介護の円滑な連携を促進します。</p>	
③	認知症カフェ*の活動支援
<p>認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症カフェ*の設置や活動の継続に向けた支援を行います。</p> <p>また、効果的に運営が継続できるよう、認知症カフェ*を運営する団体に活動の実施に必要な経費を補助します。</p>	

#### (4) 認知症バリアフリー\*の推進

認知症の人も含め、様々な生きづらさを抱えていても、一人ひとりが尊重され、その本人に合った形での社会参加が可能となる「地域共生社会\*」に向けた取組を進めることが重要です。

認知症になっても安心して地域の人々と共に暮らすことができる安全な地域づくりを推進します。

また、地域で認知症の人を見守る体制の整備を推進するとともに、認知症の人やその家族への具体的な支援につなぐ仕組みを推進します。

①	認知症の人の見守り体制の強化
<p>認知症の人が地域活動に参加することによって、地域で見守られる仕組みを促進します。</p> <p>また、はいかい高齢者等SOSネットワーク事業の取組を活かし、認知症の人が行方不明になった際に、地区組織や民間の事業所等が早期発見に協力する体制の強化や、機器などの活用が増えるよう取り組みます。</p> <p>さらに、民間企業等による見守りの拡大を図ります。</p>	
②	認知症の人の地域での支援体制の構築
<p>認知症サポーター*が、ステップアップ研修を受講し、認知症の理解をさらに深めるとともに、地域での支援体制の必要性を知ることで、認知症の人の見守りや手伝い等の具体的な支援を行うチームオレンジの拡充を図ります。</p>	
③	若年性認知症の人への支援
<p>若年認知症の相談日を設け、医療や福祉のほか就労や経済などについて相談できることを周知します。</p> <p>また、若年認知症の家族会や当事者の会に対し、相談対応や助言などの支援を行います。</p>	

#### ◇重点施策4の評価指標と目標

評価項目		実績値 2022年度(令和4)	目標値 2026年度(令和8)
1	認知症サポーター*数	13,323人	15,323人
2	はいかい高齢者等SOSネットワーク協力事業所数	264事業所	284事業所
3	認知症カフェ*の数	3箇所	5箇所

## 重点施策5 包括的支援体制の深化・推進

### (1) 在宅医療と介護の連携強化

今後、後期高齢者の増加に伴い、医療・介護の複合的なニーズがある高齢者が増加することが見込まれており、医療・介護の連携の必要性が高まっています。

アンケート調査では、在宅で介護を受けている高齢者のうち9割に近い高齢者が認知症や筋骨格系疾患（骨折、骨粗しょう症他）、心疾患等、何らかの傷病があるという結果であり、高齢者が在宅での生活維持が難しくなっている理由として要介護度が重度の人で「医療的ケア・医療処置の必要性の高まり」が約2割挙がっています。

医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で、医療・介護サービスの提供を受けながら暮らせるよう、医療・介護関係団体と連携体制を推進するとともに、市民の理解促進に取り組みます。

①	在宅医療・介護連携による支援体制の充実
地域の資源を整理し、在宅における日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りなどの場面における地域の課題について、その地域の医療・介護関係者が連携して課題解決を図る取組を推進します。 また、市ホームページ等で医療・介護関係者に向けた研修などの情報を提供し、連携の強化を図ります。	
②	医療・介護連携に関する相談窓口の活用促進
地域の医療・介護の資源や相談窓口の情報などを共有し、相談しやすい環境づくりを推進します。	
③	地域住民への普及啓発
高齢者が地域で暮らすこの先の人生において、医療や介護に関する様々な場面に遭遇することを想定し、早い段階から準備しておくことの必要性について「人生会議（ACP*）」などの普及啓発を促進します。	

## (2) 地域包括支援センター\*の機能強化

高齢者生活の困りごとなど、身近に相談できる場があることが、高齢者の安心につながるとともに、早期相談・早期対応につながります。地域包括ケアシステム\*の中核的な役割を果たす地域包括支援センター\*をさらに周知することが必要です。

高齢者の複雑化、複合化したニーズへの対応やその家族への支援、また地域づくりの促進などの多様な業務を効率的、効果的に行う体制を整備し、地域包括支援センター\*の機能を強化します。

①	地域包括支援センター*における相談体制の充実
<p>高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター*を周知し、地域から相談しやすい体制を推進します。</p> <p>また、地域団体や関連機関等から、適切に高齢者の相談がつながるよう連携を強化します。</p> <p>さらに、庁内の関係部署と連携を強化し、複雑化、複合化した支援ニーズに対応するとともに、研修等により地域包括支援センター*職員の資質向上を図ります。</p>	
②	地域包括支援センター*の機能強化・業務の効率化促進
<p>高齢化の進展により、高齢者や地域のニーズはさらに増加し、複雑化、複合化することが見込まれるため、地域課題や高齢者ニーズに対応できるよう、地域包括支援センター*の役割や業務体制などを検討します。</p> <p>また、多機関等と連携し効果的・効率的に業務が行えるよう取り組みます。</p>	

### (3) 地域包括ケアシステム\*の深化・推進

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的、効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステム\*をさらに深化させることが必要です。

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らすことができるよう市民・医療・介護・福祉・関係団体や行政などの連携体制の強化を図り、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援・認知症対策などの取組のさらなる強化を図ります。

①	地域ケア会議の取組推進
専門的視点を持った多職種、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体等が「個別課題解決」、「地域包括支援ネットワーク*の構築」、「地域課題発見」、「地域づくり」、「資源開発」、「政策形成」の5つの機能を持つ地域ケア会議の体制を推進します。	
②	地域包括ケアシステム*の推進
地域包括ケアシステム*をさらに深化するため、市民や関係機関、行政などが参加する、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」「認知症」の専門部会や多くの地域住民が参加する「地域部会」を開催し、高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう推進します。	
③	地域包括ケアシステム*の推進のための連携体制の強化
地域包括ケアシステム*を推進するための課題の解決に向けた取組を政策に反映するよう、庁内関係部署やその関係機関等との連携を強化します。	

#### (4) 重層的な支援体制の促進

高齢者を取り巻く課題としても8050問題\*やダブルケア、ヤングケアラー\*などが社会的な課題として挙がっており、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化、複合化する中で、相談支援においても複合的な課題があるケースへの対応が必要です。

基本指針では、包括的な支援体制の構築等の社会福祉基盤の整備と併せて介護保険制度に基づく地域包括ケアシステム\*の推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会\*の実現を図っていくことが必要とされています。

庁内における重層的・分野横断的な連携とともに、関係機関・団体等の連携体制の強化を図り、重層的な支援体制を整備します。

①	障害者・子ども・困窮などの支援機関との連携強化
複合的な課題を抱える高齢者に関わる障害・子ども・困窮などの支援機関と、ケース会議などを通じて、それぞれの役割や支援内容を明確にし、連携した支援が行える体制を構築します。	
②	地域福祉の推進と協働による地域づくり
地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えて、気かけあい、助けあう環境で、住民同士がつながる地域づくりを促進します。	

#### ◇重点施策5の評価指標と目標

評価項目		実績値 2022年度(令和4)	目標値 2026年度(令和8)
1	病気などで人生の最期を迎える時が来た場合「人生の最期を自宅で過ごしたい」又は「できる限り自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」と思う人の割合	76.9%	78.0%
2	地域包括ケアシステム*深化・推進のための会議開催数	37回	53回

## 重点施策 6 介護保険サービスの提供体制の充実と介護人材の確保

### (1) 介護給付等に関する費用の適正化

介護保険制度への信頼を高め、持続可能なものとしていくため、国が示した「介護給付適正化計画」に関する指針」及び山口県の「第6期山口県介護給付適正化計画」(2024(令和6)~2026(令和8)年度)に基づき、介護給付を必要とする者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のない適切なサービスが提供されるよう、介護給付等に関する費用の適正化に取り組みます。

①	要介護等認定の適正化
居宅介護支援*事業所等の外部の事業所へ委託した認定調査票の内容について、要介護等認定の適正化・平準化を図るため、市職員が点検を行います。	
②	ケアプラン*、住宅改修等の点検
介護支援専門員や地域包括支援センター*の職員が作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について点検し、情報交換を行うことにより、質の高いケアマネジメント*を目指します。 住宅改修、福祉用具購入*について、申請書類で判断できない場合等、必要に応じて訪問調査を行います。 福祉用具貸与*については、国民健康保険団体連合会から提供される情報を活用し、請求内容の誤りの有無について、効率的に点検を行います。	
③	縦覧点検・医療情報との突合
国民健康保険団体連合会から提供される様々な帳票を活用し、点検を実施します。縦覧点検は、提供されたサービスの算定回数、算定日数、算定内容等の確認を行い、請求内容の誤りの有無について効率的に点検します。医療情報との突合は、介護保険と医療保険の給付情報を突合したデータにより、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認し、誤りの有無について効率的に点検します。	
④	給付実績の活用
国民健康保険団体連合会から提供される給付実績のデータをケアプラン*点検、サービス提供内容の確認等の用途に活用します。	
⑤	制度の周知
介護保険料や介護保険サービス利用の流れ、介護度により利用できる介護保険サービスなど、介護保険制度に関することについて、パンフレットの作成や広報紙への掲載などで、わかりやすい情報提供に努めます。	

## (2) 適正なサービス提供体制の整備

介護保険制度において、地域の中で利用者本位の質の高い介護保険サービスが提供され、円滑に利用できる体制が重要です。

介護保険サービスの提供を受けるには、まず、要介護認定を受ける必要があります。介護保険の申請者が介護保険サービスを円滑に利用できるよう、市としても、1日も早く要介護認定結果を通知することが重要です。

また、介護が必要になっても、その有する能力に応じてその人らしい自立した日常生活を営むことができるようにするためには、利用者の日常生活、介護上の課題を的確に把握し、自立支援に資するサービスを提供することが重要です。

介護サービス事業所等が適正なサービスを行うことができるように支援することにより、介護保険制度への信頼を高めるため、指導に取り組みます。

また、流行性感染症や自然災害等への対応について、介護サービス事業所等と連携を図り、リスク情報を共有するとともに、業務継続計画の確認や研修及び訓練などによる日頃の備えを通じて、発生時においても業務が継続できるよう、意識の醸成等についての促進を図ります。

①	介護認定審査会の審査のDX*化
<p>要介護認定結果の通知について、1日も早く送付できるよう、介護認定審査会の審査のDX*（デジタル・トランスフォーメーション）化に向けて、介護認定審査会と調整を行います。</p>	
②	指導監督
<p>市に指定権限のある介護サービス事業所を対象に定期的に運営指導を行い、基準に適合した運営を行っているか、一連のケアマネジメント*が適切に実施されているかなどの確認を行います。</p> <p>また、不適切なサービスを提供している事業者に対して、県と一体的に指導監督を行います。</p>	
③	事業所等に対する集団指導
<p>介護サービス事業所が適正なサービスを提供するために遵守すべき制度の内容等の周知を図るため、講習等の方法により集団指導を行います。</p>	

④	災害及び感染症に対する備え
<p>介護サービス事業所等と連携を図り、災害や感染症発生時等におけるリスクや物資の調達・備蓄体制、訓練の重要性を共有するとともに、災害等が発生した場合であっても必要な介護サービスが継続して提供できるよう、山口県と連携を図り、高齢者施設及び介護サービス事業所への支援・応援体制を整備するとともに、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施等について必要な助言、適切な援助を行います。</p>	
⑤	介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
<p>介護サービス事業所から報告された事故報告を、国から示された事故報告様式を活用して分析し、事故発生防止と発生時の適切な対応のための取組について指導を行います。</p>	

### (3) 介護人材の確保及び定着への支援

地域包括ケアシステム\*の構築に当たっては、介護サービス、地域支援事業を提供する人材を、安定的に確保するための取組が重要ですが、今後更なる高齢化が見込まれる中、全国的に介護を担う人材が不足しており、本市においても介護保険サービスを安定的に提供する上で大きな課題となっています。

地域、関係機関・団体、サービス提供事業者と連携を図り、介護人材の確保・定着・育成に一体的に取り組めます。

①	介護の魅力発信
<p>介護の魅力を知ってもらうため、介護に従事する人の声や介護福祉士になるための方法を掲載したパンフレットを作成して市内の学校に配布し、介護の魅力をPRします。</p> <p>また、中学生等の若年層に、介護についての理解を促進するため、職業講話を行います。</p>	
②	多様な人材の参入への支援
<p>多様な人材層（若者層、中高年層等）を対象として、介護サービス事業所等と連携して、交流会や職場体験等によるマッチングを支援し、介護職等への参入を図ります。</p>	

③	介護人材確保のための研修実施
<p>円滑で効率的な介護業務が行えるよう、隙間時間を活用したい人に向け、介護保険制度や基礎的な介護の仕事についての研修を実施し、介護の補助的な仕事を担う短時間就労者の確保に取り組みます。</p>	
④	外国人人材の就労・定着への支援
<p>介護サービス事業所等へアンケートを実施することによって、効果的な支援策（住宅支援、コミュニケーション支援等）を検討し、外国人就労者が介護現場において円滑に就労・定着するよう支援を行います。</p>	
⑤	介護福祉士及び介護支援専門員への就労支援
<p>新たに市内介護サービス事業所等に就職した介護福祉士や介護支援専門員への支援給付金支給事業を一部拡充し、新規就労者の確保に努めます。</p>	
⑥	介護支援専門員の就労継続支援
<p>市内の居宅介護（予防）支援事業所に勤務する介護支援専門員に対して、就労の継続に必要な法定研修を受講しやすくするために、研修の受講料を助成します。</p> <p>また、更新等の研修については、本市から研修会場までの距離が離れており、受講者の負担が大きくなっていることから、県東部での研修の開催またはオンラインでの受講が可能な限りできるよう、引き続き県に働きかけを行います。</p>	
⑦	介護現場の生産性の向上
<p>国や山口県が実施する介護ロボット・ICT*機器補助事業等の活用について、情報提供を行い、身体的負担の軽減や業務の効率化などに向けた取組を支援します。</p> <p>また、介護現場におけるハラスメントへの理解、防止対策の推進を図ります。</p>	

◇重点施策6の評価指標と目標

評価項目		実績値 2022年度(令和4)	目標値 2026年度(令和8)
1	介護認定審査会の審査のDX*化	未実施	実施
2	要介護認定結果までの平均日数	32.3日	30日
3	介護福祉士・介護支援専門員の就職に係る給付金交付人数	未実施	20人
4	「やまぐち働きやすい介護職場宣言」の認知度	48.5%	50.0%

## 第4章 介護保険事業の推進～第9期介護保険事業計画～

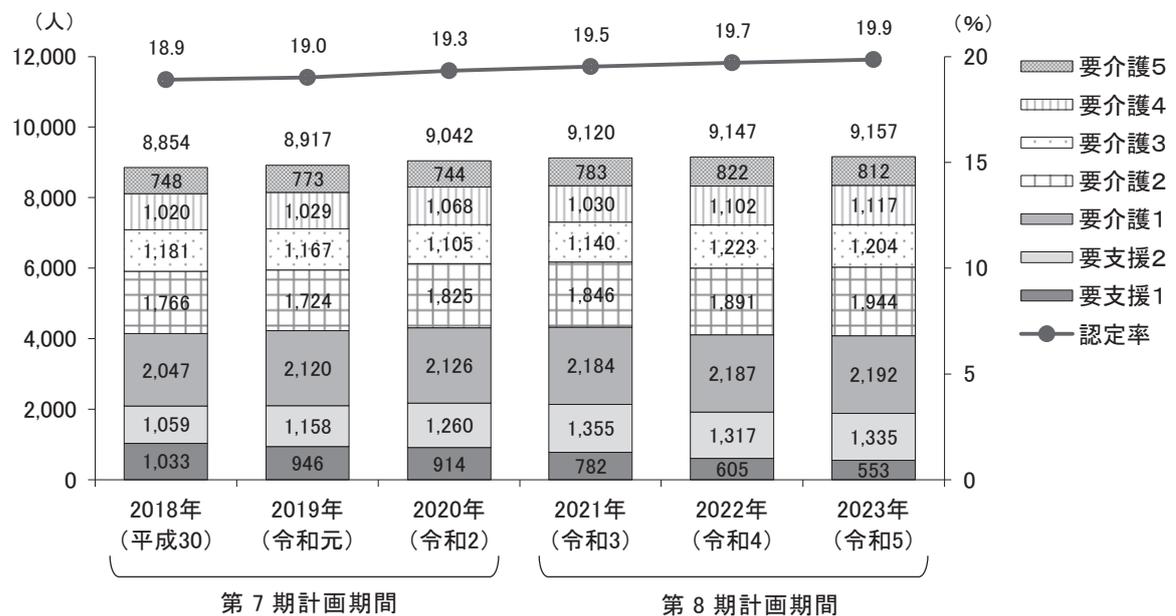
### 1 要介護等認定者数、介護サービス等利用者数・給付費の推移

#### (1) 第1号被保険者における要介護等認定者数の推移

第1号被保険者における要介護等認定者数は、2023（令和5）年9月末現在9,157人であり、2020（令和2）年と比較して115人増加しています。

また、認定率は2023（令和5）年9月末現在19.9%であり、2018（平成30）年以降上昇しています。

【図表4-1 第1号被保険者における要介護等認定者数の推移】



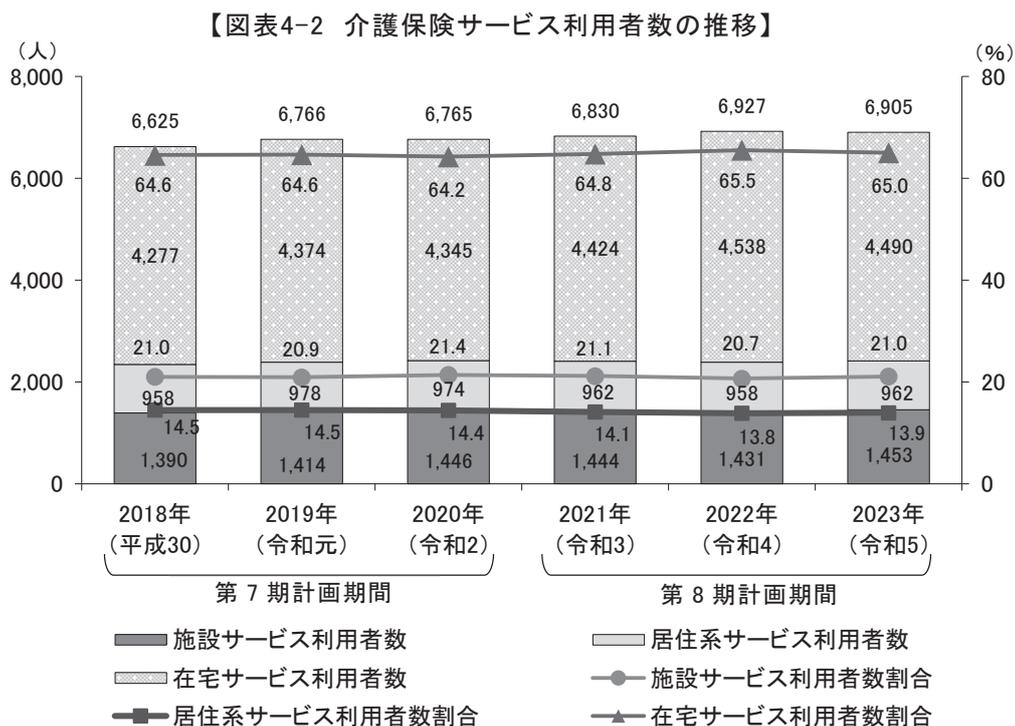
資料：介護保険事業状況報告（各年9月末現在）

※要支援・要介護認定率＝要支援・要介護認定者／第1号被保険者数

## （2）介護保険サービス利用者数の推移

介護保険サービスの利用者数は、2023（令和5）年9月利用分は6,905人であり、2020（令和2）年と比較して140人増加しています。

また、2023（令和5）年の9月利用分のサービス別の利用者数割合は、施設サービス\*の利用割合が21.0%、居住系サービス\*が13.9%、在宅サービス\*が65.0%であり、2020（令和2）年と比較して大きな変化はありません。



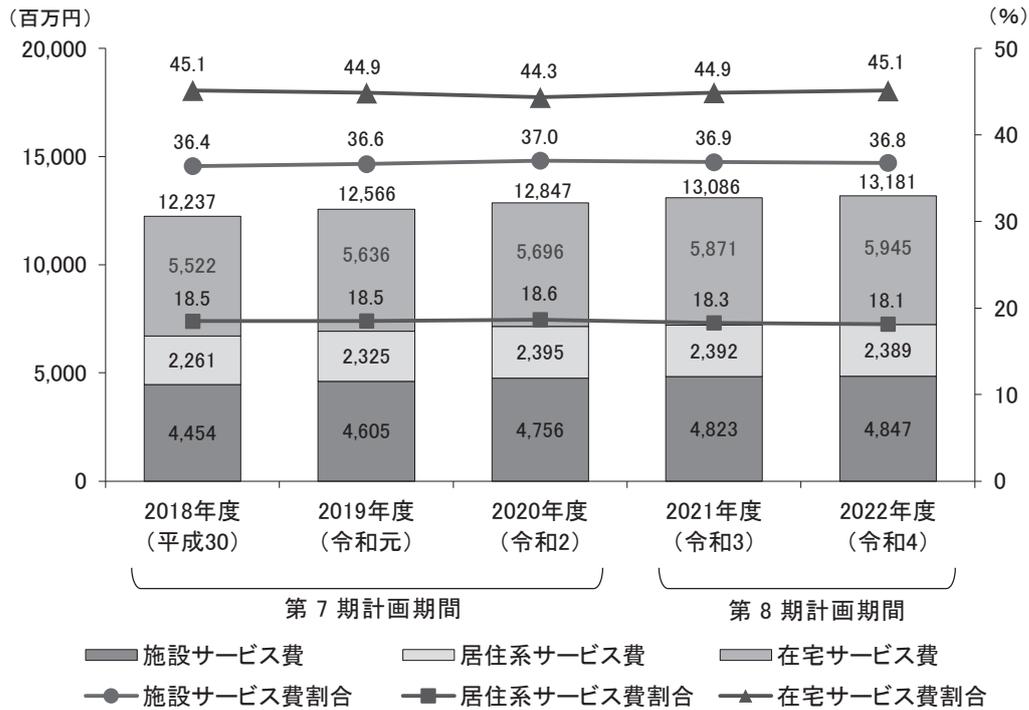
資料：介護保険事業状況報告（各年9月利用分）

### (3) 介護・予防給付対象サービス給付費の推移

介護・予防給付対象サービス給付費は、2018（平成30）年度から増加傾向にあります。

2022（令和4）年度のサービス別の給付費の割合は、施設サービス\*費が36.8%、居住系サービス\*費が18.1%、在宅サービス\*費が45.1%となっています。

【図表4-3 介護・予防給付対象サービス給付費の推移】

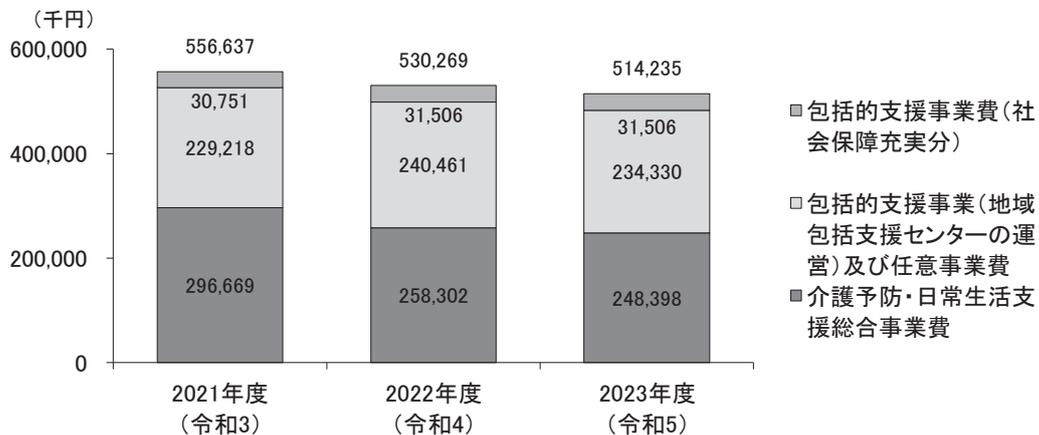


資料：介護保険事業状況報告

### (4) 地域支援事業費の推移

地域支援事業費は減少傾向にあります。

【図表4-4 地域支援事業費の推移】



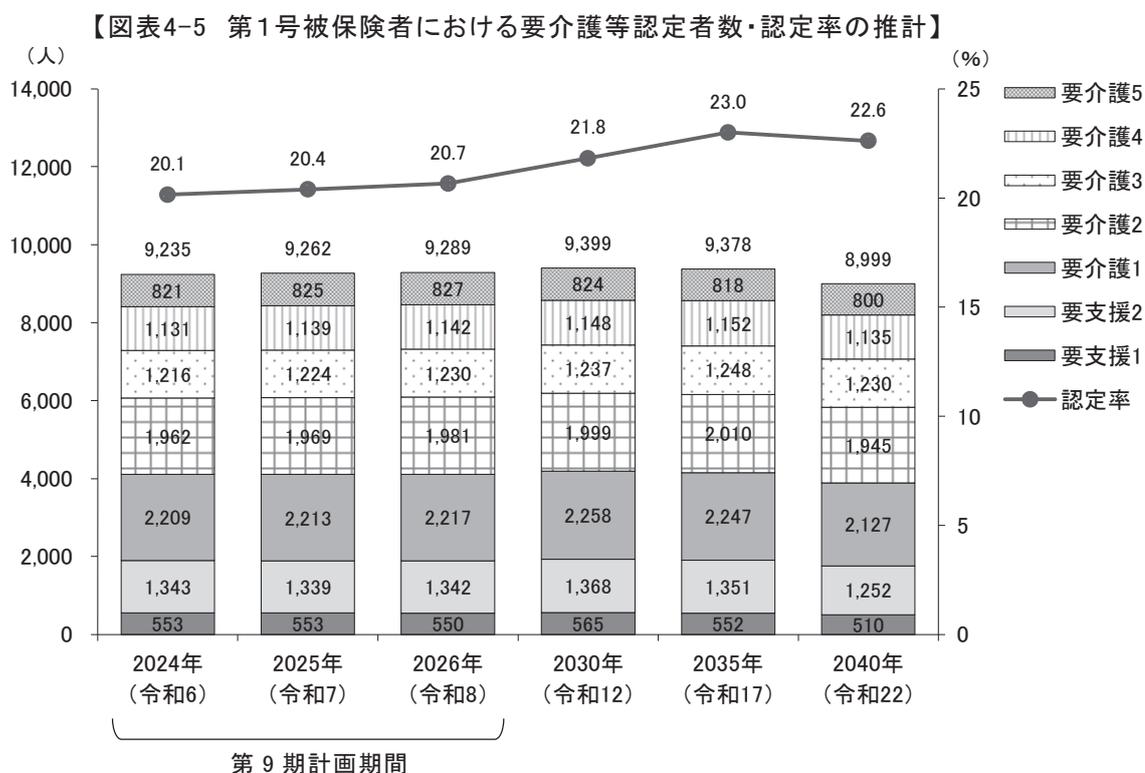
資料：高齢者支援課

## 2 要介護等認定者数、介護サービス等の量の見込み

### (1) 第1号被保険者における要介護等認定者数の推計

第8期計画期間の実績に基づき、要支援・要介護認定率を算出し、その伸びを勘案し、計画年度ごとの推計人口に性別・年齢別・要介護度別認定率を乗じ、第9期計画期間における要支援・要介護認定者数（1号被保険者）を次のように推計しました。

今後は、85歳以上の高齢者数の人口の増加に伴い、要介護等認定者数（1号被保険者）は2030（令和12）年まで増加し、認定率は2035（令和17）年まで上昇すると見込まれます。



資料：岩国市（年齢別の推計人口と2023（令和5）年の年齢別認定率により推計）

※要支援・要介護認定率＝要支援・要介護認定者/第1号被保険者数

## (2) 介護・予防給付対象サービス見込量の推計

介護保険サービス量について、第8期計画期間の実績、施設整備の状況等を勘案し、次の通り見込みました。なお、推計値は、今後の施策の効果を反映しました。

【図表4-6 予防給付対象サービスの量の見込み】

サービス	第9期			2040年度 (令和22)
	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	
(1)介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人
②介護予防訪問看護	1,394回 312人	1,394回 312人	1,394回 312人	1,236回 276人
③介護予防訪問リハビリテーション	1,345回 156人	1,345回 156人	1,345回 156人	1,238回 144人
④介護予防居宅療養管理指導	564人	552人	564人	516人
⑤介護予防通所リハビリテーション	3,900人	3,888人	3,900人	3,624人
⑥介護予防短期入所生活介護	120日 60人	120日 60人	120日 60人	120日 60人
⑦介護予防短期入所療養介護(老健)	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人
⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人
⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院*)	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人
⑩介護予防福祉用具貸与*	6,336人	6,324人	6,336人	5,892人
⑪特定介護予防福祉用具購入*	180人	180人	180人	168人
⑫介護予防住宅改修	156人	156人	156人	156人
⑬介護予防特定施設入居者生活介護*	432人	432人	432人	396人
(2)地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人
②介護予防小規模多機能型居宅介護*	120人	120人	120人	144人
③介護予防認知症対応型共同生活介護*	0人	0人	0人	0人
(3)介護予防支援*	8,808人	8,784人	8,796人	8,172人

資料：高齢者支援課

【図表4-7 介護給付対象サービスの量の見込み】

回(日)は年間の数、人数は年間の利用者数

サービス	第9期			2040年度 (令和22)
	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	
(1)居宅サービス				
①訪問介護	204,916回 12,360人	206,156回 12,432人	206,557回 12,468人	199,592回 12,060人
②訪問入浴介護	2,587回 600人	2,587回 600人	2,587回 600人	2,484回 576人
③訪問看護	38,785回 4,932人	38,785回 4,932人	38,723回 4,932人	34,176回 4,356人
④訪問リハビリテーション	33,512回 2,832人	33,799回 2,856人	33,949回 2,868人	32,834回 2,772人
⑤居宅療養管理指導	13,500人	13,560人	13,644人	13,188人
⑥通所介護	189,935回 18,840人	191,078回 18,948人	191,654回 19,008人	184,892回 18,324人
⑦通所リハビリテーション	79,368回 9,408人	79,568回 9,432人	80,087回 9,492人	77,579回 9,192人
⑧短期入所生活介護	50,305日 4,560人	50,629日 4,584人	51,089日 4,632人	49,136日 4,452人
⑨短期入所療養介護(老健)	7,651日 1,224人	7,651日 1,224人	7,750日 1,236人	7,536日 1,200人
⑩短期入所療養介護(病院等)	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人
⑪短期入所療養介護(介護医療院*)	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人
⑫福祉用具貸与*	28,056人	28,164人	28,380人	27,432人
⑬特定福祉用具購入*	516人	516人	528人	516人
⑭住宅改修	456人	456人	456人	456人
⑮特定施設入居者生活介護*	5,928人	6,036人	5,748人	5,568人
(2)地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護*	0人	0人	0人	0人
②夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人	0人
③地域密着型通所介護	43,844回 4,332人	43,950回 4,344人	44,369回 4,380人	43,024回 4,248人
④認知症対応型通所介護	13,513回 1,344人	13,513回 1,344人	13,513回 1,344人	13,397回 1,332人
⑤小規模多機能型居宅介護*	3,684人	3,708人	3,708人	3,660人
⑥認知症対応型共同生活介護*	4,152人	4,152人	4,344人	4,428人
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護*	1,380人	1,392人	1,392人	1,392人
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*	1,680人	1,680人	1,680人	1,740人
⑨看護小規模多機能型居宅介護*	0人	0人	0人	0人
(3)施設サービス*				
①介護老人福祉施設*	7,896人	7,896人	7,896人	7,896人
②介護老人保健施設*	5,400人	5,400人	5,400人	5,316人
③介護医療院*	2,844人	2,844人	2,844人	2,844人
④介護療養型医療施設*				
(4)居宅介護支援*	42,036人	42,228人	42,336人	41,004人

資料:高齢者支援課

### (3) 地域支援事業の見込量の推計

地域支援事業の見込量について、第8期計画期間の実績等を勘案し、次の通り見込みました。

【図表4-8 地域支援事業の量の見込み】

サービス			第9期			2040年度 (令和22)
			2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	
(1)介護予防・日常生活支援総合事業*						
介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス	タイプ1*	3,109件	2,660件	2,189件	1,836件
		タイプ2*	75件	500件	1,000件	836件
		タイプ3*	5団体	5団体	5団体	5団体
	通所型サービス	タイプ1*	5,158件	5,242件	5,291件	4,425件
		タイプ2*	60件	61件	61件	51件
		タイプ3*	7箇所	8箇所	8箇所	8箇所
	介護予防ケアマネジメント*件数	4,640件	4,716件	4,760件	3,981件	
一般介護予防事業	通いの場登録数	133団体	138団体	148団体	130団体	
(2)包括的支援事業						
地域包括支援センターの運営	設置箇所数 (地域型センター)	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	
地域ケア会議推進事業	地域包括ケアシステム*深化・推進のための会議開催数	53回	53回	53回	53回	

資料：高齢者支援課

### 3 介護保険施設整備計画

#### (1) 整備方針

訪問・通所などの居宅サービスについては、日常生活圏域\*ごとのサービスの必要性等を考慮したうえで整備を図ります。

施設・居住系サービス\*については、原則一定の整備を完了しているため、事業所の閉鎖等に伴う不足、医療病床からの介護医療院\*への転換等がない限り、本計画中の整備は見合わせます。

#### (2) 整備予定

##### ア 地域密着型サービス 認知症対応型共同生活介護\*

第7期計画中に1箇所（定員9人）の事業所が閉鎖し、第8期で公募を行いましたが無応募がありました。

今後、1事業所（定員18人）の閉鎖が見込まれているため、第9期においても全圏域を対象に、定員27人の範囲内で引き続き事業所を整備する予定です。

##### イ 介護医療院\*への転換

本計画期間中に、介護老人保健施設\*から介護医療院\*への転換が見込まれています。

【図表4-9 介護医療院\*の整備予定】

	第8期末 時点施設数	第9期介護保険事業計画			計
		2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	
介護老人保健施設*	7(460)	-1(-50)			6(410)
介護医療院*	2(90)	1(50)			3(140)

## 4 介護給付等対象サービス見込量の確保のための方策

---

### (1) 柱島地区居宅介護（介護予防）サービス計画支援事業

柱島地区は、居宅介護支援\*及び介護予防支援\*サービスの確保が難しい地区であることから、事業者に助成を行うことにより、円滑なサービス提供を支援します。

### (2) 離島等特別地域加算利用者負担金助成事業

山村振興法等の対象地域にあり、県及び市に申出をした社会福祉法人のサービス提供事業所が、低所得者に訪問介護などの介護保険サービスを提供する場合に、特別地域加算による負担増を抑制するために行う利用者負担の軽減に対し、国、県とともに助成を行います。

### (3) 社会福祉法人等利用者負担金助成事業

県及び市に申出をした社会福祉法人のサービス提供事業所が、低所得者で生計が困難である者や生活保護受給者に国の定める介護保険サービスを提供する場合に、介護保険サービスの利用促進を図るために行う利用者負担の軽減に対し、国、県とともに助成を行います。

## 5 介護保険料

### (1) 第1号被保険者保険料基準額の算出

#### ア 標準給付費の見込み

介護保険サービスの量の推計や第8期計画期間のサービス利用の実績から、予防給付対象サービス費や介護給付対象サービス費を次のように見込みました。

【図表4-10 予防給付対象サービス費の見込み】

給付費は年度累計の金額(単位:千円)

	第9期			2040年度 (令和22)
	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	
(1)介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	6,585	6,593	6,593	5,822
③介護予防訪問リハビリテーション	3,673	3,678	3,678	3,385
④介護予防居宅療養管理指導	6,258	6,135	6,266	5,734
⑤介護予防通所リハビリテーション	144,265	143,945	144,447	134,270
⑥介護予防短期入所生活介護	881	883	883	883
⑦介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院*)	0	0	0	0
⑩介護予防福祉用具貸与*	39,857	39,781	39,857	37,065
⑪特定介護予防福祉用具購入*	4,340	4,340	4,340	4,062
⑫介護予防住宅改修	11,313	11,313	11,313	11,313
⑬介護予防特定施設入居者生活介護*	35,698	35,743	35,743	32,693
(2)地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護*	8,043	8,053	8,053	9,430
③介護予防認知症対応型共同生活介護*	0	0	0	0
(3)介護予防支援*	40,063	40,004	40,059	37,217

資料:高齢者支援課

【図表4-11 介護給付対象サービス費の見込み】

給付費は年度累計の金額(単位:千円)

	第9期			2040年度 (令和22)
	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	
(1)居宅サービス				
①訪問介護	623,920	628,458	629,714	608,442
②訪問入浴介護	31,735	31,775	31,775	30,522
③訪問看護	183,884	184,117	183,850	162,287
④訪問リハビリテーション	95,572	96,505	96,931	93,745
⑤居宅療養管理指導	148,497	149,345	150,264	145,218
⑥通所介護	1,441,231	1,452,382	1,456,808	1,404,707
⑦通所リハビリテーション	619,549	621,778	625,938	606,250
⑧短期入所生活介護	419,520	422,807	426,375	409,982
⑨短期入所療養介護(老健)	79,748	79,849	80,786	78,731
⑩短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑪短期入所療養介護(介護医療院*)	0	0	0	0
⑫福祉用具貸与*	371,001	372,453	375,354	362,612
⑬特定福祉用具購入*	15,682	15,682	16,040	15,682
⑭住宅改修	32,939	32,939	32,939	32,939
⑮特定施設入居者生活介護*	1,108,475	1,136,671	1,080,550	1,048,360
(2)地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護*	0	0	0	0
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③地域密着型通所介護	363,350	364,945	368,902	357,566
④認知症対応型通所介護	164,091	164,298	164,298	162,578
⑤小規模多機能型居宅介護*	743,356	749,290	749,290	740,056
⑥認知症対応型共同生活介護*	1,103,125	1,104,791	1,156,252	1,179,572
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護*	296,061	299,754	300,407	300,739
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*	489,036	484,804	484,804	505,765
⑨看護小規模多機能型居宅介護*	0	0	0	0
(3)施設サービス*				
①介護老人福祉施設*	2,099,673	2,102,330	2,102,330	2,100,682
②介護老人保健施設*	1,544,141	1,546,095	1,546,095	1,522,881
③介護医療院*	956,982	958,193	958,193	957,914
④介護療養型医療施設*				
(4)居宅介護支援*	592,570	596,016	597,360	578,583

資料:高齢者支援課

【図表4-12 標準給付費の見込み】

(単位：千円)

	第9期			2040年度 (令和22)
	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)	
総給付費	13,825,114	13,895,745	13,916,487	13,687,687
介護給付対象サービス費	13,524,138	13,595,277	13,615,255	13,405,813
予防給付対象サービス費	300,976	300,468	301,232	281,874
特定入所者介護サービス 費等給付額	368,070	369,597	370,541	352,261
高額介護サービス費等給 付額	318,153	319,529	320,345	303,890
高額医療合算介護サービ ス費等給付額	44,268	44,396	44,509	42,965
算定対象審査支払手数料	15,737	15,783	15,823	15,274
標準給付費見込額(合計)	14,571,342	14,645,049	14,667,704	14,402,077

資料：高齢者支援課

## イ 地域支援事業費の見込み

介護保険サービスの量の推計や第8期計画期間のサービス利用の実績から、地域支援事業費を次のように見込みました。

【図表4-13 地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

	第9期			2040年度 (令和22)		
	2024年度 (令和6)	2025年度 (令和7)	2026年度 (令和8)			
(1)介護予防・日常生活支援総 合事業*						
介護予 防・生 活支 援サ ー ビ ス 事 業	訪問型 サービス	タイプ1*	51,140	43,768	36,036	30,141
		タイプ2*	574	8,794	25,295	21,157
		タイプ3*	330	330	330	330
	通所型 サービス	タイプ1*	174,475	177,336	178,968	149,688
		タイプ2*	1,195	1,214	1,226	1,025
		タイプ3*	714	714	714	307
	介護予防ケアマネジメ ント*	12,770	12,980	13,099	10,956	
上記以外	1,572	1,572	1,572	1,390		
一般介護予防事業	13,573	16,894	13,902	11,999		
(2)包括的支援事業・任意事業	234,614	235,654	240,896	202,194		
(3)包括的支援事業(社会保障 充実分)	31,751	31,930	32,680	31,507		
地域支援事業費計	522,708	531,186	544,718	460,694		

資料：高齢者支援課

## (2) 第1号被保険者の保険料

第9期計画期間における保険給付費等に対する第1号被保険者の負担割合は23%となっており、保険料については、第1号被保険者数、要介護認定者数の見込み、標準給付費、地域支援事業費、国が示す保険料算定に必要な係数等を基に、設定しています。

また、保険料率は、低所得者の負担軽減のため、第1号被保険者の所得に応じたきめ細かい多段階設定を行い、14段階の設定としています。

【図表4-14 所得段階別第1号被保険者保険料】

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 老齢福祉年金受給者で市民税非課税の人</li> <li>● 生活保護受給者</li> <li>● 市民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額(長期・短期譲渡所得の特別控除額を控除した額。以下同じ。)から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間80万円以下の人</li> </ul>	0.285	19,836 円
第2段階	市民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間80万円を超え120万円以下の人	0.485	33,756 円
第3段階	市民税非課税世帯で、公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計額が年間120万円を超える人	0.685	47,676 円
第4段階	市民税課税世帯で、本人に市民税が課税されていない人のうち、公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	62,640 円
第5段階	市民税課税世帯で、本人に市民税が課税されていない人のうち、公的年金等収入額と合計所得金額から公的年金等雑所得を控除した金額の合計が年間80万円を超える人	1.00 (基準額)	69,600 円
第6段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円未満の人	1.20	83,520 円
第7段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の人	1.30	90,480 円
第8段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の人	1.50	104,400 円
第9段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の人	1.70	118,320 円
第10段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の人	1.90	132,240 円
第11段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間520万円以上620円未満の人	2.10	146,160 円
第12段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間620万円以上750万円未満の人	2.20	153,120 円
第13段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間750万円以上1,000万円未満の人	2.30	160,080 円
第14段階	本人に市民税が課税されていて、合計所得金額が年間1,000万円以上の人	2.40	167,040 円

資料: 高齢者支援課

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

計画の取組が高齢者全般に関わることから、介護保険や高齢者福祉の担当部署のみならず、庁内関係部署の連携を強化し、一体となり計画を推進します。

また、市民、地域の活動団体、ボランティア団体、民生委員、介護保険サービス事業所、医療機関等の関係機関・団体等と連携を図り、国の社会福祉制度改革の動向を見極めながら、計画を推進します。

## 2 計画の進行管理

計画の達成状況等について、重点施策ごとに設定した数値目標によって評価します。年度ごとに、取組結果等から、各事業の進捗状況や課題等の把握及び評価をPDCAサイクル\*（策定-実施-評価-見直し）により行います。目標年度の2026（令和8）年度には、毎年度の評価に加え、アンケート調査の実施による数値目標の評価を行い、計画や施策の見直しを行います。

【図表5-1 PDCAサイクル\*】



### 3 基本目標と重点施策の評価指標と目標

	評価指標	指標のデータ	評価年	2022年度 (令和4)	2026年度 (令和8)
基本目標	要支援・要介護認定を受けていない前期高齢者の割合	要支援・要介護認定率	各年9月末	96.21%	96.44%
	主観的に健康であると感じている人の割合	次期高齢者保健福祉計画 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1回/3年	78.1%	78.3%
	主観的に幸福であると感じている人の割合			43.5%	46.3%
重点施策1	社会参加している人の割合	次期高齢者保健福祉計画 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1回/3年	男性 68.8% 女性 62.3%	男性 74% 女性 68%
	住民主体で介護予防に取り組む活動に参加する人数	各年度事業実績	各年	1,368人	1,568人
	高齢者生きがいボランティアグループのある地区数	各年度事業実績	各年	30地区	36地区
重点施策2	生きがいのある人の割合	次期高齢者保健福祉計画 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1回/3年	73.0%	75.0%
	訪問型サービスタイプ2*の利用件数	各年度事業実績	各年	59件	1,000件
重点施策3	あんしん情報カプセルの交付件数	各年度事業実績	各年	8,408件	9,360件
	高齢者生き行きサポート事業の利用者数	各年度事業実績	各年	9,013人	9,320人
重点施策4	認知症サポーター*数	各年度事業実績	各年	13,323人	15,323人
	はいかい高齢者等SOSネットワーク協力事業所数	各年度事業実績	各年	264事業所	284事業所
	認知症カフェ*の数	各年度事業実績	各年	3箇所	5箇所
重点施策5	病気などで人生の最期を迎える時が来た場合「人生の最期を自宅で過ごしたい」又は「できる限り自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」と思う人の割合	次期高齢者保健福祉計画 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1回/3年	76.9%	78.0%
	地域包括ケアシステム*深化・推進のための会議開催数	各年度事業実績	各年	37回	53回
重点施策6	介護認定審査会の審査のDX*化	各年度事業実績	各年	未実施	実施
	要介護認定結果までの平均日数	各年度事業実績	各年	32.3日	30日
	介護福祉士・介護支援専門員の就職に係る給付金交付人数	各年度事業実績	各年	未実施	20人
	「やまぐち働きやすい介護職場宣言」の認知度	次期高齢者保健福祉計画 介護人材実態調査	1回/3年	48.5%	50.0%

# 参考資料

## 1 用語解説

あ行	ICT	Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。
	ACP	アドバンス・ケア・プランニングの略であり、自らが望む医療やケアについて、自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人と繰り返し話し合い、共有する取組のこと。
	インフォーマルサービス	高齢者福祉における公的サービス以外の民間サービスのこと。
か行	介護医療院	慢性期医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者を対象とし、①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、②生活施設としての機能を兼ね備えたもの。
	介護予防支援	予防給付の対象となる要支援者が、在宅で生活できるように介護予防サービス計画の作成と調整を行うこと。
	介護療養型医療施設	長期療養が必要な要介護者が利用できる施設。療養上の管理、看護、医学的な管理の下で、介護やその他の世話、療養上の世話等を長期に行う。2023（令和5）年度末で廃止が決定している。
	介護老人福祉施設	常時介護が必要で、自宅での生活が困難な原則要介護3～5の要介護者が利用できる施設。入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、療養上の世話等を長期に行う。いわゆる特別養護老人ホームを指す。
	介護老人保健施設	看護、医学的管理の下で、要介護者に対してリハビリテーションや介護、その他必要な医療や日常生活上の世話を行う施設。医療機関と家庭の中間的な施設として位置付けられる。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービス。
	基本チェックリスト	高齢者を対象に、社会参加、運動器機能、栄養状態、口腔機能、閉じこもり、認知症、うつの程度・有無などを調べるための質問の一覧表で厚生労働省が作成。 二次予防事業対象者の把握及び介護予防事業効果の評価に活用してきたが、総合事業の実施にあわせて迅速かつ簡易にサービスにつなげていくための手段に用いる。
	キャラバン・メイット	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役を務める人のこと。
	居住系サービス	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。

か行	居宅介護支援	要介護者のサービス利用のニーズを明確にし、保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整・援助展開すること。
	ケアプラン	介護や看護の計画。介護保険制度では、「介護サービス計画書」といい、要介護者等が介護サービスを適切に利用できるように、要介護者等の依頼を受けて、その心身の状況、生活環境、本人やその家族の希望等を勘案し、利用する介護サービスの種類、内容及びその担当者等を定めた計画をいう。
	ケアマネジメント	生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法のこと。
	ケアマネジャー (介護支援専門員)	ケアプランを作成できる専門知識と技術を持ち、国が定めた都道府県試験によって資格を有することを認められた者。
さ行	在宅サービス	自宅において生活をしながら利用できる介護サービスで、訪問系・通所系・短期入所（ショートステイ）系のサービスなどがある。介護・予防給付対象サービスのうち、居住系サービス及び施設サービスを除いたもの。
	施設サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院*に入所して受けるサービス。
	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じて短期間の「泊まり」や「訪問」を組み合わせ提供するサービス。
	生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）	生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘等、地域資源の開発や地域のニーズと地域支援のマッチング等を行う。
	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する病気のこと。
	成年後見制度	認知症や精神障害などにより判断能力が不十分で意思決定が困難な人について、代理人（後見人）などが代わりに契約の締結を行うなど、法的に保護する制度。
	総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業のこと。要支援者等の多様な生活支援ニーズに地域全体で対応するため、従来の予防給付相当サービスに加え、地域の実情に応じて住民等が参画する等の多様なサービス等を提供する。これにより、在宅生活の安心確保とともに、高齢者の社会参加促進、自立支援・介護予防・重度化防止及び費用の効率化も図る。総合事業は、介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業とで構成される。

た行	タイプ 1	岩国市では2016（平成28）年度開始となった、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のひとつであり、介護予防相当サービスのこと。
	タイプ 2	岩国市では2016（平成28）年度開始となった、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のひとつであり、緩和した基準によるサービスのこと。
	タイプ 3	岩国市では2016（平成28）年度開始となった、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のひとつであり、住民ボランティアグループ等により提供されるサービスのこと。実施団体に対し、市が活動費助成を行う。
	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。 地域共生社会の実現に向けては、高齢者を対象とした「地域包括ケア」の理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者、子どもなど生活上の困難を抱える人にも対象を広げた包括的支援体制が必要である。
	地域包括ケアシステム	誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制・仕組み。
	地域包括支援センター	2006（平成18）年度に市が設置した高齢者の総合的な相談窓口であり、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関のこと。地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて、中心的役割を果たすことが求められている。
	地域包括支援ネットワーク	地域の実情に応じて、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、地域のサービス利用者やその家族、地域住民、職能団体、民生委員及び社会福祉協議会等の関係団体等によって構成される「人的資源」からなるネットワークのことで、地域包括ケアの推進において不可欠なもの。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	入所定員が29人以下の介護老人福祉施設に入所する要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、療養上の世話を行うサービス。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員が29人以下で介護専用型の有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者、その配偶者等に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、療養上の世話を行うサービス。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時対応を行うサービス。	

た行	DX (デジタルトランスフォーメーション)	企業や行政などの活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどがデジタル技術の導入と浸透により根本的に変革すること。
	特定健康診査	2008(平成20)年度から各保険者に義務付けられた40歳以上75歳未満の健康保険被保険者を対象とする健康診査のこと。
	特定保健指導	特定健康診査の結果により、生活習慣病の予防・改善が必要と認められた人を対象とした生活習慣を見直す支援のこと。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要介護者等に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、療養上の世話を行うサービス。入居者が要介護者、その配偶者等に限られる施設を「介護専用型」という。
な行	日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で、日常生活を送ることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域のこと。
	認知症カフェ	カフェのようにリラックスした場所で、お茶を飲みながら認知症の人と家族、地域住民、専門職等が集い、介護の悩みなどを語り合う場。
	認知症ケアパス	認知症の症状、認知症の人や家族の相談窓口、適切なサービス提供の流れを示したもの。
	認知症サポーター	自治体や地域の職域団体、企業などが開催する認知症サポーター養成講座を受けた人の呼称。
	認知症初期集中支援チーム	認知症の人と家族を支援する専門家によるチームであり、配置することにより、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。
	認知症対応型共同生活介護	認知症のある高齢者について、共同生活を営むべき住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練等を行うサービス。いわゆるグループホームのこと。
	認知症バリアフリー	認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていけるよう、生活のあらゆる場面で障壁を減らしていくこと。
	は行	8050問題
P D C A サイクル		Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)のプロセスを繰り返し、業務を改善していくこと。
福祉用具購入		入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合に購入費が支給される。

は行	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行う。
	フレイル	加齢とともに筋力や精神面が衰える状態のことで、健康な状態と日常生活でサポートが必要な介護状態の間を意味する。
や行	ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、学業や友人関係に影響が出てしまっている子どものこと。

## 2 岩国市高齢者保健福祉計画策定委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画（以下「岩国市高齢者保健福祉計画」と総称する。）の策定に当たり、岩国市高齢者保健福祉計画の素案に係る市民及び学識経験者の意見を聴くため、岩国市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 市長が委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 岩国市高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
  - (2) 岩国市高齢者保健福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関する事項
  - (3) 岩国市高齢者保健福祉計画の推進方策の検討に関する事項
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、岩国市高齢者保健福祉計画の推進に必要な事項
- (構成)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって構成する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が参加を求めることにする。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療、福祉等の関係団体の代表者
- (3) 被保険者
- (4) 市民のうちから公募により選出された者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長がその座長となる。

3 市長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、高齢者支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

### 3 計画策定委員会構成委員

(五十音順・敬称略)

	委員名	団体名	備考
	阿部 秀樹	公募委員	公募
	安堂 卓也	岩国市PTA連合会	2号被保険者
	江見 享子	岩国YMCA保健看護専門学校	保健関係
	岡本 茂雄	玖珂歯科医師会	医療関係
副委員長	越智 裕昭	山口県岩国健康福祉センター	県関係
	河田 尚己	岩国薬剤師会	医療関係
	木村 友和	岩国市介護支援専門員連絡協議会	福祉関係
委員長	小林 元壯	岩国市医師会	医療関係
	小林 敏生	広島文化学園大学	学識経験者
	隅 喜彦	岩国市社会福祉協議会	福祉関係
	寺道 一輝	特別養護老人ホーム灘海園	福祉関係
	廣中 喜代子	岩国市民生委員・児童委員協議会	地域住民代表
	福田 博一	岩国市自治会連合会	地域住民代表
	藤井 昭久	岩国市老人クラブ連合会	1号被保険者
	山本 孝博	権利擁護センターぱあとなあ山口	福祉関係
	山本 秀明	公募委員	公募

## 4 計画策定委員会開催状況

回	開催日	審議内容等
第1回	2022（令和4）年 12月21日（水）	・ 計画策定スケジュールの説明 ・ 高齢者の保健福祉に関するアンケート調査の実施について
第2回	2023（令和5）年 6月28日（水）	・ 2022（令和4）年度点検・評価 ・ 高齢者の保健福祉に関するアンケート分析結果報告
第3回	2023（令和5）年 8月25日（金）	・ アンケート結果に係る委員意見 ・ 基本理念、基本目標
第4回	2023（令和5）年 10月31日（火）	・ 計画（骨子案）について
第5回	2023（令和5）年 12月19日（火）	・ 計画（素案）について ・ パブリックコメントの実施について
第6回	2024（令和6）年 3月21日（木）	・ パブリックコメントの結果報告について ・ 計画の校正案について ・ 計画の概要版について



**岩国市高齢者保健福祉計画**  
**(老人福祉計画及び第9期介護保険事業計画)**

発行年月 2024 (令和6)年3月  
発行 岩国市  
編集 岩国市 福祉部 高齢者支援課  
〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号  
Tel 0827-29-2511 Fax 0827-22-0928  
kourei@city.iwakuni.lg.jp

